

東海大学総合社会科学研究

2025 第8号

[論文]

ミュージアム・マネジメント

エデュテインメントの実践..... 岩谷 昌樹 1

持続可能な観光の実現に向けた、ハワイ州の観光戦略の歴史

—HTA（ハワイ州観光局）を対象に— 二重作 昌満 12

観光資源としての「わさび」の現状と課題 田中 伸彦・竹内 真一 18

なぜ北欧で左派小政党が躍進したのか

2024 年欧州議会選挙の結果分析 柴山 由理子・秋朝 礼恵 26

[研究ノート]

地方公共団体における成果連動型民間委託契約方式の動向と今後の可能性..... 大塚 敬 37

こどもの権利救済に何が必要か

—スウェーデンと日本のこどもオンブズマン制度から考える—..... 岸田 雪子 42

公務員の教員採用試験の多様化をめぐって

—国家公務員採用試験への波及と今後の課題を中心に—..... 原田 悠希 47

ミュージアム・マネジメント エデュテインメントの実践

Museum management Edutainment Practice

岩谷 昌樹 *

IWATANI Masaki

【要旨】 ミュージアムは展示物をベースとした機能的なものから、人々をベースとした意図的なものになりつつある。この移行では人々が楽しみながらいかに学べるかというエデュテインメントが鍵を握る。エデュテインメントを与えることに成功しているミュージアムからミュージアム経営の要点を考察する。

【Abstract】 Museums are changing from functional ones based on exhibits to intentional ones based on people. Edutainment, which allows people to learn while having fun, is key to this transition. We will examine the key points of museum management from museums that are successful in providing edutainment.

キーワード：ミュージアム、ミュージアム・マネジメント、エデュテインメント

Key words: Museum, Museum Management, Edutainment

1 ミュージアムとは何か？

京都府宇治市に源氏物語ミュージアムがある。宇治での観光のメインは平等院鳳凰堂であるが、そこから少し離れたところにこのミュージアムはある。実際に筆者が訪れた際、最初はどこにあるのか分からないほど、普通の町並みに溶け込むような形で存在していた。

入り口がすぐにはなく、木で囲まれた小道を歩くことでエントランスに誘導される。入場するところから源氏物語ミュージアムは「みやび」を伝えており、作品世界へと誘っている。ミュージアムには公園が隣接しており、母子が楽しく遊んでいたのを目撃した。生活の日常にこうした施設が入り込んでいることは、まさしくエデュテインメントである。

一方、大阪市中央区の大阪産業創造館の地下1階には大阪企業家ミュージアムがある。主展示は「企業家たちのチャレンジとイノベーション」をテーマとしたものであり、紡績、金融、建築、鉄道、化粧品、洋酒、家電な

ど明治以降の時代に様々な分野で活躍した大阪のアントレプレナーを紹介している。

他には、約13分の映像「大阪の企業家精神のルーツ」やデジタルアーカイブがあり、映像ライブラリーや文献資料も充実している。過去だけでなく、現在の企業家を讀める「KIGYOKA-ing」のコーナーもある。これは将来、企業家を志す者にとってのモチベーションにもなる。また「ナイトミュージアム講演会」という企画も行なうなど「企業家」に焦点を当てた稀有なミュージアムである。

他方、JR川崎駅近くにあった東芝未来科学館（川崎市幸区、2024年6月閉館）では、東芝の主力事業の1つである半導体の仕組みをゲームで表現した「ナノライダー」や、ビルのエレベーターや空調などを効率良くコントロールすることを学ぶ「ビルタッチ」など体験型コーナーが充実していた。これにより、東芝が力を入れている事業である電子デバイスや社会インフラへの理解を深めてもらうのが狙いであった¹。

以上のように例えば宇治に行き、平等院とともに源氏物

* 東海大学経営学部経営学科教授

語ミュージアムにも足を運ぶ。あるいは大阪に行った際に、大阪のグルメを味わうだけでなく、大阪企業家ミュージアムも見学するといったように、観光や行楽において単に楽しむだけでなく、そうしたツーリズムやレジャーを消費する最中に何らかのこと（例えば歴史、文化など）を学ぶ。あるいは東芝未来科学館のように川崎駅に出かけたついでに気軽に足を延ばすことで東芝について学ぶという経験を持つことができる。それらは学習経験を楽しませながら提供するエデュテインメント型のミュージアムである。

癒しを求めること。感動すること。興奮すること。美しいものに触れることといったことがフルに揃うことで人は満足感を得る。そうした「悦びのフルセット」を提供している場所の1つがミュージアムである。

ミュージアムとは『類のない独特の提供物、すなわち豊かで、感覚的で、多面的な経験を真正で形ある物品を使い、学術的でかつ充実した情報と解釈を加えながら提供する場』²である。

もっと短く言えば「文明の意味を明らかにし、記録し、支える大切な機関」³である。ミュージアムなしでは、人々は過去の理解ができない。現状の状態に対応できない。未来に向けて前進することができない。美、歴史、自然、宇宙についてのすばらしい経験を楽しめない。そこから学ぶこともできない。それほどの価値がミュージアムには宿っている。

そうしたミュージアムの基本要素は、①外観・内装を含めた施設（setting）そのもの。②オブジェクト、コレクション、展示。③解説資料（ラベル、説明文、カタログなど）。④プログラム（講演会、上演会などの付随サービス）。⑤サービス（食事、買い物、休憩所など）の5つである⁴。

人によっては6つ目の基本要素として、どれだけ来館者に時間を有効に活用できるようにしているかという「工夫の度合い」を挙げることがある。要するに、ビジターに対して「無関心ミュージアム（nonresponsive museum）」であってはならないということである。

工夫の度合いで、モデルケースとなるのはイギリスのV&A（ヴィクトリア&アルバート）の実施した「The Next Generation」である。これは、美術について明るくない14～25歳の若者を無作為に選び、彼らをアドバイザーとして様々な面からの提案をしてもらうという制度である⁵。

例えばレストランではどのようなものをいくらず提供したらよいのか。あるいはデートコースで活用するには

何が必要かといったバックヤードサービスに関する提案や、若者の関心の高いナイキの靴を手がかりとして、靴のファッション史という展示はどうかという企画案などを出してもらう。

このように「その次の世代」が自分の思い描くデザインやアート観をV&Aにぶつけるという参加性が功を奏した。イギリスに顕著なミュージアム主導の都市再生の鍵を握るのは、そこに「知の成長（来館者のコト消費：ミュージアムで来館者がどのように成長したか）」があるかどうかと言われる⁶。

工夫の度合いが問われ出したことで、ミュージアムの定義が、①展示物をベースとした機能的なもの（ミュージアムは学習と教育のためにアートを獲得し、保存し、コミュニケートし、展示する）から、②人々をベースとした意図的なもの（ミュージアムは社会的信頼を有する収集物から人々が楽しみ、学ぶためにある）に変わりつつある⁷。

この定義の移行においては、人々が楽しみながらいかに学べるかというエデュテインメントが鍵を握っている。本稿では、こうしたエデュテインメントを与えることに成功しているミュージアムの事例研究に基づきながら、ミュージアム・マネジメントの要点について考察したい。

2 ミュージアム経験の提供と館長の能力

ミュージアムは、そのミッションとアイデンティティの異なりから、次の4つに分かれる⁸。①展示品中心の伝統的なもの（traditional object-oriented museum）。②伝統的なものからの派生型（modified traditional museum）。③地域に根ざしたもの（community-oriented museum）。④物語性と経験を重視するもの（storytelling, experience-oriented museum）。

また、具体的に見ると次の11種類に分けることができる⁹。①美術館（art museums）¹⁰。②歴史博物館、歴史センター、記念館・旧跡（history museum, history centers, historic house, sites）¹¹。③科学博物館、科学技術センター（science museums, science and technology centers）¹²。④自然史博物館、人類学博物館、民族学博物館（natural history, anthropological, ethnographic museums）¹³。⑤動物園、植物園（zoological parks, botanical gardens）¹⁴。⑥子ども博物館、青少年博物館（children's, youth museums）¹⁵。⑦コミュニティ博物館、民族博物館（community, ethnic museums）¹⁶。⑧特殊

博物館 (specialty museums)¹⁷。⑨総合博物館 (general museums)¹⁸。⑩百科全書型ミュージアム (encyclopedia museums)¹⁹。⑪小規模ミュージアム (small museums)²⁰。

これらミュージアムの競争相手は、次の4種類に分かれる²¹。①欲望競合 (desire competition) …何を満たしたいか (仕事、運動、家事、娯楽、学習、審美的経験)。②一般的競合 (generic competition) …どんな審美的経験をしたいか (家でテレビ、ビデオで芸術、インターネットで芸術、映画、公共の場でアート経験)。③サービス形態競合 (form competition) …どんな芸術体験をしたいか (劇場、音楽会、ロックコンサート、ダンス、ミュージアム、野外の芸術祭)。④事業競合 (enterprise competition) …どんなミュージアムに行きたいか (都会の大規模なもの、近隣の小規模なもの、大学のアートギャラリー、民間のギャラリー)。

このように幅の広い競合相手に対抗するため、ミュージアムに共通した現在の使命は、インプット (inputs: コレクションなど) とアウトプット (outputs: 展覧会など) を充実させながら、アウトカム (outcomes: ミュージアムで提供するものが来館者に何らかの効果を与えること) を行なうことにある。これは、人々に「ミュージアム経験」を与えるということである。

ミュージアム経験とは、①レクリエーション (recreation: 自由に歩き回る、食事をする、ギフトショップで買い物をするなど)。②交流・社交 (sociability: グループで出かけるなど)。③学習経験 (learning experience: 新しい芸術の形を見る、解説を読むなど)。④審美的経験 (aesthetic experience: 同じ画家の作品を比較してその質や類似点、相違点を評価するなど)。⑤祝祭的・賞賛的経験 (celebrative experience: 敬意や尊敬の念を抱きながらアイコンを鑑賞するなど)。⑥魅惑的経験 (enchancing experience: 悦びをもって鑑賞するなど) という6つの経験のうちのいずれかを得ることである²²。

これらの経験は、人々が満足するレジャー経験の6つの特質を網羅するものである。6つの特質とは、①新たな経験への接近…祝祭的・賞賛的経験。②何か時間とお金をかける価値のあることをすること…審美的経験。③その環境下で快適さを感じる…レクリエーション。④学習の機会…学習経験。⑤積極的な参加…魅惑的経験。⑥社会的相互作用…交流・社交である²³。

こうしたレジャー経験を授けるには、ミュージアムは他では味わえないものを提供する場とならなければならない。「ワン・アンド・オンリー」の経験ができるような取り組みをなす必要がある。それには機会コストとい

う概念が重要となる。機会コストとは、ある1つの活動に的を絞って、それに経営資源を投入してしまうと、他の活動にはその経営資源が活用できないということである。

機会コストをかけると、ミュージアムの差異化が可能になる。差異化は、サービス面 (質の高い情報など)、スタッフ面 (親切、丁寧など)、技術面 (コンピュータによる情報提供など) のいずれか、あるいはそのすべてからなされる。

このように、機会コストを検討して、差異化を図ることを通じて、ユニークなミュージアム経験を提供することに誰が責任を持つのかといえ、ミュージアム館長 (museum director) である。ミュージアム館長には、次の4つの能力が問われる²⁴。①ミッションを定めて、それを斬新により一般市民に向けて推し進める能力 (ビジョン力)。②既存利用者ならびに新規利用者をひきつける強力なプログラムをこしらえる能力 (開発力)。③ミュージアム固有の提供物と対象市場に関する経験や専門知識 (知力)。④ミュージアムの財政基盤を拡大する能力 (資金調達力)。以下では、こうしたミュージアム館長の能力をベースとした美術館 (金沢21世紀美術館) と動物園 (旭山動物園) のケーススタディからミュージアム・マネジメントの要点を押さえていく。

3 にぎやかな美術館：金沢21世紀美術館²⁵

「芸術を愛することは、他者とのコミュニケーションを愛し、個人の尊厳を認め、異なった価値観や個性を尊重しようという態度の意思表示でもある」と言うのは、南條史生 (2006～2019年、森美術館館長) である²⁶。観光において美術館を訪問する者が多いのは、そこで異なる価値観や個性を見つめることができるからである。例えばパリに行けばルーブル美術館に訪れるということは、日本人にとって「定番」のコースとなっている。そのように、観光において美術館は必ず含まれる「必修科目」のような場所である。これは美術館が観光資源となっていることを示す。観光資源としての美術館は、次のように分類できる²⁷。

①観光地先行型…観光地として定着している、土地に根ざさない美術館が乱立する。軽井沢、安曇野、伊豆、箱根といった避暑地や別荘地、保養地に多い。②観光地化と美術館設置併走型…固有の場と人を生かした美術館が育つ。京都府舞鶴市の赤れんがパーク、鳥取県境港市の水木しげるロードなど。③美術館中核型…美術館が観

光地化を牽引する。岡山県倉敷市の大原美術館など。④都市の中での観光…複数の美術館が連合して集客をはかる。台東区、六本木など。その他、地域活性化のために行うアートイベントも、観光資源としての美術館の範疇に入る。

こうした分類において、③美術館中核型に該当するのが、2004年10月にオープンした金沢21世紀美術館である。この建築を手がけた西沢立衛は、この美術館が、各展示室が独立して配置されているという空間構成をとることで「いままでとはちょっと違う展覧会もありうるのではないか」という建築側からの問いかけをなしたものだ²⁸。つまり、キュレーターに対して、新しい展覧会や企画の在り方を考えてもらいたいという意図があったのである。

ここの初代館長として尽力した蓑豊は、ミュージアム館長としての能力を十分に持ち合わせていた。彼は「当たる」展覧会をやるのではなく、優れた展覧会を「当てる」というのが自身の仕事であると見なす²⁹。格式高い美術館のそれまでのイメージを一新させ、「つい、ふらりと家族で立ち寄りたくなるような美術館（ハードルの低い美術館にして交流館）」というものを成立させたのである。

「美術館は市民の応接間である」というのが蓑豊のビジョン力の根底にあった。そうしたビジョンを具現化したのが、午前9時から午後10時まで開いている、円形平屋のガラス張りの建物で、中の様子が見え、四方どこからでも出入りができ、無料ゾーンが多くある美術館であった。

こうした開発力に長けたつくりの美術館で、蓑豊が最重視した来館者は子どもだった³⁰。子どもが好奇心をもって遊べるような体験型の作品を数多く用意し、エデュテインメントを提供する場になろうとした。子どもに感動を与えたり、創造力を高めさせたり、心を豊かにさせたりしようとしたのである。このターゲティングは、蓑豊の知力によるものだった。

だから、館内を暗くはせずに明るくしており、中の様子を見せて自分と同じような子どもの姿が見えることで安心させ、ガードマンがいると萎縮するので制服姿はさせないようにした。こうした開発力によって、日本唯一の「にぎやかな美術館」が誕生したのであった。

こうした美術館の誕生は、蓑豊が大阪市立美術館館長時代で培った知力からもたらされた。2000年、フェルメール展を開催した時に、周辺の商店街にポスターを貼ってもらったり、半券を提示したお客に割引サービス

をしたりするという協賛を仰いだ。地元との良好な関係が美術館運営を支えるということを深く理解していたのである。

そこから「美術館が街をつくり、文化が経済をつくる」という経験則を得た。金沢でもこの考えのもと、周辺の飲食店街からの賛同に支えられながら来館者数を伸ばした。

ここに蓑豊は、テーマパークとの違いを見る。テーマパークに来る客はテーマパーク内だけで体力・資金ともに消費し、その周辺の街では余力が残っていないためお金を落とさない。それとは違い、金沢では美術館に来た者が周辺でも買い物をするので、金沢市への経済波及効果がある、と。

そうした波及効果づくりのキーマンを子どもに置いた。彼らに来館してもらうために、金沢市から5,000万円の予算を取り付ける資金調達力によって、市内の小中学生数4万人と教師1,000人全員を送迎バス付きで無料招待した。

来館時には「もう一回券」という5ヵ月間の期限付きの子ども無料券が2枚付いたパンフレットを渡した。手元に自分のチケットがあるので、子どもが親を誘って再来館するという珍しいパターンをつくり出したのである。これは1年で7,000枚以上回収できるほど集客力に貢献した。

こうした仕組みづくりは「人が来なければ美術館の意味がない。そのためには、館長は経営者でなければならない。絶えず経営努力をしていかなければならない」という蓑豊の経営哲学の実践に他ならなかった。

現在では小学4年生にしばって招待を続けている。なぜかという、低学年だとまだ集中力がなく、記憶にあまり残らないし、高学年だと異性に興味を持ち始めているから注意力に欠けるからという。蓑豊が結論として出したのは、何にでも興味を示す、吸収力ある10歳にエデュテインメントを尽くし、未来の担い手を育成しようというものだった。

このように、これからの美術館は「センター・オブ・エデュテインメント (COE)」として機能することが問われている。元文化庁長官でポーラ美術館長の植木浩が言うように「センター・オブ・エンライトンメント (啓蒙・啓発)」「センター・オブ・エンジョイメント」「センター・オブ・エンチャントメント (魅力)」「センター・オブ・エクスチェンジ (交流)」といった多様な意味合いを有するCOEとなることも求められている³¹。

それには、金沢21世紀美術館のように、ミュージアム・

リーダーの果たす役割が重要である。大きな役割には、①ミュージアムの長期的未来を考えたビジョン、戦略、組織を構築すること。②ミュージアムが円滑に機能するようなシステムやフレームワークをつくり上げること。③外部の利害関係者とうまく折り合いをつけること。④模範 (exemplar) となり、外部へのイメージづくりと内部へのモチベーションを図ることで、ミュージアムの調子を整えること (set the tone)。⑤最終的な仲介役を買って出ること、責任転嫁に歯止めをかけること (the buck stops here)。⑥人材を集めて、ミュージアムの進化を止めないことといったものが挙がる³²。

4 命の尊さが伝わる動物園：旭山動物園³³

既述した金沢 21 世紀美術館との共通点が、しばしば指摘されるのが旭山動物園である。どちらも、ルノアールの絵あるいはパンダといった目玉を持たず、地方都市でありながら集客力を誇っている。

そうした旭山動物園は 1983 年に年間入園者数がそれまでの最高の 59 万人を迎えたが、1996 年にはそれまでで最低の 26 万人となった。そこで子どもと大人も行きたくなるような魅力ある動物園づくりに取り組んだ。それがマスコミにも取り上げられた「14 枚のスケッチ」という理想の動物園像を描いた、有名なエピソードにつながったのである。

地上 14 メートルのところに網を張って巨大な鳥かごにした「ととりの村」(1997 年 9 月オープン)、ものすごい速さで空を飛んでいるように泳ぐ姿が見られる「ペンギん館」(2000 年 9 月オープン)、プールにダイビングして泳ぐ姿とその際の毛並みの美しさが見られる「ほっきょくぐま館」(2002 年 9 月オープン)、透明な円柱トンネル (マリヌウェイ) で 360 度方向から泳ぐ姿が見られる「あざらし館」(2004 年 6 月オープン)³⁴、地上 17 メートルのところに備え付けられた水平のロープにつかまり、その強い握力 (オスで 400 キロ以上) を用いて片手で空中散歩をする姿が見られる「おらんうーたん館」(2005 年 1 月オープン：空中運動場は 2001 年 8 月にオープン) などが、スケッチの実現となった。

その結果、2004 年 7 月 8 月および 2005 年 7～9 月に上野動物園の月間入園者数を上回った。年間の入場者数も 2000 年に 54 万人、2001 年に 58 万人、2002 年に 67 万人、2003 年に 82 万人、2004 年に 145 万人、2005 年に 207 万人、2006 年に 304 万人、2007 年に 307 万人と、右肩上がりが増加した。

2002 年には旭川大学が「動物園が地域経済に及ぼす影響 - 旭山動物園および園内施設整備にかかる経済波及効果分析報告書 - 」をとりまとめ、それまでに旭川市が動物園に投資した額は 16 億 1,239 万円であり、その総合波及効果 (遠方からの来園者が入園料以外で出費する宿泊代や飲食代など) は 43 億 1,065 万円と、2.67 倍の波及倍率であることが明らかにされた。2004 年には投資額の 6 倍にあたる 190 億円の波及効果があることが報告された。こうした数値的裏付けが市からの継続的投資を可能にした。

2008 年では 277 万人³⁵とやや減少し、ブームの小休止を迎えた感はあるが、公立動物園の年間入園者数は所在都市の人口ほどあればいいと言われる中、31.6 万人の旭川市にとっては、それを大きく上回るほど驚異的な入園者数を記録したのは確かな事実である。

①立地的に有利とは言えない。②時期によっては寒さと雪という気候条件も良くない。③パンダなどの客寄せの動物もいなければ、動物が曲芸をするわけでもない。旭山動物園のそうした目覚ましい成果は「奇跡」と呼ばれた。

その奇跡は、めいめいの動物が最も特徴的な能力を発揮できる環境を整えて「魅せ方」を工夫することで生まれた。これは「行動展示」というコンセプトの誕生でもあった。

この行動展示の基本をなす考え方は「野生動物は家畜・ペット種とは違う生き物」であり、そうした「自分とは違う生き方、感じ方をする生き物の存在を知るため」というものである³⁶。野生動物は、他種の生き物を信用しないし、しつけることもできない。しかし尊厳に満ちた存在である。

尊厳に値するのは次の理由からである。①異種ゆえに分かり合えないから野生動物が大切である。②人間と野生動物が対等であるから一緒にいると心が安らぐ。③そうしたことから自分は生態系の一部 (全体のかけら) だと感じることができる³⁷。それらを伝えるための行動展示である。

「ペンギンの散歩」という行動展示は、ペンギンの運動不足を解消するために閉園後に行っていたのが、ペンギンが開園時間中でも歩きたいという態度を示すので、外に出したことがきっかけで始まった企画であった。

また、マリヌウェイにアザラシが通るのは、アザラシが好奇心旺盛な動物であり、人が来るとアザラシのほうから見に来るからだった。これは、人にアザラシ

の「猫じゃらし」の役割を行なわせているということである。

ホッキョクグマが水槽に向かって飛び込んでくるのも、人の姿がやはり気になるからであった。猫じゃらしの距離にあるから、見ている者にとっても迫力が出るということになる。

あるいは、クモザルとカピバラ、ゾウとペンギン、キリンとホロホロチョウのように、異種の動物を同居させる「共生展示」を行なっているのも、動物に刺激を与えることで豊かな時間となるし、異種との共存が自然本来の在り様（生物が自身の居場所を定め、棲み分けていく様）だからである。

このように、決して動物に無理強いせず、ストレスを与えないようにしている点に「行動展示」の本質がある。入園者だけでなく、動物の視点も施設づくりに取り込むことで、旭山動物園の独自性が生まれる。動物に幸福感を与える「環境エンリッチメント」という取り組みである。その取り組みは学術研究に裏付けされた理にかなったものである。

通常、動物園は、①博物館的に、その姿形で分類して檻に入れる「形態展示」（サル、クマなど種ベース）。②現在アメリカやヨーロッパで採用されている、その生息環境を最大限に再現するために檻の中を故郷のようにデコレーションする「生態的展示」（サバンナのライオン、タイガ地帯のアムールトラなど生息地ベース）。③ジオラマ的に、生息地域別に展示する「地理学的展示」（アフリカ、アジアなど地域ベース）のいずれかの展示法を採る。

それに対して、旭山動物園は「行動展示」という第4の展示法、つまり動物たちの生き活きとした姿、つまり驚異的な能力（動く時の迫力や、水を飲む時などに知恵を使う場面）を魅せる点で他園と一線を画した。

生態的展示との違いは、生態的展示は動きよりも佇まいを見せるのに対し、行動展示は動物が走ったり飛んだり泳いだり捕食したりする姿を魅せるという点にあった。

また、動物園が山の斜面にあることを逆手にとった「もうじゅう館」（1998年9月オープン）や「さる山」（1999年7月オープン）は「立体展示」として成立させた。映画でいうところの3D上映さながらである。

特に、それまでは「見下げ」の展示（人間の目線より下に動物が置かれること：人間優位）が多かったさる山は、動物への「見くだし」につながり、生命の尊厳を伝えきれていなかった。その反対に「見上げ」（人

間の目線より上に動物が置かれること：動物優位）の展示では、動物の固有の美しさや保護のメッセージを伝えられ、名声の尊厳を無意識に感じる体験を生みだす空間をつくることできる³⁸。

この「見上げの景」などを通じて、動物の「運動能力や知的能力の見える化」を果たすことで、動物と入園者との距離感が縮まる。それだからこそ、動物の命の尊さ、老いや死の意味が入園者に伝わるのである。「伝える」のではなく「伝わる」ということが、旭山動物園ではなされている。

そこには、レクリエーションとしての動物園の存在意義がある。小菅正夫・前旭山動物園園長は「〈recreation〉 - つまり人間性の再創造」であるから「動物園は、人が人らしく生きていくために絶対に必要な施設」³⁹だと唱えているところに「伝わる」、もっと言えば「伝わらなければならない」動物園のミッションに気付かされる。

「動物園で動物を見て、『かわいい』って言っている間は、人が動物をペットか、おもちゃのように下にしているんです。大の大人から『すごい!』という声が出なくちゃ、野生の動物の命を感じてもらったことにはなりません」⁴⁰という彼の言葉がレクリエーションの意味を雄弁に語っている。

また、1987年から8月の数日間に限り、夜9時まで開園する「夜の動物園」を始めたのも、ネコ科動物（ライオン、トラ、ヒョウなど）が、昼間は無駄なエネルギーを消費しないように寝ている（食料が十分に得られないかもしれないので動かなくてもよい時は極力じっとしている習性がある）ので、夕暮れから活動し始める姿を魅せるためであった。

このように動物と入園者の距離感を縮めるにあたって、強力な援護射撃となったのが飼育係による「ワンポイントガイド」や「手書きポップ」だった。ワンポイントガイドは動物舎の前で、自身が担当する動物の説明を入園者に対して行なうというものである。紙芝居で説明したり、クイズ形式にしたりなど担当者ごとに創意工夫がなされた。

手書きポップは、書店で見かける宣伝方法と同じく、動物の説明が飼育係の直筆でなされたパネルである。コストがかかるから手書きになったということもあるが、直筆のほうが最新情報（動物の子どもが生まれたことや高齢の動物が亡くなったこと、他の動物園からやってきたことなど）や注意事項を伝えやすかった。

こうした活動を行なうことを通じて、飼育係という

名称は「飼育展示係員」へと変わっていった。「飼育をする人」から「飼育をし、展示することで動物の魅力を伝える人」という意識が増したのである。

このような飼育展示係員による活動について、坂東元・前園長は次のように語る。「うちは『串団子』なんです。団子ひとつずつを見れば、大きい、小さいといろいろある。大切なのは、それぞれの団子が一本の『軸』に刺さっていること。『軸』に刺さってさえいれば、大きい、小さいは個性であり、その個性を活かせばいい」⁴¹。この見解に旭山動物園の組織の在り方が凝縮されている。こうした串団子という見解は、観光ビジネスにおいて最も重要なファクター（観光の経済効果に最も貢献するドミナント要素）である「観光人材のクオリティ」⁴²というソフト要素をうまく開発できていることを物語っている。

こうした旭山動物園が目指すべきところは、どのようなものであろうか。商店街を研究する酒巻貞夫は、地域ブランドとしての旭山動物園に期待するものとして、①動物をテーマとした景観づくり。②ブランドを付けた特産品の販売。③芸術家や工芸家が暮らしやすい街づくりの3点を挙げる⁴³。

こうした取り組みは、次の3つの地域価値の創出にもつながる。1つは、動物をテーマに景観が整うことによる「風土的価値（自然）」の創出。いま1つは、特産物の提供による「歴史的価値（記憶）」の創出。また1つは、暮らしやすくなることによる「人の営みの価値（生活）」の創出である⁴⁴。

このような3つの地域価値により、旭山動物園の周辺地域自体が博物館的機能を拡大することになり、地域が「学び場」として進化する。このことが自然や文化の再発見につながり、旭山動物園が「エコ・ミュージアム」の中核として位置付くことになる。

この指摘は、マーケティング論の大家であるフィリップ・コトラーが、ミュージアムがインターネットや映画、テーマパークといった他のエンターテインメントと競争するには「旅行者や地域住民に人気があり、地域経済の発展に大きく貢献する文化地区に複数のミュージアムを集めること」⁴⁵を有力な対策法として唱えていることと方向を同じとする。

旭山動物園の場合、周りに実際にミュージアムを新設しなくとも、動物をテーマにして景観を整え、動物園ブランドのグッズを販売し、アーティストが集うような場所にしていくことで、街全体がミュージアムとしての魅力を持つようになり、ツーリストを招き寄せ

る吸引力となる。それがエコ・ミュージアムという旭山動物園が目指すコンセプトである。

付け加えて述べると2009年4月、旭山動物園の園長に就任した坂東元は「日本人はパーツ、すなわち細部から入って、全体を見るのが得意だ。逆にアメリカ人は全体から入るのは得意だが、細部にいくと大雑把になる」と語る⁴⁶。

また、前園長の小菅正夫は「井の中の蛙、大海を知らず。されど、天空の高さを知る」という諺を引き「おれたちも、北のはずれ、北海道の旭川にいるから、井の中の蛙かもしれない。でも、井戸の中から高い空を見上げていれば、広さは知らなくても、ものごとの深さは知ることができる」と語る⁴⁷。

実はここにエンターテインメント性追求のヒントが潜んでいる。つまり、細部（ディテール）にこだわることで、その空間に深みを出すということである。深みがあることで、教育的価値も高まり、そのエンターテインメント性はエデュテインメントとしての性質を帯びるようになる。

5 博物館に問われる3つの能力

博物館法で定められる博物館（登録博物館）とは、都道府県教育委員会に登録され、社会教育のための機関ということになる。これに該当しないもの、すなわち社会教育機関だけではなく、研究機関や文化機関、広報機関、観光施設など多種多様な法的位置付けがされたものは博物館相当施設として公認され、社会的信用を得られる⁴⁸。

博物館法では、国が設置者になる場合は除外されるので、国立の博物館は登録博物館にはなれないため、多くの国立博物館は博物館相当施設として指定を受けている。

登録博物館や博物館相当施設には指定されていないが、それらと同等の規模を持つものは博物館類似施設となる。

2002年度での法区分別数（合計5,363）で見ると、登録博物館が819、博物館相当施設が301、博物館類似施設が4,243となり、博物館類似施設が圧倒的に多い⁴⁹。

同年度での種類別数（合計5,363）では、最も多いのが歴史3,091（57.6%）であり、その次に美術1,034（19.3%）、科学444（8.3%）、総合366（6.8%）、植物園141（2.6%）、野外96（1.8%）、動物園93（1.7%）、水族館75（0.4%）、動植物園23（0.4%）と並ぶ⁵⁰。

（財）日本博物館協会が2003年に公表した報告書『博

博物館の望ましい姿』は、今後の博物館のあるべき姿を「市民の視点に立ち、市民と共に創る博物館」とした。そのために必要となるのは、次の3つであるとされた。

①社会的な使命を明確にし、人々に開かれた運営を行なう博物館。これにはマネジメント能力が問われる。②社会から託された資料を探究し、次世代に伝える博物館。これにはコレクション能力が問われる。③知的な刺激や楽しみを人々と分かち合い、新しい価値を創造する博物館。これにはコミュニケーション能力が問われる。

この3つの能力は博物館だけでなく、美術館や動物園などミュージアム全般の今後に欠かせないものである。特に博物館には、②のコレクション能力が基本的な機能となる。

情報時代の現代では梅棹忠夫が「ものにまつわる、あるいはものに直接関係のない、さまざまな情報こそは、博物館のもっとも重要な収集の対象であります。その意味では、博物館の『物』という字は誤解を招きやすいので、むしろ、博情報館、あるいはちぢめて博情報館といったほうがいいのではないか」⁵¹というような存在にならなければならない。

6 ムーセイオンの原点への立ち返り

ミュージアムの語源はミューズ (muse)、つまりギリシア神話に登場する人間のあらゆる知的活動をつかさどる9人の女神から来ている。そのミューズに捧げる神殿が、ムーセイオン (museion) と呼ばれた。

ムーセイオンで有名なものは、紀元3世紀、エジプトのアレクサンドリアでプトレマイオスⅡ世によるものとされる。学術研究センター的な機能を有する学者たちの共同体であり、動物園、植物園、図書館、天文台、講堂などがあった⁵²。

古代ギリシア (紀元前5世紀、アテネ) のムーセイオンには、神々に捧げられた彫像、絵画、装飾品などが収集され、それらの一部は庶民が観賞するために陳列されていた。

総じてムーセイオンは、世界中の珍しいものや情報が集まったところであり、そこに若者が集まって討論することを通じて、知を創造する場だった⁵³。このように、集まった人ともとの情報とが相互作用することで、知が生まれるのがミュージアムということである。

その知を通じて、ミュージアム・エデュケーション専門家・ミヒャエル・パーモンティエ (元フンボルト大学教授) が言うように、ミュージアムは陶冶 (Bildung) :

事柄を明らかにする) による自己形成 (sich bilden) のための施設⁵⁴ となり得る。

美術館及び博物館、さらには動物園などのミュージアムに求められるのは、人々の知的好奇心をかきたてることと、そのための関係性づくりである。これについてはUCC コーヒー博物館館長を務めた諸岡博熊の見解が示唆に富む⁵⁵。

曰く、人は友人に会うと「ちょっと、お茶でも」と言って喫茶店に行く。また、家に人が訪ねてくるとまずはお茶を差し出す。それは、お茶をともに飲むことが、人と付き合う・人に接するという文化だからである。これは、人間関係をつくっていく行為そのものである。

喫茶店で誰かと話しながらお茶を飲むことで満足感を得るのは、主としてお茶を飲むという行為よりも、人と話をする行為からもたらされるものである。その意味で「博物館は、まちの喫茶店」になるべきであり「ちょっと、博物館でも」と言えるようにすべきだと唱える諸岡博熊の提言は、ムーセイオンという原点への立ち返りを誘うものである。

実際、2013年10月にリニューアルしたUCC コーヒー博物館 (神戸市中央区) では、1袋60kgのコーヒー豆の入った麻袋の重さや、手網を使った焙煎を体験できたり、豆のひき方による味の違いを飲み比べたりできる。同館の楠正暢・元館長 (2007～2014年) は「体験するという五感に訴えることがここに来る意味になる」と言う⁵⁶。

有名な絵画ばかりを集めたブロックバスター的な企画展で動員を促すのも一手だが、それは一過性のものでしかない。もっと大事なことは、日常的に足を運んでみたいと思われる施設の誘導力 (pull power) であり、それに関心を持つような我々の食欲さ (自らの働きかけ: push power) である。

南條史生が金沢21世紀美術館などを引き合いに出して「今、ユニークな、国際的にも注目されている日本の美術館というのは、結局は小さくて特徴がある施設で、それが強味になっている」⁵⁷と述べているのも、そうしたプル・パワーとプッシュ・パワーを肯定するものである。

そうした誘導力の必要性和呼応するかのようにより、ミュージアム・マーケティングもその役割が、①基礎時期 (1975～1983年: 来館者教育など)。②専門化時期 (1988～1993年: 来館者の増加と多様化)。③企業家的時期 (1994年～現在: マルチアート経験の提供など) と変化してきている⁵⁸。

ミュージアムの定義自体も、本稿の冒頭にて触れた

通り、学習や教育のために収蔵物の収集に重きを置く (object-based) 機能型 (functional) から、人々が楽しめて、収蔵物から学べる (people-based) 目的型 (purposive) へと移行している⁵⁹。

その際には「手軽に」学べることも欠かせない。例えば JR 岡山駅の新幹線改札内コンコースには「駅ナカ

ミュージアム」が以前、設置されていて、新幹線に乗るまでの余裕ある時間で見てもらえるように、岡山で 1,000 年続く伝統工芸品の備前焼を展示されたりしていた。

このように。ミュージアムと呼ばれるものには。その規模の大小を問わず、よりいっそうのマーケティングの才やマネジメント能力が問われ出している。

注

- 1 東芝の事業部門別売上高は 2003 年度 (5 兆 5,795 億円) にテレビなど 33%、社会インフラ 28%、電子デバイス 21%、家電 10%、その他 8% の割合だったのに対し、2012 年度 (5 兆 8,003 億円) では社会インフラ 41%、テレビなど 23%、電子デバイス 21%、家電 10%、その他 5% と、B to C から B to B の事業の比率が増えているため、一般消費者がより身近に感じてもらうための場とする狙いである。
- 2 Kotler, N. and Kotler, P., *Museum Strategy and Marketing : Designing Missions Building Audiences Generating Revenue and Resources*, Jossey-Bass, 1998, Preface, p. x x iv. / 井関利明、石田和晴訳『ミュージアム・マーケティング』第一法規 2006 年、はしがき 10 ページ。
- 3 *Ibid.*, p. 348. / 同上訳書 475 ページ。
- 4 *Ibid.*, p. 174. / 同上訳書 233 ページ。
- 5 塚原正彦、デヴィッド・アンダーソン著、土井利彦訳『ミュージアム国富論 英国に学ぶ「知」の産業革命』日本地域社会研究所 2000 年、66 ページ。
- 6 同上書 71 ページ。
- 7 Rentschler, R., "Museum Marketing : No Longer a Dirty Word," Edited by Rentschler, R. and Hede, A. M., *Museum Marketing Competing in the Global Marketplace*, Elsevier, 2007, p. 13.
- 8 Kotler, N. and Kotler, P., *op. cit.*, 1998, Preface, p. x x. / 前掲訳書 はしがき 4 ページ。
- 9 *Ibid.*, pp. 16 - 27. / 同上訳書 21 ~ 34 ページ。
- 10 美術館の課題は、高価で貴重な美術品を収集しなければならないことにある。
- 11 歴史博物館・歴史センターは現在、現代社会の問題を伝えるだけでなく、それが家族、コミュニティ、都市、社会全体に与える影響を調べ、理解すること

に取り組んでいる。

- 12 科学博物館、科学技術センターは学校での科学学習用資源を補完する役割を持つ。モノ志向ではなく、プロセス志向であるため、五感に訴えかけるような空間となっているところが多い。
- 13 自然史博物館の中でも大規模なところは、研究機関として発足しているため、展覧会とともに研究活動も重視される。
- 14 動物園は現在、絶滅の恐れのある動物の保護や生態系の保全などに取り組む人材の育成に努めている。動物園の中でも大規模なところは、遺伝学や獣医学といった分野での最先端の研究にも取り組んでいる。また、日本においては、世界で最も多くの水族館があることは特筆すべき点である。日本で水族館が人気のある理由について、沖縄美ら海水族館の館長などを務めた内田詮三は、①四方を海に囲まれていて、魚を食べる日本人にとって、海と海に暮らす生き物への関心が高いから。②照明や音などに工夫を凝らすことで、より大人向けの癒し効果があるから。③動物園では人々が見たい陸生動物のほとんどが飼育・展示されているのに対し、水族館では未知・未見の水生動物 (クジラなど) の飼育・展示の可能性があるからと見なす (内田詮三『沖縄美ら海水族館が日本一になった理由』光文社 2012 年、70 ~ 80 ページ)。実際に沖縄美ら海水族館ではジンベエザメ、ナンヨウマンタなどが世界初の飼育・繁殖に成功しており、それが誘客力につながっている。それに加えて、①水槽に使われるものが従来の強化ガラス仕様から、透明度が極めて高く、容易に加工ができるアクリル板になったこと。②濾過機などの設備のコンパクト化 (省スペースかつ高パフォーマンスの濾過設備の実現) という技術のイノベーションも指摘できる (小坂義生『空を飛んだペンギンは次にどこへ向かうの

- か サンシャイン水族館を復活させた現場改革』日経BP 2019年、20～21ページ。
- 15 子ども博物館、青少年博物館はミュージアムの中でも最も急速に成長している1つであり、エデュテインメントの直接の提供場である。
- 16 特に多くの移民やマイノリティ民族社会を抱えるアメリカの大都市部（シカゴなど）で、コミュニティ博物館が地域の民族文化を伝え、説明するための場として機能している。
- 17 コペンハーゲンのギネス世界記録博物館、イリノイ州（ロックフォード）の時間博物館（世界の時計コレクション：現在はシカゴ科学産業博物館に展示されている）、ペンシルバニア州（チェスター郡ケネットスクエア）のマッシュルーム博物館などが特殊博物館の一例である。
- 18 異なる分野のコレクションを2つ以上所有する博物館を総合博物館という。
- 19 多くの文化、幅広い年代の芸術を網羅し、美術品、装飾品、工芸品を所蔵する大規模な美術館を百科全書型ミュージアムという。
- 20 数として圧倒的に多いのが小規模ミュージアムである。
- 21 Kotler, N. and Kotler, P., *op. cit.*, 1998, pp. 70 - 71. /前掲訳書 92～93ページ。
- 22 *Ibid.*, p. 35. /同上訳書 45ページ。
- 23 Holmes, K., “Volunteers in the Heritage Sector: A Neglected Audience?,” Edited by Sandell, R. and Janes, R. R., *Museum Management and Marketing*, Routledge, 2007, p. 225.
- 24 Kotler, N. and Kotler, P., *op. cit.*, 1998, pp. 63 - 64. /前掲訳書 83ページ。
- 25 ここでは、蓑豊『超・美術館革命—金沢21世紀美術館の挑戦』角川書店（角川 one テーマ21）2007年を参考にしてている。
- 26 森美術館編『大型美術館はどこへ向かうのか？ サバイバルへの新たな戦略』慶應義塾大学出版会 2008年、16ページ。
- 27 並木誠士、中川理『美術館の可能性』学芸出版社 2006年、50～70ページ。
- 28 西沢立衛『美術館をめぐる対話』集英社新書 2010年、7ページ。
- 29 蓑豊『超〈集客力〉革命—人気美術館が知っているお客の呼び方』角川書店（角川 one テーマ21）2012年、59ページ。蓑豊が美術館を訪れる際に基準としている観点は、①コレクション（収蔵品）の量と質、②建築は個性的で、心地良い空間か、③美術館と街との関係の3つである（同上書 120ページ）。
- 30 2007年から損保ジャパン東郷青児美術館（高層ビル42階にあり、ゴッホの「ひまわり」などを収蔵コレクションする企業美術館。毎週月曜の休館日に新宿区内の小中学生を図工・美術の授業の一環で訪問させ、対話型の鑑賞を促してきた（小口弘史『月曜美術館 休館日に、そこで何が起きているのか』祥伝社 2011年）。
- 31 高階秀爾、蓑豊編『ミュージアム・パワー』慶應義塾大学出版会 2006年、150、196ページ。
- 32 Davies, S. W., “Visionary Leadership and Missionary Zeal,” Edited by Sandell, R. and Janes, R. R., *op. cit.*, 2007, p. 261.
- 33 ここでは、小菅正夫『〈旭山動物園〉革命—夢を実現した復活プロジェクト』角川書店 2006年を参考にしてている。
- 34 旭山動物園の「あざらし館」によって、アザラシが泳ぐ時にどうやって足を動かしているのかが解明できたという研究者もいた。
- 35 旭山動物園の夏期営業の入園者数も2008年から5年連続で減少し、2012年では約129万人（前年比約8万人減）であった。
- 36 坂東元『動物と向きあって生きる—旭山動物園獣医・坂東元—』角川学芸出版（角川ソフィア文庫）2008年、6、258ページ。
- 37 同上書 258ページ。
- 38 若生謙二『動物園革命』岩波書店 2010年、129～130ページ。
- 39 小菅正夫『〈旭山動物園〉革命—夢を実現した復活プロジェクト』角川書店（角川 one テーマ21）2006年、126ページ。
- 40 小菅正夫・岩野俊郎著、島泰三編『戦う動物園 旭山動物園と到津の森公園の物語』中央公論新社（中公新書）2006年、7ページ。
- 41 遠藤功『未来のスケッチ 経営で大切なことは旭山動物園にぜんぶある』あさ出版 2010年、23ページ。
- 42 観光ビジネスでは、①天賦の観光資源。②「つくり上げられた」観光資源。③観光需要。④関連支援要素。⑤観光目的地管理。⑥外部環境。⑦人的資源開発という7つが国際競争力に影響を与える要因であり、中でも人的資源開発（マネジメント能力を創造・発揮する主体となる観光人材の開発）が最も重要で

- ある（張雪松「観光ビジネスの国際競争力：その影響要因の研究および統計分析」『国際ビジネス研究』第3巻第1号 2011年、63～76ページ）。
- 43 酒巻貞夫「旭山動物園のマーケティング戦略」『浜松大学研究論集』第21巻第2号 177～196ページ 2008年12月。
- 44 地域価値の三分類については、田村明『まちづくりの実践』岩波新書 1999年を参考にしている。「価値を発見するには、愛情をもってよく観ることである」という同氏のコメントは示唆に富む。
- 45 Kotler, N. and Kotler, P. *op. cit.*, 1998, Preface, p. x x ii. / 前掲訳書 はしがき 7 ページ。
- 46 遠藤功『競争力の原点 「体格」ではなく「体質」で戦う経営』PHP 研究所 2010年、59ページ。
- 47 同上書 192 ページ。
- 48 大堀哲編『博物館概論』学文社 2005年、50～51ページ。
- 49 同上書 52 ページ。
- 50 同上書 53 ページ。
- 51 梅棹忠夫『メディアとしての博物館』平凡社 1987年、17 ページ。
- 52 大堀哲編 前掲書 2005年、23～24 ページ。
- 53 塚原正彦『増補改訂版 ミュージアム集客・経営戦略』日本地域社会研究所 2004年、8 ページ。
- 54 ミヒヤエル・パーモンティエ著、眞壁宏幹訳『ミュージアム・エデュケーションー感性と知性を拓く想起空間』慶応義塾大学出版会 2012年。
- 55 諸岡博熊『企業博物館ーミュージアム・マネジメント』東京堂出版 1995年、42～44 ページ。
- 56 テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」2014年1月23日 OA。
- 57 西沢立衛 前掲書 2010年、110 ページ。
- 58 Rentschler, R., *op. cit.*, Edited by Rentschler, R. and Hede, A. M., *op. cit.*, 2007, pp. 15 - 16.
- 59 Rentschler, R., "Museum Marketing: Understanding different types of audience," Edited by Sandell, R. and Janes, R. R., *op. cit.*, 2007, p. 348.

持続可能な観光の実現に向けた、ハワイ州の観光戦略の歴史

—HTA（ハワイ州観光局）を対象に—

History of Tourism Strategies in the State of Hawaii to Achieve Sustainable Tourism

—Focus on HTA (Hawaii Tourism Authority) —

二重作 昌満*

FUTAESAKU Masamitsu

【要旨】本研究では米国ハワイ州を調査対象地に設定し、同州の観光地域づくり法人である HTA（Hawaii Tourism Authority：ハワイ州観光局）が、いかにハワイ州における持続可能な観光に向けた取り組みを実践してきたかについて、観光歴史学的な観点から時系列的にまとめるとともに、観光先進国を目指す我が国の観光戦略にどのように反映可能であるかを考察した。当研究では、ハワイ州の観光史を「1. HTA 設立以前」、「2. HTA 設立後」、「3. コロナ禍から現在まで」の3つの時代に分けて、各時代の観光産業の発展に向けた取り組みを概観した結果、日本とハワイは、両国共に島国かつ火山大国であり、自然災害が頻繁に発生するため、常に自然災害発生リスクが伴うことを考慮しつつ、持続的な観光を掲げてきたという共通点があることがわかった。

【Abstract】 This study focuses on the Hawaii Tourism Authority (HTA), the state's tourism and community development corporation, and its efforts to promote sustainable tourism in the state of Hawaii. The study also examines how the Hawaii Tourism Authority's efforts toward sustainable tourism can be reflected in the tourism strategy of Japan, which aims to become a tourism-advanced nation. This study divides the history of tourism in Hawaii into three periods: "1. before the establishment of the HTA," "2. after the establishment of the HTA," and "3. from the Corona Disaster to the present, there was a commonality in the fact that both countries have upheld sustainable tourism while taking into consideration the risk of natural disaster occurrence at all times.

キーワード：ハワイ、観光地運営、HTA、持続可能な観光

Key words: Hawaii, destination management, HTA, sustainable tourism

1 研究の背景

我が国では「観光先進国」の実現に向け、「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」に対する関心が高まっている。2016年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」¹⁾では、「観光先進国」の実現に向けた3つの視点と10の改革を掲げ、産業界ニーズを踏まえた観光経営経済の育成とともに、2020年までに観光地域づくり法人であるDMO（Destination Management Organization）を世界水準に引き上げ、全国で100形成するといった目標が掲げられた。しかし2020年初頭からの世界的なCOVID-19拡大に伴い、

我が国の「観光先進国」の実現が危ぶまれる中、持続可能な観光地マネジメントを行なうための支援ツールとして、国際基準に準拠した持続可能な観光指標「日本版持続可能な観光ガイドライン（Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTS-D）」²⁾が開発された。JSTS-Dは、持続可能な観光の推進に資するべく、各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）等が多面的な現状把握の結果に基づき、持続可能な観光地マネジメントを行なうための観光指標である。さらに、2023年よりCOVID-19が「5類感染症」へ移行された後、再び我が国では観光に対する意識が高まるようになり、「観光立国推進基本計画」³⁾が策定された。当計画では、

* 東海大学総合社会科学研究所助教 Tokai University Social Science Research Institute, Assistant Professor

コロナ禍を経た持続可能な観光地域づくり戦略を掲げながら、自然や文化等の地域の観光資源の保全と観光とが両立し、地域住民にも配慮した観光地域づくりを推進するための司令塔の役割を果たすことを核として、適切な観光地マネジメント体制が構築された持続的な観光戦略の策定・実施の促進が掲げられた。

ここまで述べてきたとおり、我が国では観光先進国の実現に向け、観光産業に対する戦略的な改革のほか、観光ガイドラインの策定が段階的に行なわれてはいる。しかしながら、現状我が国では持続可能な観光の実現に向けた取り組みを円滑に実現できているとは言い難い。地方経済が疲弊し地域産業が衰退していく現状に対する諸問題も多く発生しており、組織運営に必要な人材育成に対する議論が遅れているほか、今後危惧される人口減少や超高齢化社会に加え、地球規模の気候変動といった諸問題の発生も懸念されることから、観光の実務者として適正な観光地計画を立案し、国内にある各観光地において戦略的な地域マネジメントを行なうことのできる人材を育成していくことが喫緊の課題である。

そんな観光先進国の実現に向けて発展途上である我が国の現状に対し、諸外国に注目すると、各国では持続可能な観光の実現に向けた数々の取り組みが実施されている。例えば、1964年の我が国での海外旅行自由化以降、大衆的な人気観光地として現在に至る米国ハワイ州では、観光を通じて発生した諸問題に対して、持続可能な観光の実現に向けた取り組みがこれまで実施されてきた。ハワイでは約120年にわたる観光の歴史があるが、持続可能な観光に対する取り組みは決して順風満帆なものではなく、景観破壊に対する法整備等、観光を通じた経済活動と環境保全の両立を巡る諸問題に対して段階的に進みながら現在に至っている。

そこで、本研究では約120年にわたるハワイの観光史、特に現地の観光地域づくり法人であるHTA (Hawaii Tourism Authority: ハワイ州観光局) に焦点を当てながら、ハワイ州が「持続可能な観光」に向けてどのような試みを実施してきたかを、観光歴史学的な視点からまとめ、ハワイ州と同様に島国かつ生物多様性に富んだ我が国の観光戦略にいかに関与できるかを考察する。

2 研究の目的・対象・方法

本研究では米国ハワイ州を調査対象地に設定し、同州の観光地域づくり法人であるHTAが、乱開発されたハワイ州の観光をいかに持続可能な観光へと立て直

してきたかについて、観光歴史学的な観点から時系列的にまとめるとともに、観光先進国を目指す我が国の観光戦略にどのように反映可能であるかを考察することである。米国ハワイ州の観光史及びHTAについての研究は現状散見できる反面、当組織による持続可能な観光の実現に向けた取り組みが、日本版DMOをはじめ、我が国の観光戦略にいかに関与できるかを視野とした研究は、未だ不足していることに研究の新規性があり、また米国ハワイ州の観光地運営の実状や変遷を概観することで、これらの知見が発展途上にある我が国の観光地経営のあり方や人材教育に反映できるかを検証することに研究の学術的意義がある。

上記の目的を明らかにするために、本研究では仮説「HTAの設立で、環境破壊やオーバーツーリズム等、ハワイ州の観光における諸問題は解決した」と設定した上で、米国ハワイ州を対象とした調査検証を実施した。

上記の仮説を検証するにあたり、本研究では資料調査を中心とした検証を実施した。資料調査において、HTA及びハワイの観光史に関連する資料を収集する作業を実施すると、収集した調査対象資料は「1. 文献」、「2. Webサイト」、「3. その他」の3種類に類型化が可能である。

はじめに「1. 文献」であるが、収集した文献は「①学術論文」と「②一般書」の2種類に大別できる。まず「①学術論文」は「CiNii Research」⁴⁾等の信頼性の高い各論文検索サイトを活用して、日本語や英語文献を中心に、可能な限りの資料収集を実施した。

続いて「②一般書」では、「国立国会図書館 National Diet Library, Japan」⁵⁾をはじめ、多数の観光関連の学術誌やガイドブックを所蔵している図書館の検索サイトを活用して、資料の収集を行なった。

これら「①学術論文」と「②一般書」から成る2種類の文献であるが、各検索サイトで表示される書物全てに目を通すことは困難である。そこで、これらの文献資料を収集するにあたり、本研究では後述する3種類の収集条件を設け、資料の厳選を行なった。まず「Ⅰ. HTAについて記した文献」という基準を設け、ハワイ州における持続可能な観光を実現するために機能しているHTAについて記載した論文を収集した。続いて「Ⅱ. 米国ハワイ州の観光史について詳細に記した文献」という基準を設け、HTAがどのような社会的背景から誕生し、当組織の観光戦略が、現在までいかに変遷を遂げてきたかを記載した文献の収集を行なった。上記

の2つの条件に1つでも該当する文献を収集し、調査資料として活用した。

そして「2.Web サイト」である。この Web サイトであるが、サイト内で活字や映像を通じて、HTA やハワイ州内の各観光地について記録したサイトを中心に活用した。ひとくちに Web サイトといっても極めて資料数が膨大であるため、収集にあたっては後述する2つの条件を設けた。

まず「Ⅰ．ハワイ州内の各観光地を紹介したサイト」という基準を設けた。ハワイ州内各所には無数の自然・文化観光地が存在し、その中には100年以上の歴史を有している観光地もあることから、ハワイの観光史を把握する上で重要と考え調査資料に設定した。続いて、「Ⅱ．ハワイ州内の観光情報を発信したサイト」である。ハワイ州では世界各国から来訪するインバウンド客に向けて、観光情報を発信するサイトが多々存在する⁶⁾。以上2つの条件に1つでも該当するサイトを収集の対象として選定したが、研究の信憑性及び正確性を確保するため、上述の2つの条件に該当しないサイトないしは、個人が発信する SNS 等は調査の対象外とした。

3 結果

以上の調査の結果、約120年にわたるハワイ州の観光史における観光地域づくり法人「HTA」の歴史は、機会ごとに大きな転機を迎えていた。そこで本研究では、ハワイ州の観光史を「1. HTA 設立以前」、「2. HTA 設立後」、「3. コロナ禍から現在まで」の3つの時代に分けて概説する。

3-1 HTA 設立以前

ハワイ州が観光目的地として本格的に開発が行なわれるようになったのは、20世紀初頭のことである。1901年に、同州オアフ島内ワイキキにはじめてヨーロッパ式のホテル「モアナ・ホテル」が開業し、海浜型リゾートの先駆けとなった。その後、1903年には米国政府の中にハワイ観光の振興を担当するハワイ宣伝委員会（ハワイ・プロモーション・コミッティ）が創設され、現在のハワイ州観光局の前身である当委員会によって、本格的にハワイ州への観光誘致キャンペーンが行なわれるようになった。以降もワイキキには次々にホテルをはじめとする宿泊施設が建設されるようになるが、1941年に太平洋戦争が勃発したことを機に、ハワイ州への観光旅行は一切禁止された。しかし戦後になり、ワイキキは再び観光の大衆化に注力するようになり、大衆旅行者を受け入れる宿泊施設が次々に建設された。1959

年にはジェット機の就航、1970年にはジャンボジェット機の就航と、空の交通インフラも段階的に整備され、1980年代以降は日本人観光客が急速に増加するようになった⁷⁾。

3-2 HTA 設立後

しかし上記のハワイ州内の観光産業の発展の一方、州内に多大な経済効果をもたらすとともに複数の問題も確認されるようになった。代表的なものには景観破壊や環境破壊、さらには文化破壊といった弊害が州内の観光産業を通じて発生していた。景観破壊では、1960年代よりワイキキ市内の急速な都市化が進行し、1971年に大型ホテルである「シェラトン・ワイキキ・ホテル」が完成した⁸⁾。以降も観光客の増加に伴い、投資を目的とした高層のコンドミニアムを筆頭に、新たな建物の建設が進み、もともとは湿地であったワイキキ市内の景観が一変する状況となった。さらに観光客とホテルの増加に伴う水資源の枯渇や、交通量の増加に伴う大気汚染による環境破壊が発生した。また観光開発によって、原住民であるネイティブ・ハワイアン伝統的な遺跡や聖地が破壊されるという事態も発生した⁸⁾。

こうした状況の中、ハワイ州内において「持続可能な観光（Sustainable Tourism）」に対する意識が急速に高まるようになった。その背景にあるのが、「国際連合加盟国間における環境問題に対する意識の高まり」である。つまり、世界の環境資源を保護する一方で、現在及び将来の世代のために経済的福祉をもたらすような開発を実施することを視野とした取り組みが国際連合加盟国の中で行なわれるようになり、1987年の国連総会に宛てた報告において、自由な経済成長だけに基づく開発に代わる新概念として「持続可能な開発」が提唱された。この「持続可能な開発」は「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義され、人々と地球のために包摂的、持続可能な、レジリエント、すなわち強靱な未来を築くことを求めることを目的としたものであった⁹⁾。この「持続可能な開発」という概念の提唱を機に、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催されたのが「国連環境開発会議（地球サミット）」である。当サミットは、持続可能な開発を人権、人口、社会開発、人間居住の問題と結びつけるものであった。

このような国際的な「持続可能な開発」に対する意識の高まりは、「訪問客、業界、環境および訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光」¹⁰⁾と定義される「持続可能な観光」の実現に向けた、ハワイ州の観光戦略計画に大きな影響を及ぼすことになった。上述

した動向の中で1998年に創立されたのが、HTA (Hawaii Tourism Authority: ハワイ州観光局)¹¹⁾である。

HTAの設立に続き、ハワイ州初の観光戦略計画「Ke Kumu: ハワイ州集客産業に関する戦略方針」が策定された。この計画の目的は『ハワイ州観光業の競争戦略的評価(グローバルな都市間競争の分析・評価)』と『ハワイ州観光商品評価(ハワイ州が観光客に提供するサービスの実現と一般認識の基準による商品評価)』の2つで構成されており、阿曾ら(2019)は当計画について、「持続可能な観光」を目指す方策が示され、観光業の成功を訪問者数に基づいて評価するのではなく、消費支出による評価に重点が置かれたことに言及した上で、成功の可能性が大きい地域に人材や資材を割り当てる取り組みもなされていることを指摘した¹²⁾。

ここまで述べてきた「持続可能な観光」に対する意識の高まりに伴う、新たな観光組織の創設と観光戦略計画の更新を経て、同州内での観光産業は継続され、2019年には年間訪問者が1000万人に到達する状況となった¹³⁾。しかしながら、持続可能な観光を阻害する諸問題も併せて発生しており、そのひとつがオーバーツーリズムであった。当問題について、安藤(2022)は1,000万人を超える人々がハワイを訪れた結果、観光客が街やビーチにあふれ、長い待ち時間やスペースの不足、交通渋滞を招いたことを指摘した。さらに過剰な訪問客の到来がもたらすこうした現象は、観光客の満足度を低下させ、再訪問意向の低下につながる可能性を挙げている¹⁴⁾。

3-3 コロナ禍から現在まで

2020年初頭からの新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的な感染拡大は、ハワイの観光産業にも多大な影響を及ぼした。2020年3月にハワイ州内で初めて陽性者が確認されて以降、デービッド・イゲ州知事はハワイに到着する住民、旅行者全員に対して14日間の自己隔離の義務づけを発表した。さらにハワイ州全域に同年3月25日から4月30日まで外出禁止令が発令され、ハワイ州内のホテルも次々と臨時休館を発表する状況に陥った¹⁵⁾。この状況下において、ハワイ州観光局日本支局は、日本からハワイ州への観光再開に向けた準備として、ハワイの新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染防止対策に関する情報を随時公開する特別サイト「ハワイ州 新型コロナウイルス情報サイト」をハワイ州観光局公式ポータルサイト「allhawaii」内に2020年9月30日に開設し¹⁶⁾、日本の旅行者に向けたハワイ州内での新型コロナウイルス感染症の感染状況や統計データ、ハワイ旅行前に必要な手続き、旅行中の感

染防止対策、ハワイ州の安全ガイドライン、観光施設の感染防止対策への取り組み等、継続的な情報発信を実施するようになった。2021年のハワイ州への日本人渡航者は2万4,232人で、2020年の日本人渡航者数(28万9,137人)と比較すると91.6%の減少となり、2019年の日本人渡航者数(157万6,205人)と比較すると98.5%と大幅な減少となった¹⁷⁾。しかし2023年5月以降、日本と米国の両国は新型コロナウイルス感染症に対する規制を大幅に緩和し、日本は同月8日から当ウイルスの位置づけを「5類感染症」へ移行した。一方で米国も、入国時の新型コロナウイルスワクチン接種証明書の提示を撤廃したことに伴い、現在まで日本とハワイ州間での観光を通じた渡航及び経済活動が、コロナ前とほぼ同様に再開されている。

上記のコロナ禍におけるハワイの学術研究については、2024年時点でまだ新しい事象であるため、国内研究は未だ不足している状況にある。よって今後も新型コロナウイルス感染拡大下におけるハワイ観光の実態について、継続的な記録と調査が必要である。

4 考察

ここまで、約120年にわたるハワイ州の観光史における観光地域づくり法人「HTA (Hawaii Tourism Authority: ハワイ州観光局)」の歴史について概説した。ハワイ州の観光は当初、世界各国からの多数の観光客の誘致とそれに伴う宿泊施設の増設といった経済活動を実施した結果、景観破壊をはじめとする諸問題が発生した。当状況において「持続可能な観光」に対する意識が高まり、その結果、1998年に観光地域づくり法人であるHTAが設立され、観光戦略計画を基盤とした「持続可能な観光」を目指す方策が示されながら、現在に至っている。こうした「持続可能な観光」を対象に考察していく上で、日本とハワイは、両国共に島国かつ火山大国であり、自然災害が頻繁に発生するという共通点がある。

HTAが発表した「ハワイ観光戦略プラン2020-2025」¹³⁾によれば、ハワイ州の観光産業は自然災害や気候変動といった予期せざる出来事などの影響を受けやすいことを挙げている。断続的に噴火が発生する活火山であるハワイ島のキラウエア火山や、2018年に発生したカウアイ島での記録的豪雨のほか、ハリケーンや津波といった壊滅的な脅威に加え、ハワイ諸島は気候変動や海面上昇などの世界的な課題にも脆弱であるため、HTAをはじめ、その他のハワイ州計画部署が連携することによって、観光産業の検討事項を対応プランに含める重要な相互関係を形成してい

ることに言及していた¹³⁾。

一方、我が国も観光産業を脅かす自然災害が連続的に発生する国である。日本は台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等の自然災害が発生しやすい国土であり、マグニチュード6以上の地震の18.5%が日本で発生し、全世界の活火山の7.1%が日本に存在している現状にある¹⁸⁾。日本版「持続可能な観光ガイドライン」²⁾の中で提唱された「危機管理」では、災害等の非常時における計画が策定され、インバウンドを含む観光部門も考慮に入れたものであることが挙げられていた。「① 災害等の非常時における計画において、外国人旅行者を含む観光客への対応も含んでいること」、「② 災害等の非常時における計画は、定期的な見直しがなされていること」、「③ 所管する観光案内所、旅客施設等に非常用電源装置や情報端末（スマートフォン等）への電源供給機器等の整備がなされていること」、「④ 災害等の非常時に備えた事業者、住民等に対する訓練や研修を行っており、旅行者に対しても非常時における行動等について周知・啓発を行なっていること」、「⑤ 災害等の非常時において正確な情報を伝わる表現で情報発信がなされていること」であることが掲げられた¹⁸⁾。

よって、これら自然災害発生リスクが伴うことを考慮した上で、我が国は持続的な観光をいかに実現していくか、同じ島国であるハワイ州の観光戦略も視野に入れた検証を今後も実施していく必要がある。

5 結論と今後の展望

本研究では米国ハワイ州を調査対象地に設定し、同州の観光地域づくり法人であるHTA（Hawaii Tourism Authority：ハワイ州観光局）が、乱開発されたハワイ州の観光をいかに持続可能な観光へと立て直してきたかを、観光歴史学的な観点から時系列的にまとめ、観光先進国を目指す我が国の観光戦略にいかに反映することが可能であるか考察した。その結果、ハワイ州の観光は機会ごとに大きな転機を迎えており、同州での観光組織の歴史は「1. HTA 設立以前」、「2. HTA 設立後」、「3. コロナ禍から現在まで」の3つの時代で大別できるものであった。当歴史を概観すると、当初は経済活動を中心に興動していたハワイ州の観光は、景観破壊を筆頭とする諸問題が発生したことを考慮し、1998年にHTAが設立されたことで、観光戦略計画を基盤とした「持続可能な観光」を目指す方策が示されながら現在に至ることが明らかとなった。よって本研究の仮説である「HTAの

設立で、環境破壊やオーバーツーリズム等、ハワイ州の観光における諸問題は解決した」であるが、ハワイ州ではHTAという新たな観光組織の創設と観光戦略計画の更新を経ながら、同州内での観光産業は現在まで継続されてはいるものの、オーバーツーリズム等の観光客によって引き起こされる問題の他、自然災害や気候変動といった予期できない影響に苛まれるリスクも常に伴っている。よって当仮説の立証は現状困難であることが明らかとなった。

本研究はあくまで米国ハワイ州という1つの州を対象としているが、米国は州によって観光戦略が異なっているほか、他国にも異なる事例が多数ある。よって米国やその他の国々の観光戦略に対する、我が国の持続可能な観光戦略の比較研究も継続的に行なっていくことが今後の課題である。

参考文献・URL 一覧

- 1) 平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議「明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたい日本へー」、https://www.mlit.go.jp/kankochu/topics01_000205.html（2024年2月19日閲覧）
- 2) 日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）、https://www.mlit.go.jp/kankochu/seisaku_seido/kihonkeikaku/jizokj_kankochi/jizokukano_taisei/torikumi/jsts-d.html（2024年11月24日閲覧）
- 3) 令和5年3月31日閣議決定、「観光立国推進基本計画」、<https://www.mlit.go.jp/kankochu/kankorikkoku/kihonkeikaku.html>（2024年2月19日閲覧）
- 4) CiNii Research、<https://cir.nii.ac.jp/>（2024年2月22日閲覧）
- 5) 国立国会図書館、National Diet Library, Japan、<https://www.ndl.go.jp/>（2024年2月22日閲覧）
- 6) allhawaii、<https://www.allhawaii.jp/>（2024年3月29日閲覧）
- 7) 山中速人、ハワイ、89-112pp、2014、岩波書店
- 8) 矢口祐人、ハワイの歴史と文化、156-166pp、2002、中央公論新社
- 9) 国際連合広報センター、持続可能な開発、https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/（2024年11月17日閲覧）
- 10) 国連世界観光機関（UN Tourism）駐日事務所、持

続可能な観光の定義、<https://unwto-ap.org/why/tourism-definition/> (2024 年 9 月 21 日閲覧)

- 11) Hawaii Tourism Authority、
<https://www.hawaiitourismauthority.org/> (2024 年 9 月 21 日閲覧)
- 12) 阿曾真紀子・高澤由美・辻野啓一、観光地経営組織におけるインターナル・マーケティングに関する考察、観光科学研究 (12), 49-58, 2019
- 13) Hawaii Tourism Authority、「STRATEGIC PLAN 2020-2025」、<https://www.hawaiitourismauthority.org/media/4286/hta-strategic-plan-2020-2025.pdf> (2024 年 4 月 16 日閲覧)
- 14) 安藤和代、ハワイ文化体験に対する日本人観光客の支払い意思額の検証—観光地経済の持続可能性の観点からの考察—、千葉商大論叢 60 (2), 57-77, 2022
- 15) 岡部信、アロハエクスプレス NO.155、株式会社エムオン・エンタテインメント、東京、20-23pp、2020
- 16) ハワイへのご旅行を計画されている皆様へ(ハワイ渡航に必要な情報)、<https://www.allhawaii.jp/htjnews/5007/> (2024 年 9 月 28 日閲覧)
- 17) DAVID Y. IGE・MIKE MCCARTNEY・DR. EUGENE TIAN, DEPARTMENT OF BUSINESS, ECONOMIC DEVELOPMENT & TOURISM RESEARCH AND ECONOMIC ANALYSIS DIVISION, State of Hawaii, The Department of Business, Economic Development & Tourism, 2022
- 18) 一般財団法人国土技術研究センター、自然災害の多い国 日本、<https://www.jice.or.jp/knowledge/japan/commentary09> (2024 年 4 月 16 日閲覧)

観光資源としての「わさび」の現状と課題

Current Status and Challenges Surrounding the use of Japanese Wasabi (*Eutrema japonicum* (Miq.) Kiudz.) as a Tourism Resource

田中 伸彦^{*1}・竹内 真一^{*2}

TANAKA Nobuhiko and TAKEUCHI Shinichi

【要旨】 日本独自の野菜（山菜）の一つとして一般に認識されているわさびは、農林水産行政においては特用林産物の一つに位置づけられる。またわさびは、寿司やそば、刺身、わさび漬けなどの和食に広く用いられるため、インバウンド旅行者にとっては日本を感じさせる観光資源、国内旅行者にとっては里山や農山漁村などの地方を感じさせる観光資源としての価値が認められる。加えて、2017年から2018年にかけては「静岡水わさびの伝統栽培」が日本農業遺産／世界農業遺産に認定されたことから、わさびは食や土産物としての観光資源だけではなく来訪地（デスティネーション）としての観光資源としても期待されるようになった。これらの背景を受けて、本調査では、日本における観光資源としてのわさびの活用実態を既存データベースで整理するとともに、わさびの観光デスティネーションとしての活用の可能性を考察し、日本国内の広い範囲で活用の余地が残されている状態にあることを指摘した。

【Abstract】 Japanese wasabi (*Eutrema japonicum* (Miq.) Kiudz.), recognized as one of Japan's original vegetables (edible wild plant), is generally considered a special forest product by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan. Additionally, it is considered a valuable tourist attraction that reminds foreign inbound tourists Japanese culture/Japanese domestic tourists of the rural Satoyama landscapes. It is widely used in Japanese foods such as sushi and soba, sashimi, and pickled products (Wasabi-Zuke) on sightseeing tours. However, it came to be recognized in the tourism industry as a potential tourist destination, in addition to being a food item and souvenir. Moreover, from 2017 to 2018, the "traditional cultivation of the Shizuoka water wasabi" was certified as an example of Japanese agricultural heritage. Taking these situations into consideration, this study looks at the feasibility of wasabi as a tourist attraction in Japan using the existing database, JAPAN 47 Go, and examines its potential as a tourist destination.

キーワード：観光資源、わさび、デスティネーション、地理的分布、日本

Key words: Tourism Resources, Japanese Wasabi, Destination, Geographical Distribution, Japan

1 はじめに

ポストコロナ時代の日本において、一時期停滞していた観光産業は、再び国内主要産業の一つとして注目を集めるようになってきた。

現行の『観光立国推進基本計画（第4次：2023～2025年度）』を紐解くと、観光はコロナ禍を経ても成長戦略の柱、地域活性化の切り札、国際相互理解・国際平和にも重要な役割を果たすと認識されており、コロナ禍による観光を取り巻く状況の変化や、コロナ禍前から観光産業が抱

えていた課題を踏まえ、我が国の観光を持続可能な形で復活させることを重視していることが読み取れる。

この第4次計画においては、「持続可能な観光地域づくり戦略」、「インバウンド回復戦略」、「国内交流拡大戦略」の3つの柱を基本的な方針に据えている。そして、第1の柱である「持続可能な観光地域づくり戦略」においては、①観光振興により地域社会・経済に好循環を生む仕組みづくりを推進することや、②地域住民の理解も得ながら地域の自然・文化の保全と観光を両立させることなどを推進することを目標としている。加えて、第3

*1 東海大学観光学部教授 Affiliation of first author. School of Tourism, Tokai University, Professor

*2 東海大学海洋学部教授 Affiliation of second author. School of Marine Science and Technology, Tokai University, Professor

の柱である「国内交流拡大戦略」においては、③旅行需要の平準化と関係人口の拡大につながる新たな交流需要の開拓を図ることが目標に掲げられている。

つまり、我が国の観光地づくりを推進するためには、地元の自然環境や歴史文化に根差した上で地域資源を取り入れながら、オーバーツーリズムなどの旅行行動の偏りをアンダーツーリズムとなっている地域に呼び込むことで観光客の集中度合いの平準化に寄与する観光システムを開拓し、関係人口を構築するとともに、観光振興により地域社会・経済に好循環を生む仕組みづくりを行い、持続可能な形で未来の観光像を検討することが必要とされていると考えられる。

さらに、第2の柱である「インバウンド回復戦略」を念頭に置いた場合には、④外国人観光客に目を惹くような日本独自の観光資源の有効活用を行うシステムを構築するための研究にも重要な社会的意義が見出せると考えられる。

以上の議論を総合的に鑑みると、観光デスティネーションのプルの要因（デスティネーションに人々を惹きつける地域的要因）としてのポテンシャルが高いものの、現状では効果的に活用されていない資源を開拓し、観光客の地方への分散を見据えた農山漁村の地域づくりに有効な地域評価・計画のあり方を、地域計画学分野から考察する必要性が高まっていると考えられる。言い換えれば、デスティネーション（観光目的地）として来訪価値があるものの、現状では十分注目が集まっているとはいえない日本各地の観光資源やレクリエーション空間を、地方自治体の行政計画などに位置づけ、有効に活用するために必要な学術的知見を深めていくことが観光学に求められている。

そして、本論文ではそのような観光資源の中からわさびに着目した分析を行うことにした。わさびとは、他国にはない日本固有の伝統的な食材であり、幅広いジャンルの和食に活用され、農林水産行政においては特産林産物に位置づけられている。また、2013年には「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことから、食の素材としてのわさびへの関心が世界的に高まるとともに、2017年には、わさび栽培発祥の地である静岡市葵区の有東木（うとうぎ）地区を含む「静岡地域」が、伊豆地域などとともに「静岡水わさびの伝統栽培」として日本農業遺産に、2018年には世界農業遺産（GIAHS）に認定されたことから、国内外を対象としたデスティネーションとしての来訪ポテンシャルの価値も高まってきていると考えられる。

このようなわさびの観光的活用に関連する既存研究と

しては、例えば田中（2023）らが、上述の「静岡市葵区有東木」地区のデスティネーションとしての実情を、市の行政計画の分析や、「5×5フィルタリング法」による地理的分析を用いて調査している。その結果、有東木地区に代表される「小規模わさび田の文化的景観」のデスティネーション性および宿泊性については、現状では十分ポテンシャルが活かしていないという状況が明らかにされた。この実態は、現状では「食」としてのわさびは観光行動に幅広く活用されている一方で、来訪空間としてのわさび田などの活用は未だ十分開拓されていないという課題を示していた。ただし、考え方によってはわさび田にはデスティネーションとして、今後の伸びしろが残されている実情を示しているとも考えることができた。

その他、日本のわさびの観光活用に関連する研究としては、竹内ら（2021）が溪流に存在する静岡県の小規模水わさび田の水温変化を調査することでデスティネーションとしてのわさび田の気候的条件の解明に資する研究を実施した上で、小規模わさび田の価値を再認識する考察を行った事例や（竹内ら 2022）、近世・近代に形成された水わさび産地の景観構造を明らかにした上で（横尾・荒井 2022）、近代の水わさび産地における栽培技術を反映した景観の特徴を解明した研究（横尾・荒井 2024）、地理学の視点から伊豆天城地方におけるわさび栽培の地域的展開を解明した研究や（青木 2009）、自然史の観点から伊豆半島西海岸と中央部の巨木林とわさび田を観光の観点から読み解く試み（小泉 2011）、静岡水わさびの伝統栽培を事例として世界農業遺産（GIAHS）における伝統性の検討をした研究（眞鍋 2024）等を見ることができる。

以上の先行研究を概括すると、観光資源としてあるいはランドスケープ資源としてのわさびの価値を考察した既存研究は散見されるものの未だ十分とは言えず、研究自体が21世紀に入ってから行われるようになった比較的新しい研究分野である実情が指摘できる。加えて、静岡県を中心としたケーススタディが先行していて、日本全体における観光資源としてのわさびの現状の把握を試みた研究は未だ行われていないことが明らかとなった。本論文ではそのような研究状況を踏まえて、日本における観光資源としてのわさびの活用実態を既存データベースで整理する研究を実施した。

2 目的・対象・方法

2-1 研究の目的

本研究の目的は、日本において、どのような地域で、どのような活用方法で、わさびが観光資源として位置づけられているのかという実態を整理し、将来の方向性を検討することにある。そして実態把握のために、既存データベースを用いた分析を進めることにした。

2-2 研究の対象

本研究の対象地は、日本全域となる。後述のとおり、植物としてのわさびは北海道から九州まで、日本全域に自生する。そのため、「食」の資源として、あるいは「来訪」資源としてのわさびを地元の観光資源として活用することは、理論的には日本全国で可能である。

このような前提のもと、分析の対象とするデータについては、研究の方法で詳述するとおり、「日本で観光資源として認識され、既存の観光データベースに記載されている『観光資源としてのわさび』」とした。

2-3 研究の方法

本研究では、公益社団法人日本観光振興協会が管理運営している全国観光情報データベース「JAPAN 47 GO (2024年2月現在で11万3,626件の観光情報を収録)」を活用した分析を行った。

具体的な手順としては、まず「わさび」、「ワサビ」、「山葵」という3種類のキーワードを用いた情報検索により、JAPAN 47 GOのデータの中から、わさびに関する観光情報の抽出を行った。

続いて、抽出されたデータの内容を確認し、観光資源としてのわさびの活用タイプの整理を行った。そして、都道府県別の集散状況を地図化した。

さらに、「わさびは『来訪』資源か、『食』の資源か？」という観点から、わさびの活用実態を取りまとめた。最後に、その資源の分布状況を、都道府県別に集計し、考察を行った。

2-4 わさびについて

わさびとは、アブラナ科ワサビ属の植物である。学名は *Eutrema japonicum* (Miq.) Koidz. であり、日本原産で、北海道、本州、四国、九州に分布している。通常は水のきれいな渓谷や溪流に自生するとともに、静岡県や長野県を中心に、日本全国でわさび田を用いた人工栽培

が行われている。

2-5 仮説の設定

本論文では、仮説を「観光資源としての『わさび』は、未だ十分活用されていないものの、日本各地において食や土産、デスティネーションとしての伸びしろがある。」と設定し、既存データベースの分析を通じ、この仮説の検証を行っていく。

3 結果

3-1 データベース「JAPAN 47 GO」に掲載された観光資源としての「わさび」

方法の章に記載したとおり、観光情報データベース「JAPAN 47 GO」を用いて、「わさび」、「ワサビ」、「山葵」というキーワードで情報検索を行った。

その結果、「わさび」で68件、「ワサビ」で52件、「山葵」で7件の観光情報が抽出された。

そしてデータの重複を確認するとともに、直接観光資源としてのわさびとは関係しない情報（所在地住所に山葵がつくだけで実際にはわさびを活用しない観光情報や、例示としてわさびという単語が出てくるが実際にはわさびを活用していない観光情報など）を除外した結果、95件が観光資源としてのわさびとして掲載されていることが明らかとなった。つまり、日本独自の食材として知名度が高いわさびではあるが、観光資源として顕在化して既存観光情報データベースに掲載されているわさびの情報は2桁に留まっている実態が明らかとなった。

(1) 「JAPAN 47 GO」における資源類型

「JAPAN 47 GO」では、掲載されている観光情報を類型化するためにタグ付けが行われている。そのため上記の検索で抽出されたわさびの情報に付けられたタグに着目して集計し、結果を取りまとめた一覧が表1である。また、図1としてその構成比を円グラフで示した。この取りまとめ結果をみると、95件存在した観光情報の中で、わさびは「食」の資源としての認識が優勢で（「味覚・グルメ：34件」、「食文化・郷土料理：14件」、「郷土料理・ご当地グルメ：7件」など）、続いて土産物としての資源（「ショップ：8件」、「道の駅：2件」など）としての活用が続き、来訪地としての認識（「季節のお出かけ：3件」、「果物狩り・収穫体験：1件」など）は下位に留まる実態が明らかとなった。

(2) 「JAPAN 47 GO」に掲載されたわさび関連観光資源の地理的分布

続いて、「JAPAN 47 GO」に掲載されたわさび関連観光資源の地理的分布を確認するため、都道府県別に集計し、マップ化を行った。その結果は図2に示したとおりであり、青森から鹿児島まで、わさびは観光資源として広範囲で認識されている実態が明らかとなった。

味覚・グルメ	34
食文化・郷土料理	14
ショッピング	8
郷土料理・ご当地グルメ	7
川	6
その他の名所	4
季節のお出かけ	3
キャンプ場・BBQ	2
ふるさとの風景	2
公園・庭園	2
社会見学・工場見学	2
道の駅	2
温泉	1
お祭り・伝統行事	1
タクシー	1
果物狩り・収穫体験	1
観光漁業	1
公的宿泊施設	1
山・高原	1
洞窟	1
(未記載)	1
計	95

表1 JAPAN 47 GO に記載された観光わさびの類型
(注) データベース「JAPAN 47 GO」をもとに筆者作成

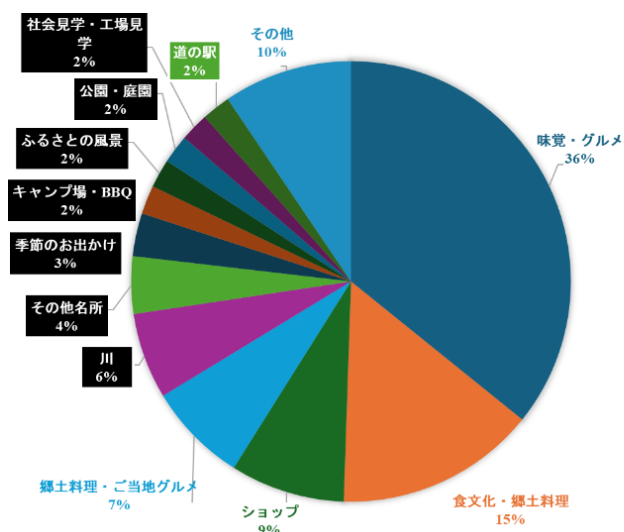


図1 JAPAN 47 GO 記載の観光わさびの類型別構成比
(注) データベース「JAPAN 47 GO」をもとに筆者作成



図2 JAPAN 47 GO に記載された観光わさびの都道府県別集散状況
(注) データベース「JAPAN 47 GO」をもとに筆者作成

この結果を読み解くと、地方別の集散状況について、データベース上では北海道地方では観光資源としてのわさびの活用は確認できなかったものの、東北地方で14件、関東地方で9件、中部地方で32件、近畿地方で7件、中国地方で20件、四国地方で5件、九州地方で9件となっていた。わさび栽培発祥の地である静岡県を抱える中部地方における観光情報が多いものの、北海道や沖縄を除く、青森から鹿児島までの各都道府県に満遍なく分散して、観光資源としてのわさびの活用が既に行われている状況を読み解くことができた。

なお、都道府県別のランキングを確認すると、上位は静岡(15件)、山口(11)、長野(7)、山梨(6)、岩手・東京・島根(5)となっており日本各地に分散していた。この点からも観光資源としてのわさびは国内の特定の地域に集中するような観光資源ではなく、日本全国で活用、展開が可能であるという状況が読み取れた。

(3) わさびは「来訪」資源か、「食」の資源か？

さらに、観光行動の観点から、わさび関連観光情報の分類を行った。具体的に記述すると、わさびは、「わさび田の見学」など、不動産として場所や空間が固定された形で旅行客をブル的要因として機能する「来訪」資源か、和食の材料やお土産の原料などとして、持ち運び可能な動産として活用される「食」の資源かという観点で分類した。さらに「来訪」資源についてはわ

さが来訪の主目的である「メインデスティネーション (MD)」と、来訪地においてわさが副次的な役割を果たす「サブデスティネーション (SD)」とに細分して集計した。「食」の資源についても、「現地での食事」がメインか、「お土産」がメインかに細分して集計した。なお、通常の観光行動では「来訪」資源と「食」の資源とを同時に楽しむことが一般的であるが、本研究では最も重視されうる資源活用1つに絞って、95件の観光情報の分類を行った。

結果は表2および図3に示したとおりである。表2をみると、「メインデスティネーション (MD)」が17件、「サブデスティネーション (SD)」が12件、「現地での食事」が28件、「お土産」が38件という結果となった。そして図3に示したとおり、全体の約7割 (69%) が食事とお土産といった「食」の資源としての活用となっていることが明らかとなった。

メインデスティネーション	17
サブデスティネーション	12
現地での食事	28
お土産	38
計	95

表2 旅行における観光わさびの活用目的 (箇所数)
(注) データベース「JAPAN 47 GO」をもとに筆者作成

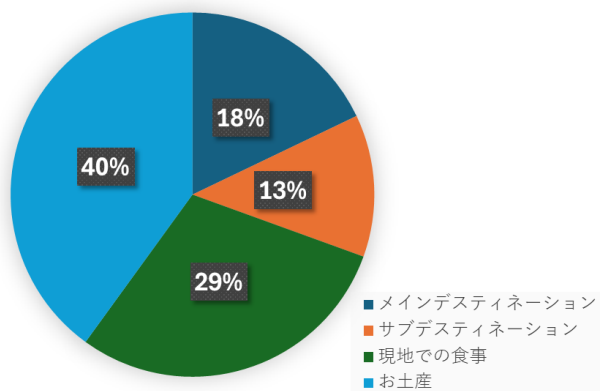


図3 旅行における観光わさびの活用目的 (構成比)
(注) データベース「JAPAN 47 GO」をもとに筆者作成。

(4) 「来訪」と「食」の資源分布

最後に、「来訪」資源か「食」の資源かという観点で4つに分類した結果見いだされた各々の観光情報の地理的分布を都道府県別に集計して、図4～図7としてマッ

プ化した。

公園や収穫体験などの「メインデスティネーション (MD)」として位置づけられた観光情報は、図4に示したとおり17件あり、東北地方1件 (岩手)、関東地方1件 (東京)、中部地方10件 (山梨・静岡 (5)・長野 (3)・福井)、近畿地方1件 (奈良)、中国地方2件 (島根 (2))、九州地方2件 (佐賀・大分) と、中部地方に過半数が集中していたものの、北海道地方と四国地方を除く日本全国に広く分布している実態が確認された。



図4 観光わさびの地理的分布 (メインデスティネーション)
(注) データベース「JAPAN 47 GO」をもとに筆者作成

温泉地やキャンプ場の一角に存在することで「サブデスティネーション (SD)」として位置づけられた観光情報は、図5に示したとおり12件あり、東北地方1件 (岩手)、関東地方1件 (東京)、中部地方3件 (長野 (2)・岐阜)、中国地方4件 (鳥取・山口・岡山 (2))、四国地方2件 (愛媛 (2))、九州地方1件 (鹿児島) と、件数は少ないものの北海道地方と近畿地方を除く日本全国に広く分布している実態が確認された。

グルメ素材や郷土料理として用いられることで現地での食事に供される「食の資源」としての観光情報は、図6に示したとおり28件あり、東北地方4件 (青森・秋田・岩手・山形)、関東地方2件 (埼玉 (2))、中部地方8件 (新潟・山梨 (3)・静岡 (2)・長野・石川)、近畿地方3件 (和歌山・兵庫 (2))、中国地方3件 (島根 (2)・山口)、四国地方3件 (徳島 (3))、九州地方5件 (佐賀・長崎・大分・熊本・鹿児島) と、北海道地方を除く日本全国に

広く分布している実態が確認された。



図5 観光わさびの地理的分布（サブデスティネーション）
（注）データベース「JAPAN 47 GO」をもとに筆者作成



図6 観光わさびの地理的分布（食事）
（注）データベース「JAPAN 47 GO」をもとに筆者作成

ショップや道の駅などでお土産として販売される観光情報は、図7に示したとおり38件あり、東北地方8件(岩手(2)・宮城(4)・福島(2))、関東地方5件(茨城・栃木・東京(3))、中部地方11件(山梨(2)・静岡(8)・長野)、近畿地方2件(和歌山(2))、中国地方11件(島根・広島・山口(9))、九州地方1件(大分)と、北海道地方

と四国地方を除く、日本全国に広く分布している実態が確認され、太平洋側における観光情報が多いという結果を得ることができた。



図7 観光わさびの地理的分布（お土産）
（注）データベース「JAPAN 47 GO」をもとに筆者作成

以上図4から図7の結果をまとめて読み解くと、どの資源活用も北東北から九州地方まで、日本国内に縦断的に分布している実態が明らかとなった。

加えて、双方を満遍なく活用している静岡（来訪5、食10）のような事例も見られた。

また、わさびが持つデスティネーション性については、中部地方で「来訪」資源（MD：10件・SD：3件）としての活用の多さがやや目立つものの、北海道地方を除けば、まったく活用が見られない地方は存在しなかったことが確認できた。

4 考察

以上、本研究では既存の観光情報データベース JAPAN 47 GO を活用することにより、日本国内における観光資源としての「わさび」の現状と課題をまとめてきた。

その結果、わさびは国内の特定の地方に集中して活用されるような観光資源というわけではなく、日本全国で活用、展開が可能であり、小規模ながら現実にも今でも顕在的に活用されている状況が指摘できたと同時に、「来訪」資源か、「食」の資源かという観点から分

析を行うと、北海道地方を除けば、まったく活用が見られない地方は存在しなかったという実態が確認できた。

この結果を踏まえて、「観光資源としての『わさび』は、未だ十分活用されていないものの、日本各地において食や土産、デスティネーションとしての伸びしろがある」と設定した仮説を検討していきたい。

まず、「観光資源としての『わさび』は、未だ十分活用されていない」という仮説の前段部分については、11万件を超える観光情報を蓄積しているデータベース、JAPAN 47 GOを用いた検索において、「わさび」、「ワサビ」、「山葵」というキーワードを用いても、データの重複等を整理すると、わずか2桁（95件）の観光情報しか蓄積されていない実情を鑑みると、わさびは観光資源として「十分活用されていない」という指摘は支持される事実であったと判断することができた。

また、植物としてのわさびは北海道から九州まで日本各地に自生する事実を踏まえると、わさびを観光資源として顕在的に活用していない都道府県が15道府県（北海道・群馬・千葉・神奈川・愛知・富山・三重・滋賀・京都・大阪・香川・高知・福岡・宮崎・沖縄）にのぼることが確認できたため、わさびは観光資源として「十分活用されていない」という指摘は、この実態からも支持されると考えられた。

一方で、後段の「観光資源としての『わさび』は、デスティネーションとしての伸びしろがある」という仮説についても、わさびの観光的活用の実態が、北海道を除く北東北から九州地方まで確認できている一方で、全体として件数が少ないこと（総計で95件）ことから、伸びしろが大きいという指摘が可能であると考えられた。

また、隣接している都道府県において、つまりわさびの自生や栽培条件に著しい相違点がない場合でも、わさびが観光資源として顕在化している都道府県とそうではない道府県が確認できたため、顕在的にわさびを観光資源として活用していない地域において、わさびを観光資源として顕在化させることが可能であると考えられた。さらに、上述した「和食」や「世界／日本農業遺産」などの文化財的なブランドを活用して、日本という国のスケールでわさびという観光資源をアピールし、全国各地でわさびを観光資源の一つとして活用する方法も有効ではないかと推察された。

そのような中で、「食」の資源に留まることなく、「来訪」資源としてのわさびのプロモーション展開が有効

であろうと指摘することが可能であると考えられた。例えば、現状では長野県安曇野市にある大王わさび農場のように、確立されたわさび田のデスティネーションも存在することも事実である。しかし全国的に見た場合、「来訪」資源として顕在的に活用されている事例は少ないといえ、その伸びしろは大きく、日本各地でデスティネーション化が可能であることが図4や図5の結果からも読み解くことができると判断できた。

5 結論および今後の課題

上記の考察結果を踏まえると、「観光資源としての『わさび』は、未だ十分活用されていないものの、日本各地において食や土産、デスティネーションとしての伸びしろがある」と設定した仮説は概ね支持できると結論づけることができる。

ただし、研究面での限界としては、今回の調査は既存の全国データベースを活用した分析に留まっているため、地方においては顕在化しているものの、データベース上に掲載されていないという理由で見逃しているわさび関連の観光が存在する可能性は否めないという点が指摘できる。このようなデータベースによる制約は、今後の継続研究で解決していければと考えている。

また、わさび田などを来訪者に開放し、デスティネーションとして活用していくためには、幾つかの課題が存在することを指摘できる。例えば、わさび田に来訪者を呼ぶことによる水質の悪化や微気象の変化には留意が必要である。品質の良いわさびを収穫するためには、水温、水質、日照などの気象条件の調整が欠かせない。そのような点に配慮した持続可能な観光の形態が望まれる。また、一般的にわさび田が存在する地区は、足元が悪く、地滑りや土石流などの災害が懸念される可能性が高い。わさびを来訪資源として活用していくためにはそのような事象に対するリスクマネジメントを念頭に置く必要がある。加えて、わさびの自生地や栽培地の多くは人口集中地から離れている場合が多いため、交通アクセスや宿泊の確保などへの対応も必要となってくる。最後に、日本を代表する食材かつ魅力的な文化的景観を形成しているわさび田を維持する後継者の不足も大きな課題であると考えられる。これらの課題を解決しながらも、日本各地で観光活用が十分なされていない地域において、日本独自の自然を活用した文化的景観や食の象徴ともいえるわさびの活用を

今後とも検討していく意義は十分存在するのではないかと考えられた。

なお、本研究は、科学研究費基盤研究(C)21K05662「小規模わさび田の価値を再認識する－静岡市のわさび田を対象として」、および科学研究費基盤研究(C)23K05285「デスティネーション特性から見た日本のガーデン観光の特性分析とDMO組織の高度化」の一環として実施された。

本研究の一部は「第135回日本森林学会（於：東京農業大学）」において、「観光資源としてのワサビの現状と課題」と題してポスター発表を行った。

〔日本語文献〕

- 観光庁（2023）観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）, 73pp
- 田中伸彦・竹内真一・高橋美里・霜田孝太郎・中村麟太郎（2023）静岡市における小規模わさび田の文化的景観を取り巻く観光構造、日本森林学会大会発表データベース 134, 230
- 竹内真一・宮本勇斗・田中伸彦（2021）渓流水源に依存する小規模水わさび田の水温変化、日本森林学会大会発表データベース 132, 528
- 竹内真一・佐藤夏生・宮内浩見・田中伸彦（2022）小規模わさび田の価値を再認識する－静岡市のわさび田を対象として、日本森林学会大会発表データベース 133, 625
- 横尾陽奈子・荒井歩（2022）近世・近代に形成された水ワサビ産地の景観構造、ランドスケープ研究 85（5）, 641-644
- 横尾陽奈子・荒井歩（2024）近代の水ワサビ産地における栽培技術を反映した景観の特徴、ランドスケープ研究 87（5）, 425-430
- 青木幸代（2009）伊豆天城地方におけるワサビ栽培の地域的展開、地理空間 2（1）, 17-31
- 小泉武栄（2011）観光地の自然学（4）伊豆半島西海岸と中央部：巨木の林とワサビ田を自然史で読み解く、地理 56（12）, 10-18
- 眞鍋邦大（2024）世界農業遺産（GIAHS）における伝統性の検討：静岡水わさびの伝統栽培を事例として、農村計画学会誌 43（1）, 22-25
- 日本観光振興協会 全国観光情報データベース「JAPAN 47 GO」ホームページ <https://www.japan47go.travel/ja>（2024年12月10日最終閲覧）
- 静岡わさび農業遺産推進協議会ホームページ <https://shizuoka-wasabi.jp/>（2024年8月27日最終閲覧）
- 大王わさび農場ホームページ <https://www.daiowasabi.co.jp/>（2024年8月27日最終閲覧）

なぜ北欧で左派小政党が躍進したのか 2024 年欧州議会選挙の結果分析

The rise of small left-wing parties in Nordic countries Analysis of the 2024 European Parliament Election

柴山 由理子^{*1}・秋朝 礼恵^{*2}

SHIBAYAMA Yuriko and AKITOMO Ayae

【要旨】 2024 年 6 月に実施された欧州議会選挙では EU 全体で見ると右派が伸長したが、デンマーク、スウェーデン、フィンランドの北欧 3 ヶ国では極右は停滞、右派も微増もしくは減退となった。中道右派・中道左派も苦戦を強いられた。一方、3 ヶ国ともに左派小政党が躍進するという北欧独自の傾向が見られた。EU と北欧の関係の変化、EU および欧州議会の内部変化、国政選挙と欧州議会選挙の関係、北欧市民の関心という複合的な視点から、左派小政党大躍進の背景を検討し、北欧市民が EU に何を期待しているのかを考察する。

【Abstract】 In the European Parliament elections held in June 2024, the right-wing gained ground across the EU. However, in the three Nordic countries of Denmark, Sweden, and Finland, the far right stagnated and the right-wing only increased slightly or even declined. The center-right and center-left parties have struggled as well as those parties in other countries. Meanwhile, a unique Nordic trend was observed in all three countries, where small left-wing parties made great strides. From a combination of perspectives including changes in relations between the EU and the Nordic countries, internal changes in the EU and the European Parliament, the relationship between national elections and European Parliament elections, and the interests of Nordic citizens, we will examine the background to the great advances of small left-wing parties and consider what Nordic citizens expect from the EU.

キーワード：欧州議会選挙、北欧、投票行動、気候変動、EU 懐疑論の後退

Key words: European Parliament election, Nordic countries, voting behavior, climate change, Euroscepticism on the decline

1 はじめに

2024 年 6 月初旬、5 年に一度の欧州議会選挙が 27 加盟国で実施された。EC 時代から数えて 10 回目の選挙となる。2020 年の BREXIT 後初の選挙で、総議席数は 720 議席となった。会派別³では、EPP が引き続き最大会派で議席数のほか議席占有率が微かに増え、極右グループでは PfiE が増加、ECR が微増し、ESN が結成されたが議席獲得には至らなかった。中道右派の Renew Europe は減少、左派グループでは S&D と Greens/ EFA が微減、The Left が微増となった（詳細は表 1～3 参照）。国別の違いはあるものの、全体とし

ては EPP・極右グループの拡大で右の風が吹いた選挙という報道が目立った。投票率は国によりばらつきが大きく、最大値はベルギーの 89.01%、最低値はハンガリーの 21.35% で、平均値は 50.74%（前回比 +0.88 ポイント）と大きな変化は見られない⁴。

欧州議会は 1979 年から直接選挙を開始し加盟国市民の声を反映させる機能を持った。当初の役割は限定的だったが、2009 年に発効したリスボン条約によって法的権限を大幅拡大した（辰巳 2007）。Hix らは「EU 法の修正および拒否する権限を持つだけでなく、法案を提出する欧州委員会の構成や政治的方向性にも影響を与えるようになった」（2012: 3）と指摘する。その結果、「欧

*1 東海大学文化社会学部北欧学科 Department of Nordic Studies, School of Cultural and Social Studies, Tokai University

*2 東海大学文化社会学部北欧学科 Department of Nordic Studies, School of Cultural and Social Studies, Tokai University

州議会が立法をめぐり会派間で対立したり、連立を組むなど通常の議会と同様の様相を呈しつつある」と述べる（Hix ら 2012: 23）。会派が候補者を選出できないなど特殊な性格を有するが、欧州議会の運営は国家間から政党間の調整に変化し、政党政治が定着した（ibid.5）。今回の欧州議会選挙の主な争点は、EU としての防衛政策、ウクライナ支援、気候変動、移民問題などへの危機への対応であった（Krastev & Leonard 2024）。欧州議会選挙にも Lipset と Rokkan の「クリーヴィッジ理論」が適用されるという Hix らの見解に合致する（Hix ら 2012: 9）。

本稿では、北欧諸国の EU 加盟国、すなわちデンマーク（1973 年加盟）、スウェーデン（1995 年加盟）、フィンランド（1995 年加盟）の 3 ケ国の選挙結果に焦点を当て、先行研究、世論調査、新聞等の報道から内容を分析するとともに北欧各国の市民が EU に何を期待しているのかを検討する。中道右派の Renew Europe と中道左派の S&D については、3 ケ国とも議席・得票率を減らし、EU 全体の傾向と合致している。右派グループでは、EPP は、得票率はもともと大きくなかったもののスウェーデンでは大幅後退、フィンランドでは増加、デンマークでも増となった。穏健な極右の ECR はそれぞれの国で得票率が減少した。全体に占める割合も非常に小さい。デンマークのデンマーク国民党が Orbán Viktor が主導した「欧州の愛国者」に加盟したが、ESN に所属する政党はない。Greens/ EFA はデンマークとスウェーデンで大幅に躍進、フィンランドでは停滞した。The Left はデンマークでは停滞したが、スウェーデンとフィンランドでは大幅増となった。デンマークでは社会主義国民党⁵が第 1 党に、スウェーデンでは環境党が第 3 党になり、フィンランドでは左派同盟が第 3 党の座に就いた。国や政党別の細かい違いはあるが、右が伸び、左が苦戦したという単純な構図は北欧には当てはまらない。

投票の結果は、ヨーロッパを取り巻く環境、欧州議会の権限強化など EU 内部の変化、各国の国内政治が重層的に関与していると考えられる。

国内政治の影響という点では、これまで欧州議会選挙の結果は、非政権選択選挙を有権者が重要な選挙でないとして認識する「二次的選挙」（second-order election）モデルによって説明されてきた。二次的選挙では「投票率が低い、政府の業績に対する評価が政権与党の戦績に反映されやすい」（今井・日野 2012）等の結果になる。二次的選挙と国政選挙とのタイミングが重要な説明変数とな

り、例えば、欧州議会選挙が国政選挙サイクルの狭間で実施されると、小政党が躍進し、大政党や政権与党が後退する傾向がみられる（Hix & Marsh 2007）。また、国政選挙直後に実施されると政権与党に追い風が吹くが、政権が終盤になるタイミングで実施されると不満を持つ有権者が政権与党にペナルティーを科す可能性が高くなる（Berg 2019, Hix ら 2012）。また、国政選挙とのタイミングだけでなく、EU に対する個人的態度や、重視する争点なども政党選択に影響を及ぼすという二次的選挙モデルへの批判も見られる（Berg 2019）。

これらの議論を踏まえ、本稿では、国政選挙や国内政権に注目しつつ、同時に EU の動向と北欧市民の EU への期待を踏まえて複合的な分析を試みる。北欧市民は EU に何を求めているのか、右派はなぜそれほど力を持たなかったのか、左派小政党がなぜ躍進したのかという問いを中心に、各国について政治動向や EU の評価など質的に考察した上で、3 ケ国の結果が示すことを帰納的に検討する。

デンマーク										
政党名	得票率(%)	EU議会政党グループ								
		EPP	S&D	PE/ID	ECR	Renew Europe	Green/EFA	The Left	ESN	N
SF(F)	17.42 (13.23)						3 (2)			
S(A)	15.57 (21.48)		3 (3)							
V	14.72 (23.50)					2 (3)				
KF(C)	8.84 (6.18)	1 (1)								
DD(E)	7.39				1					
RV(B)	7.08 (10.07)					1 (2)				
EL(O)	7.04 (5.51)							1 (1)*		
LA(I)	6.95 (2.20)	1								
DF(O)	6.37 (10.76)			1 (1)						
M	5.95					1				
議席計		2 (1)	3 (3)	1 (1)	1	4 (5)	3 (2)	1 (1)	0	0
議会全体の議席数		188 (179)	136 (138)	84** (49)	78 (69)	77 (98)	53 (70)	46 (37)	25**	33 (63)

表 1 政党別・欧州議会グループ別に見た 2024 年欧州議会選挙の結果（デンマーク）

スウェーデン

政党名	得票率(%)	EU議会政党グループ								
		EPP	S&D	PfE	ECR	Renew Europe	Green/EFA	The Left	ESN	N
S	24.77 (23.48)		5 (5)							
M	17.53 (16.83)	4 (4)								
MP	13.85 (11.52)						3 (2)			
SD	13.17 (15.34)				3 (3)					
V	11.06 (6.80)							2 (1)		
C	7.29 (10.78)					2 (2)				
KD	5.71 (8.62)	1 (2)								
L	4.38 (4.13)					1 (1)				
議席計		5 (6)	5 (5)	0	3 (3)	3 (3)	3 (2)	2 (1)	0	0
議会全体の議席数		188 (179)	136 (138)	84**	78 (69)	77 (98)	53 (70)	46 (37)	25**	33 (63)

表2 政党別・欧州議会グループ別に見た2024年欧州議会選挙の結果（スウェーデン）

フィンランド

政党名	得票率(%)	EU議会政党グループ								
		EPP	S&D	PfE	ECR	Renew Europe	Green/EFA	The Left	ESN	N
KOK	24.80 (20.80)	4 (3)								
VAS	17.30 (6.90)							3 (1)		
SDP	14.90 (14.60)		2 (2)							
KESK	11.80 (13.50)					2 (2)				
VIHR	11.30 (16.00)						2 (3)			
PS	7.60 (13.80)				1 (2)					
SFP/ RKP	6.10 (6.30)					1 (1)				
議席計		4 (3)	2 (2)	0	1 (2)	3 (3)	2 (3)	3 (1)	0	0
議会全体の議席数		188 (179)	136 (138)	84**	78 (69)	77 (98)	53 (70)	46 (37)	25**	33 (63)

表3 政党別・欧州議会グループ別に見た2024年欧州議会選挙の結果（フィンランド）

(注1) European Parliament "2024 European election results" から議席保有政党に限定し、秋朝が作成。
(注2) 表中、() 内の数値は2019年選挙時のものである。
(注3) *を付している EL(Ø) の2019年の1議席は、当時存在していた GUE/NGL グループに分類されていた。
(注4) **を付している PfE および ESN は、ID や他のグループのメンバーにより2024年に結成された。PfE は右派から極右、ESN は極右のグループである。なお、デンマーク表について、() 内数値は、ID グループ時のものである。

2 北欧3ヶ国の分析

2-1 デンマーク

2024年の欧州議会選挙でのデンマークの割り当て議席は13議席から15議席に増加した。得票率が多かった順に社会主義国民党17.42%（Greens/ EFA 3議席）、社会民主党15.57%（S&D 3議席）、左党⁶14.72%（Renew Europe 2議席）、保守党8.84%（EPP 1議席）、デンマーク民主党7.39%（ECR 1議席）、急進左派党（ラディケーリ）7.08%、（Renew Europe 1議席）、赤緑連合7.04%（The Left 1議席）、自由同盟6.95%（EPP 1議席）、デンマーク国民党6.37%（PfE 1議席）、穏健党5.95%（Renew Europe 1議席）となっている（表1）。20%以上の得票率を獲得した政党はなく、多数の政党に票が分散していることがわかる。10政党が議席を得た。2019年選挙では7政党が議席を得て、左党と社会民主党が20%以上の得票率を得ており、これ以降の政党再編の影響が見られる。

会派別では、EPPは1議席増の2議席獲得し、うち保守党が1議席、自由同盟が1議席となっている。S&Dは変わらず3議席である。デンマーク国民党が1議席獲得し、北欧で唯一PfEのメンバーとなっている。ECRのメンバーとしてはデンマーク民主党が1議席獲得している。Renew Europeの会派では、左党が2議席、急進左派党が1議席、穏健党が1議席、計4議席獲得し最大会派となっている。Greens/ EFAは社会主義国民党が3議席獲得し、The Leftでは赤緑連合が1議席獲得した。得票率で社会主義国民党が最大得票を得たこと、デンマーク国民党がOrbán Viktorの「欧州の愛国者」への参加を決めたことなどに注目が集まった。

(1) デンマーク市民にとってのEU

2023年に実施されたEurobarometerの調査では、「デンマーク人回答者の86%が欧州議会選挙に投票する意思があり」⁷、「88%のデンマーク人が、将来デンマークがEU離脱を選択してもうまく対応できるという意見に完全に反対もしくはどちらかという反対」⁸という意見を示した。もともと左派中心に勢いのあったEU懐疑論は縮小傾向で、現実的にEUとデンマークの関係を考える見方が強まっている。

デンマーク経済は好調で、移民も含めて失業率は低く、労働力の12%は他のEU諸国出身者が占めている⁹。主要産業の1つである農業を含めた同国の経済にとってEUと

の良好な関係は不可欠となっている。すでに、2019 年全国紙 Information が欧州議会選挙で懐疑論が「消滅」と論じた¹⁰。BREXIT とその後のイギリスの状況が教訓となり EU との現実路線に賛同する後押しになっている。EU に残るべきか、出るべきかではなく、EU 枠内で何をすべきかに論点が推移している。懐疑論の担い手は左派から右派に変化し縮小している。左派懐疑派の「福祉縮小への懸念」は EU のヨーロッパ化もしくはスカンジナビア化によって解消されつつある¹¹。Information はまた、デンマークは「ナショナリストであり、かつ国際主義者である」という見解を示している。EU そのものの賛否よりも EU の具体的な政策に注目が集まっている。同紙はまた 2024 年の欧州議会選挙について、ヨーロッパ全体での右派台頭の危機感や、気候変動の危機、大企業の規制への関与という点が、デンマークにとって重要であることを指摘している¹²。

(2) 2024 年選挙結果をどう見るか

(1) ではデンマークと EU との関係性に変化が見られることを示した。次に、2024 年選挙の結果から各政党の動向に焦点を当て、同国における欧州議会選挙の結果を明らかにしたい。欧州議会選挙の争点としてさまざまな危機への関心が挙げられる。危機としては経済、安全保障、健康や福祉、気候変動、移民問題などが想定された (Krastev & Leonard, 2024)。国際情勢の影響や、EU への関心、国内の関心がどのように選挙結果に表れたのかに注目する。中心となる問いは、デンマーク市民が EU に、そして欧州議会選挙に何を求めたのかである。極右や右派は拡大したのか、左派はなぜ拡大したのかを問う。

Mette Frederiksen 率いる社会民主党多数派政権は 2019 年に発足し、2022 年選挙でも引き続き政権の座を維持した。社会民主党 50 議席、左党 23 議席、穏健党¹³16 議席が議席を獲得している。「二次的選挙」という点では国政選挙から 2 年以上経ち「抗議」傾向 (Hix & Marsh 2007) が強まるタイミングで欧州議会選挙が実施された。政党の分裂という要因もあるが 20% 以上の得票率を有した社会民主党と左党がいずれも前回選挙に比べて得票率減となっているのは現政権への批判的な評価が含まれている可能性が高い。一方、強い求心力を示した政党は見られず政党再編期の影響も見られる。

極右は拡大したのか

デンマーク国民党は 2019 年選挙の得票率 10.76% から

6.37% に減少し、1 議席を獲得、7 月に Orbán 率いる「欧州の愛国者」(PFI) に参加表明をしたことで世間を騒がせた。デンマーク国民党が極右政党として急進化しつつあるというより、Orbán 側が会派発足にあたって 7 ヶ国以上、23 人以上の参加を求める最少阻止条項を満たしたかったという見方が現実的である。デンマーク民主党は左党の内紛により 2022 年 Inger Støjberg 率いるデンマーク民主党が発足し 7.39% の得票率を得て ECR に参加している。

2 党を合わせると得票率は 13% 強となり、前回選挙より微増している。極右が躍進する可能性も指摘されていたが、蓋を開けてみれば抑制的な結果に留まった。デンマーク民主党の Støjberg は左党時代から反移民強硬路線を掲げるが、EU からの離脱は明言していない。高齢者を中心とした古き良き時代へのノスタルジーを求心力にしている。デンマーク民主党は反移民、反環境主義を掲げ農業を推進する。比較的年齢層が高く、男性中心の高等教育を受けていない労働者層の支持を集めている。Støjberg は同会派で要職を得た。

デンマーク国民党とデンマーク民主党に協力体制はなく、その他多くの極右小政党が乱立した今回の選挙で、デンマークの極右政党が力を持つ結果とはならなかった。政党の再編期を経て、極右政党がどのような形で収斂していくのか今後注視する必要がある。

右派および中道右派の動向

保守党は 2019 年 6.18% の得票率だったが、今回の選挙では 8.84% を獲得した。並行して 2007 年に結党した自由同盟が得票率 6.95% で急進的な新自由主義・リバタリアン路線を封印し EPP への参加を決めた。次期国政選挙を見据えた判断であった。

中道右派の左党は、2019 年選挙で 23.50% と最大得票率を獲得したが、今回は 14.72% と第 3 党の結果で大幅に支持を減らした。その理由として前首相 Rasmussen 率いる穏健党の結党がある。つまり党の分裂である。右派の分裂やスピニングアウトが目立つ状況である。穏健党の得票率は 5.95% で、両党を合わせれば前回選挙と比べ数ポイントのみの減少となっている。政権与党への評価という点を踏まえると妥当な結果と考えられる。同党候補者 Morten Løkkegaard は、得票数 17 万 4,048 票で 2 位と人気があった点に留意したい。政党の支持よりも個人の人気の強さが表れている。デンマークの右ブロックの政党は右派を名乗りつつも福祉国家の解消は想定しておらず、主な主張は反移民となっている。また EU の離脱

については消極的である。EU 議会そのものの重要性よりも国内政治の影響や駆け引きが結果に表れていると考えられる。

左派の躍進？

議会第 1 党の社会民主党は、2019 年選挙では 21.48% の得票率だったが、今回は 15.57% と支持の減少が見られ、Frederiksen 政権の人気のなさが反映されている。これは二次的選挙の影響と考えられ、現政権への抗議的態度の表れといえるだろう。

左ブロックでは社会主義国民党の躍進が見られた。2019 年選挙では、得票率 13.23% で第 3 党だったが 17.42% を獲得し第 1 党の座に就いた。同党躍進の理由として、2019 年選挙時に 21 歳という史上最年少で当選したコペンハーゲン大学の学生（当時）、副党首 Kira Marie Peter-Hansen の人気があった。彼女は 17 万 8,438 票という最多票を得た。特に首都コペンハーゲンの若い世代の支持を強く得た¹⁴。この層は、環境問題を最重要課題の 1 つと考える。スターの存在が、社会主義国民党の伸長を後押しした。党自体は次回選挙後も与党入りを果たすことが目標で、社会民主党に接近し、農業政策での妥協も見られ、現実路線を選択している。一方、赤緑連合は妥協なき気候変動政策を主張し票を伸ばした。2019 年選挙時の得票率 5.51% から 7.04% と微増となった。

社会主義国民党と赤緑連合の躍進の背景には、環境問題や気候変動の危機感への関心、右派の抑制、スターの存在、左派の EU 観の変化、懐疑論から現実主義へのシフト、政権野党として与党のオルターナティブとしての存在感が挙げられる。

（3）小括

BREXIT の影響もあり 2019 年選挙時よりも懐疑論は衰退し、EU が重要なパートナーであるという現実主義を踏まえた選挙結果であった。EU 主導の政策への具体的かつ積極的な関与が重要な動機となっている。一方で、欧州議会選挙は、国内選挙より重要度が低い。新党設立や小党乱立、政党の分裂の影響など国内政治の状況も反映され、現政権への消極的な評価も結果に反映され野党の得票率が増加傾向となった。次の選挙を見据えた政治的判断も見られた。その中で、極右政党は EU 全体のような拡大には至らず、左派ブロック、特に環境政党の伸長が目立った。

2-2 スウェーデン

2024 年の欧州議会選挙でのスウェーデンの割り当て議席は 20 議席から 21 議席に増加した。デンマークやフィンランドと同様、スウェーデンにおいても EU 全体の動向とは異なり、穏健な極右とされるスウェーデン民主党が後退する一方、環境党と左党の得票率が伸びている（表 2）。得票率で見た場合の最大の勝者は左党である。

このような選挙結果となった要因について、鈴木（2024）は、暫定なものとしつつ次の諸点を指摘する。まず、スウェーデン民主党が得票数を減らした背景として、投票日 1 ヶ月前に発覚した同党による世論操作スキャンダルと、今回の選挙で有権者が「移民／難民」政策をさほど重視しなかった点を挙げる。また、環境党の議席増については、有権者が「気候」や「環境」を重視したことのほか、左党との共通項として「スウェーデンの有権者が欧州議会選挙を他の政党を試す機会ととらえ、国政選挙と投票先を変える傾向がある」点を指摘している。

以下では、この鈴木（2024）の説明を踏まえつつ、有権者の投票行動の観点から今回の選挙結果について検討を加えることとする。

（1）スウェーデン市民にとっての EU

スウェーデンの EU 加盟（1995 年）について、その前年に実施された国民投票では僅差で支持されたに過ぎない。加盟後 30 年近く経過し、市民の EU 観は変化している。

EU 支持は上昇傾向

支持政党に関する調査（Partisymptiundersökningen、スウェーデン統計局実施）によると、加盟翌年の 1996 年では EU 支持が約 30%、反対が約 50% であったが、2001～02 年の間に両者が逆転し、今回選挙の前年にあたる 2023 年には EU 支持が 60%、反 EU が 14% 程度になっている。2012 年半ば以降、EU 支持の割合が上昇傾向にある。

また、スウェーデンテレビが王立工科大学（KTH）やイエーテボリ大学の研究者と実施している Valu 調査¹⁵によれば、2019 年選挙時と比較すると、左派政党（左党、社会民主党、環境党）支持者のなかで EU 支持がわずかに増加している。他方、EU 支持が最も低いのがスウェーデン民主党支持者層で、EU 離脱派と残留派がほぼ同数であった¹⁶。

なお、全体的にはEU支持が増えているとはいえ、支持でも反対でもない（わからない）者が相当程度存在することに留意する必要がある。投票率が上がりにくくなる要因の1つとなる。統計局実施の上記調査（2023年実施）によれば、27%の者が「わからない」と回答している。

投票者のEUへの期待

EU Post-electoral survey 2024¹⁷によれば、投票した理由（複数回答3つまで）で最多が「市民としての義務だから」（62%）であり、それに「いつも投票しているから」（58%）、「投票することで変化をもたらすことができるから」（40%）が続く。EU全体の結果と比較して差が最も大きいのが「投票することで変化をもたらすことができるから」であった（EU全体では18%）。関心のある政策についてEU議会に影響を及ぼしたいという意味や、関心のある政策について変革の期待を抱く有権者像がうかがえる。

（2）2024年選挙結果をどう見るか

では、2024年選挙で環境党と左党が得票率を伸ばし議席数を増やした¹⁸ことをどのように解釈すればよいだろうか。ここでは有権者や国内政治に焦点を当てて考察し、EUを取り巻く環境変化は有権者の認識の観点から言及する。

環境問題への関心の高さ

EU Post-electoral survey 2024によれば、スウェーデンの有権者が考える重要課題の上位3つは、「環境と気候変動」（66%）、「民主主義と法治国家の原理」（57%）、「国際情勢」（53%）である。「移民と難民」は25%で6番目に位置する¹⁹。他方、EU全体では「環境と気候変動」が28%（全体5位）、「民主主義と法治国家の原理」が32%（4位）となっており、スウェーデンの有権者はEU全体の傾向とは異なる政策課題を志向していることがわかる。この点について、選挙研究を専門とする政治学者Sören Holmbergは、スウェーデンテレビの報道番組において、環境党が支持された理由は「気候や環境が有権者にとって重要な問題だったから」とコメントしている²⁰。

このように、環境問題への関心の高さが環境党の得票率を上昇させたほか、左党にとっても追い風になったと考えられる。元左党党首で、欧州議会選挙の同党第1候補となったJonas Sjöstedtが、「左党が躍進した

のは、他の政党と争うのではなく、目の前の問題、とくに気候、雇用の安定、ガザとウクライナの戦争に焦点を当てたことが大きい」と語っている（Dagens Nyheter 2024年6月11日付記事）。

欧州の平和も重要

Valu調査において、投票先政党を決める際に最も重要な課題は何かを尋ねたところ、最も重視する課題が「欧州の平和」であった²¹。気候変動・環境問題と同様、EUレベルでの取組みが求められる課題として、「欧州の平和」を求める有権者の存在も左派躍進を読み解く鍵になるだろう。

スウェーデンラジオの欧州議会選挙報道のなかで、政治学者Henrik Ekengren Oscarssonは、左党が非ヨーロッパ系有権者の間で強い支持を得ていることについて2つの明確な理由があると指摘する²²。1つは、左党が、移民が多く住む地域で積極的に選挙活動を行ったこと、2点目としては、左党がイスラエルとパレスチナの紛争について多くのキャンペーンを展開したことである。また、同じ報道番組のなかで、エスキルスチューナ在住の有権者が、左党支持の理由として、「気候変動に一票を投じる。同時に、政治家がガザで起きていることを取り上げないのは不公平だ。ウクライナについてはよく取り上げるのに、中東で起きていることは語られない」と語っている。

エスキルスチューナは住民のほとんどが外国にバックグラウンドを持つという特徴を有している。そのほか非ヨーロッパ系住民が多く住むいくつかの地域では、左党が約50%の票を獲得している。スウェーデン全国で見ても非ヨーロッパ系有権者に限ると左党の得票率は20%ポイント上昇している。

国内政治との関係

今回の選挙は、2022年国政選挙と26年国政選挙のちょうど狭間で実施された。2022年国政選挙では集団犯罪や移民政策のほか高騰する生活費（光熱費）が争点となり、スウェーデン民主党が議席数で議会第2党に躍進して話題になった。それゆえ、伝統的な右も左も絶対多数にはならず、中道右派政党（穏健党、キリスト教民主党および自由党）はスウェーデン民主党と政策協定（Tidöavtalet）を締結することで内閣を樹立し、スウェーデン民主党は閣外から強い影響力を行使している。移民・統合政策は厳格化の方向に転じ、移民の帰還手当を大幅増額する等の措置が講じられてい

る。新規移民数も減少している（OECD 2024）。

このような移民政策の進展は政権与党の「実績」と捉えられていない可能性がある。イエーテボリ大学 SOM-institutet の世論調査によると、「政府に対する評価」は、2023 年にはその前年の評価を逆転させ、「悪い」が 46%、「良い」が 20%となっている（SOM-institutet 2024）。鈴木（2024）が指摘するように、スウェーデン民主党への支持が変わらないとするなら、政権与党が欧州議会選挙で得票を減らしたのは、国政選挙の狭間ですでに、有権者のペナルティーが科されたと考えられる。もっとも、有権者にとって、「移民政策」はかつてほど関心を集める課題ではなくなっていることは重要だ。

他方、社会民主党も議席数は 5 を維持したものの、得票率は低下している。二次的選挙モデルによると「大政党が後退する」ケースに当てはまる。社会民主党の支持層が左党や環境党に流れたこと、その背景には、ストックホルムのイエルヴァ地区に住む有権者が「以前は社会民主党に投票していたが、社会民主党では何も状況が変わらない。だから左党に投票した。左党は若者の味方だから」と話したように、2022 年まで政権与党であった社会民主党に対するペナルティーでもあった可能性も考えられる。社会民主党とスウェーデン民主党については、欧州議会選挙日当日には、いずれかの政党に国政選挙時に投票した者計 250 万人近くが、投票所に行かず、自宅に留まったとの報道もある²³。

左党への支持の高まりは、先に述べたように争点選択に成功したことのほか、国内政治での躍進を狙った方針転換が功を奏したといえるだろう。かつてスウェーデン民主党と並び EU 離脱を党是としていた左党は、将来の社会民主党との連立政権樹立を目指し、より多くの有権者の支持を集める方向に転換している。2024 年 5 月の党大会で、EU 離脱方針を取り下げ、EU 内での影響力を持つことを目指すなど 20 年ぶりに党綱領を見直している。いまや左党支持者内の EU 賛成派は 54% に上っている状況にある。すでに見たとおり、スウェーデンの有権者に占める EU 賛成派は増加傾向にある。欧州議会選挙で勝利するなら、親 EU 政党が有利である。今回躍進した環境党は親 EU 政党であり、左党もそこに接近しているといえる。

（3）小括

さて、2019 年選挙と比較しつつ、小括を述べる。19 年選挙時では、極右政党が得意とする「移民」を重視

する有権者割合が 42%（4 位）と 24 年選挙より高かったが、最重要課題は「気候変動・環境」（68%）であり、それに「人権と民主主義」（61%）が続く（Post-electoral survey 2019）。また、投票理由の「投票することで変化をもたらすことができるから」（43%）がスウェーデンでは 3 位と、EU 全体の 18% を大きく上回っている。これらは 24 年選挙と概ね同じである。

しかし、選挙結果が大きく相違している。すなわち、19 年選挙でスウェーデン民主党が得票率を大きく伸ばし（9.67% から 15.34% へ）、第 3 党となった。一方の環境党は得票率が大幅に低下し、議席数は 4 から 2 に減った。EU 全体では反 EU、環境政党、リベラル政党グループが拡大するなか、スウェーデンはまた「独自の道」を行く。

2024 年選挙でスウェーデン民主党が票を減らしたのは、鈴木（2024）が指摘するとおり、有権者の関心度において「移民政策」が順位を落としたこと、そこに選挙前の世論操作スキャンダル発覚が作用した点が大きいと言えるだろう。

他方、環境党と左党が躍進した背景として、2019 年選挙時との状況の相違点に着目するならば、やはり「欧州の平和」を重視するという、もう 1 つのスウェーデン有権者の変わらぬ志向や期待は看過できない。ロシアによるウクライナ侵攻が 2022 年に始まり、それを受けてフィンランドとともに NATO 加盟へとこれまでの中立路線を大きく転換させた。国政選挙の狭間で、「欧州の平和」を揺るがす事態が起きていたのである。

「欧州の平和」の捉え方は有権者により異なると推測される。ウクライナ問題を重要と考える者もいれば、パレスチナ問題を優先させる者もいるだろう。しかし、いずれもスウェーデンで対処可能な課題ではなく、EU がいかに機能するかにかかっている。EU 加盟後 30 年を経過し、労働市場や産業など国内問題を欧州と切り離すことができなくなっている現在、有権者の課題認識のフロンティアはスウェーデン国境あるいは北欧圏から、EU 圏域へと拡大する。この傾向は、欧州議会の有権者に移民のバックグラウンドを持つ者が増えることでも加速すると考えられる。

2-3 フィンランド

2024 年の欧州議会選挙でのフィンランドの割り当て議席は 14 議席から 15 議席となった（表 3）。2023 年 4 月に国民連合党を第 1 党とする右派政権が発足し、真のフィンランド人党²⁴、キリスト教民主党、スウェー

デン語系国民党による4党連立政権となっている。社会民主党を中心とする5党連立の中道左派政権から、右に重心が移った。2022年5月にスウェーデンと同時にNATO加盟申請をし、国政選挙の実施とほぼ同タイミングの2023年4月にNATO加盟が実現した。また2024年1月および2月に6年に一度の大統領選が実施され、現大統領のAlexander Stubb（国民連合党）と対抗馬のPekka Haavisto（緑の党）が決選投票を競いStubbが勝利した。

2024年欧州議会選挙の特徴として、保守の国民連合党の次に左派同盟が得票率17.30%で第2党となったことが挙げられる。EU全体の傾向として見られた極右拡大はフィンランドには見られず、極右の得票率は10%を切り、前回選挙から6%以上減少した。また、議員15人中11人、7割以上が新任議員であること、その多くが前政権の閣僚であったことなどが特徴的である。

（1）フィンランド市民にとってのEU

Eurobarometerによる調査では、79%のフィンランド人がEU加盟を有益だと感じていると回答し、EU平均よりも7%高い結果となっている²⁵。1995年にスウェーデンと同時にEUに加盟し、今回が7回目の欧州議会選挙となった。1994年の国民投票では56.9%が賛成、43.1%が反対票を投じたが、強力な反EU政党の台頭は見られなかった。北欧諸国の中ではEUにもっとも開けた国であると評価されている。1980年代に発足した環境政党の緑の党やEU加盟時に発足した真のフィンランド人党が2000年代にフィンランド政治に継続的に影響力を持つようになる。上述の調査では、フィンランドの優先順位として防衛、民主主義、気候変動が挙げられている²⁶。95年のEU加盟もフィンランドに西側諸国との政治的統合という安全保障上の目的が見られたが（柴山2011）、ロシアによるウクライナ侵攻、NATOへの加盟と、安全保障への関心が強まっているといえる。

（2）2024年選挙結果をどう見るか

右派伸長と安全保障への関心

投票率は40.38%と前回選挙時40.80%とほぼ変わらないが²⁷、国政選挙や大統領選挙で70%以上、地方議会選挙でも50%程度の投票率であることを鑑みると、投票率の低さが目立つ。国政と比べるとEU政治への関心が低い結果といえる。最大の得票率を得た国民連合党は得票率24.80%で前回選挙よりも4%増、引き続き第1党となった。前年に発足した国民連合党右派連立政権は緊縮

財政を敢行し、不満の声が上がる一方、ロシアによるウクライナ侵攻に対し安全保障上の懸念から「ヨーロッパの結束」、「強いヨーロッパ」を求める声が強い。「二次的選挙」は国民連合党にはマイナスに働かなかったが、真のフィンランド人党は得票率を大幅に減らした。欧州議会選挙のタイミングが国政選挙の約1年後と比較的近接していることと、年初の大統領選挙が国民連合党に優位に働いたと考えられる。

一方、真のフィンランド人党に対しては、与党に入ったポピュリズム政党への批判や幻滅が支持を減らし、また同党自身も主たる関心は国内政治にあると考えられる。政治に強い関心を持たず、生活に不満を持つ層が選挙に行かなかった結果ともいえるだろう。国内政治の状況と同様に、またEU全体の傾向とも合致して中央党は苦戦を強いられた。フィンランドでも右と左に支持が割れる傾向にあった。

左派同盟の躍進

左ブロックでは社会民主党の得票率はほぼ変わらず、緑の党が減、左派同盟が大幅増という結果になった。緑の党は、他の政党が「緑化」する中で差別化ができず国政選挙でも停滞が見られる。一方、得票率17.30%で第2党につけた左派同盟の躍進は、党首（当時）Li Anderssonへの投票が多かったことが理由として挙げられる。個人で24万票以上を獲得し、個人の得票数としてフィンランド政治史上最高記録を大幅に塗り替えた。Anderssonは小政党の党首ながら、ぶれずに冷静に議論を進めると評判で、人気が高い。本人は自身のブログで、勝利の背景には左派同盟への信頼があると表現した。一方、真のフィンランド人党の後退については、言葉と行動が合致せず「信頼がない」ためと指摘した²⁸。前政権では教育大臣を務めた。Anderssonの勝利の背景として、欧州議会選挙が全国区で票を集めやすいことも指摘されている²⁹。

候補者・当選者の変化

前述のAnderssonも含め、今回の選挙結果の特徴として新任議員が多かったことが挙げられる。15人中新任11名、再任4名であった。さらに新任候補者には、候補時点での党首が3名、スキャンダルで辞任した元党首が1名、この4名はいずれも前政権で閣僚を務めていた。社会民主党の5党連立政権で、党首5名が女性であることが話題になったが、そのうちの3名、辞任者を含めると4名が含まれている。またロシアによるウクライナ侵攻以降多くのテレビ番組等でコメントをして注目された国際問題研究所（FIIA）の所長（当時）で1月の

大統領選に立候補した Mika Aaltola が 国民連合党から出馬し当選した。ほかにも前政権での大臣経験者が複数含まれている。

欧州議会の議員は、EU 行政の専門家、国際的な政治家のポストという見方が強かったが、前政権や直近の「有名人」が多く立候補したのである。政権交代により野党に回ったことや、国際政治キャリアの経験を積むこと、国際的ネットワークを拡大することも議員の狙いとなる。EU 専門家から、国内政治の延長線上としての EU の舞台に進出する国内の有名政治家に変化が見られた。Andersson の最大得票数や Aaltola の出馬は、大統領選の影響力も考えられる。政党より個人を選ぶ傾向が強まった選挙と評価できる。そういった意味では社会民主党は目玉となる候補者を擁立できなかったともいえる。

(3) 小括

フィンランドでの欧州議会選挙は、現在第 1 党で、経済立て直し、従来の NATO 加盟推進派である国民連合党が最大得票率を獲得した。また左派同盟が第 2 党となり、同党史上最大の得票率および議席数を獲得した。右と左に支持が明確に分布し、真のフィンランド人党、緑の党、中央党は伸び悩んだ。EU に肯定的な状況で、新たな変化として、新任が多く、通常支持する政党とは異なる政党、つまり個人への投票が目立った。EU には肯定的でありつつ、欧州議会選挙には無関心な層が一定程度いる中で、極右支持は減少し、安全保障政策で存在感を増す国民連合党と気候変動対策や極右の危うさを訴える左派同盟が勝者となった。

3 北欧市民と 2024 年欧州議会選挙

北欧市民の EU への関心

まず世論調査から、大前提として 3 ケ国に共通して「EU 懐疑論の後退」が経年的に進んでいることが明らかになった。EU との政治経済関係は北欧諸国にとって重要で、EU に留まるべきか、離脱するべきかという争点は弱まり、EU で何ができるのかに関心が推移している。デンマークの事例から BREXIT がこの傾向を後押ししたことがわかる。また、リスボン条約の発効によって欧州議会の権限が拡大し、実質的にも直接選挙によって選ばれた各国の代表者の影響力が強まっていることも挙げられる。EU への関心は、EU そのものよりも、具体的な諸政策への関与に移行していると考えられる。

一方で、投票率は国政選挙に比べて大幅に低い。2024

年欧州議会選挙の投票率は、EU 平均 50.74% に対し、デンマーク 58.25%、スウェーデン 53.39%、フィンランド 40.38% となっており³⁰、いずれも自国における国政選挙と比べると 20 ～ 30 ポイント低い。投票は大事だと世論調査で回答する一方で、国外政治への「無関心」が表れる結果となっている。フィンランドでは圧倒的に都市部の投票率が高く、都市型政党優位の結果にもつながっている。非拘束名簿式を採用するデンマークとフィンランドで特徴的だったのは、社会主義国民党と左派同盟の若手のスターが最大得票数を獲得したことである。政党ではなく、個人の人気が顕著だった。現実的な政策を推進する点、国の代表という点で、従来の EU 専門の政治家ではなく、国内政治の延長線上で主義主張が明確で議論の能力の高い議員を有権者が選択している。

国内政治との関係

二次的選挙モデルでは国政選挙との時間的な関係に着目されるが、今回の欧州議会選挙は 3 ケ国とも国政選挙の狭間で実施されている。デンマークとスウェーデンについては与党主要政党の減退が目立ち、現政権へのペナルティーとして投票するという行動が見られた。フィンランドについては、与党第 1 党である国民連合党は、欧州議会選挙でも得票率を拡大した。国政選挙から 1 年数ヶ月後の選挙実施という短いタイミングのほか、同年 1 月・2 月に大統領選があり、国民連合党の Stubb の勝利も影響していると考えられる。さらに、ロシアによるウクライナ戦争の影響として、地政学的な観点から同国の警戒感や、EU との共通防衛戦略の重要性への関心もうかがえる。国民連合党は長年 NATO 加盟推進派でもあった。同国では議会第 2 党で政権入りした真のフィンランド人党は大幅に票を失った。

一方、3 ケ国共通で野党に回っている左派小政党は、フィンランドの緑の党を除き、大躍進となった。上述の個人の人気という理由のほか、モデル通り欧州議会選挙が左派小政党に有利に働いたといえる。フィンランドの例は、国内でも人気が減退する同党への評価に変化がなかったという理由のほか、左派ブロック内で左派同盟に票が集中した結果とも考えられる。

会派別の動向

上記の考察を踏まえ、最後に会派別の結果を改めて検討する。なぜ極右がそれほどの力を持たなかったのかについては、デンマークでは極右の分裂、スウェーデンではスキュンデル、フィンランドでは信頼の欠如という理由が挙

げられたが、背景の1つには前述の懐疑論の衰退がある。EU 脱退論・懐疑論は大きな声を持たなかったのである。さらに、欧州の移民・難民問題が北欧ではそれほど差し迫った状況ではないという点も考慮に値するだろう。OECD (2024) によれば、北欧での新規移民数は近年減少傾向にある。また、右派グループは、防衛政策や経済政策など一定の関心はあるものの、政権への批判という点から得票が伸び悩んだ。

一方で、北欧での欧州議会選挙から見えてくる重要な争点は「欧州の平和」³¹である。欧州の平和は、小国である北欧には民主主義や経済の危機という点で最優先課題となっている。防衛政策や強い経済という点では、欧州への平和への関心は右派に一定程度プラスに働いた。また、人権問題、民主主義の尊重という点では左派への期待が大きい。今回の選挙は右と左に両極に正の作用をもたらし、中道右派と中道左派の「中央」には負の作用をもたらした。気候変動への関心も強く、受け皿となった党に違いはあるものの、左派小政党を支持する声が強まった。左派の支持は、極右や右派の急激な伸長への反対や不安の表れを反映したものとも考えられるが、この点については、政党政治の空間が国内のみならず EU 全体もしくは欧州議会に広がり極右・右派の動きを牽制する動きとなったということも考えられる。また、左派小政党の勝利については、党に対する純粋な支持というよりも、右派への反発、政権への抗議、スターの誕生、投票率の低さが功を奏するなど複合的な要因が絡み合ってもたらされた結果であるとも解釈できる。したがって、今後の選挙においても左派小政党が得票率を伸ばすか否かは、そのときどきの政治状況に大きく依存すると考えられる。

参考文献

【日本語文献】

- 今井亮佑・日野愛郎 (2012) 「『二次的選挙』としての参院選」, 「選挙研究」 27 (2) , 5-19, 日本選挙学会.
- 辰巳浅嗣編著 (2007) 『EU - 欧州統合の現在』創元社 (第二版).
- 柴山由理子 (2011) 「フィンランドの EU 加盟に関する一考察 - 冷戦終結後の論理と決断 - 」ソシオサイエンス, Vol.17, 早稲田大学社会科学部研究科, 65-80 頁.

- 鈴木悠史 (2024) 「『極右が伸長』の欧州議会選でスウェーデンの『極右』はなぜ後退したのか」, 新潮社 Foresight <https://www.fsight.jp/articles/-/50707?st=%E9%88%B4%E6%9C%A8%E6%82%A0%E5%8F%B2> (2024.10.30 アクセス)

【欧文文献】

- Berg, Linda (2019) “Europapalamentsvalet 2019: Sverige går sin egen väg”, Sieps.
- Bulmer, Simon and Lequesne, Christian (2010) *The Member States of the European Union*, Oxford University Press (Second edition).
- Dagens Nyheter, 2024/6/11
- Hix, Simon & Marsh, Michael (2007) “Punishment or protest? Understanding European Parliament elections”, *Journal of Politics* 69 (2) : 495-510.
- Hix, Simon, Noury G. Abdul, and Roland Gérard (2012), *Democratic Politics in the European Parliament*, University of California (online edition) .
- Krastev, Ivan, Leonard, Mark (2024) *A crisis of one's own: The politics of trauma in Europe's election year*, European Council on Foreign Relations
- Magnusdottir Gunnhildur (2005) *Small States' Power Resources in EU Negotiations: Nordic Entrepreneurship within the Environmental Policy of the EU*, Lambert Academic Publishing.
- Miles, Lee edited (1996) *The European Union and the Nordic Countries*, Routledge.
- OECD (2024) *International Migration Outlook 2024*.
- Oscarsson, Henrik and Sören Holmberg (red) (2010) *Väljarbeteende i Europaval*, Statsvetenskapliga institutionen Göteborgs universitet.
- SOM-institutet (2024) “Svenska Trender 1986-2023” , Göteborgs universitet.
- Raunio, Tapio (1997) *The European Perspective: Transnational Party Groups in the 1989-1994 European Parliament*, Routledge.

謝辞：デンマーク部分の執筆においては、デンマーク王国財務省国立 ICT 評議会主席顧問カーレン・アイヤースボ・イーバーセン (Karen Ejersbo Iversen) 氏からアドバイスや議論、資料提供など多大な協力を得た。この場を借りてお礼申し上げる。

注

- 3 EU 議会の会派（政党グループ）の略称および日本語名は次のとおり。EPP（欧州人民党）、S & D（欧州社会民主進歩同盟）、Pfe（欧州の愛国者）、ECR（欧州保守改革グループ）、Renew Europe（欧州刷新）、Green/EFA（緑の党・欧州自由連盟）、The Left（欧州統一左派連合）、ESN（主権国家の欧州）、NI（無所属）。日本語訳は、駐日欧州連合代表部 <https://eumag.jp/article/feature0724a/> に基づく。
- 4 <https://results.elections.europa.eu/en/turnout/>（2024 年 10 月 17 日閲覧）
- 5 Socialistisk Folkeparti はそのルーツから社会主義人民党と訳されることが多く、環境政党の役割を強く担うようになってからはグリーンレフトや社会主義人民党緑とも訳されている。本稿では Folke を国民と訳し、社会主義国民党と表記する。
- 6 左党はもともと自由主義の政党という意味で「左」が使われている農民政党である。ヴェンストレやヴェンスタと表記されることもある。
- 7 Ny meningsmåling: Danskerne er blandt de mest EU-positive borgere i EU - Fagbevægelsens Hovedorganisation（2024 年 12 月 9 日閲覧）
- 8 EP Autumn 2023 Survey: Six months before the 2024 European Elections - december 2023 - Eurobarometer survey（2024 年 12 月 9 日閲覧）
- 9 Danskerne står fast på nej til euroen: "Det er et interessant paradoks" - Altinget - Alt om politik: altinget.dk（2024 年 12 月 9 日閲覧）
- 10 Folkebevægelsen mod EU faldt ud, fordi det rene nej nu savner grobund | Information（2024 年 12 月 9 日閲覧）
- 11 同上。
- 12 Sådan blev danskerne – også dem på venstrefløj – til »gode europæere« | Information（2024 年 12 月 9 日閲覧）
- 13 左党からスピンアウトして Lars Løkke Rasmussen 前首相が 2021 年に結党。
- 14 Karen Ejersbo Iversen 氏に Zoom インタビュー（2024 年 12 月 10 日）
- 15 1991 年から実施されている、国政選挙、地方選挙等の各種選挙の出口調査。
- 16 EU-Valu: Något starkare stöd för EU bland väljarna | SVT Nyheter（2024 年 12 月 4 日閲覧）
- 17 [https://europa.eu/eurobarometer/surveys/](https://europa.eu/eurobarometer/surveys/detail/3292)

[detail/3292](https://europa.eu/eurobarometer/surveys/detail/3292)（2024 年 12 月 9 日閲覧）

- 18 2024 選挙による改選前は、環境党は 3 議席を保有しているが、これはイギリスの EU 離脱に伴う議席の再配分によるものである。2019 年選挙による環境党の獲得議席は 2 である。
- 19 「移民と難民」は極右政党・スウェーデン民主党の中核的課題であるが、イェーテボリ大学 SOM-institutet 実施の世論調査においても、2015 ～ 17 年および 2019 ～ 20 年こそ最重要国内課題であったが、その後 3 位から 5 位を推移している（SOM-institutet, 2024）状況である。
- 20 <https://www.svt.se/nyheter/inrikes/darfor-gar-mp-framat-och-sd-bakat-i-2024-ars-eu-val>（2024 年 12 月 10 日閲覧）
- 21 EU-Valu: Freden, demokratin och klimatet de viktigaste frågorna för väljarna | SVT Nyheter（2024 年 12 月 10 日閲覧）
- 22 <https://sverigesradio.se/artikel/manga-invandrare-rostade-pa-vansterpartiet-i-eu-valet>（2024 年 12 月 9 日閲覧）
- 23 EU-valet 2024: Få förändringar i svenska uppställningen i EU-parlamentet
- 24 英語名称は True Finns から Finns に変更し「フィン人党」と表記されることもあるがフィンランド語表記 Perussuomalaiset に合わせて真のフィンランド人党と記す。
- 25 Helsinki Times, https://www.helsinkitimes.fi/finland/finland-news/domestic/24582-eurobarometer-survey-79-of-finns-view-eu-membership-positively.html#google_vignette（2024 年 12 月 9 日閲覧）
- 26 同上。
- 27 <https://results.elections.europa.eu/en/turnout/>（2024 年 10 月 17 日閲覧）
- 28 <https://liandersson.fi/about-what-happened-in-the-nordic-countries-in-the-ep-elections/>（2024 年 12 月 9 日閲覧）
- 29 <https://www.is.fi/politiikka/art-2000010488325.html>（2024 年 12 月 10 日閲覧）
- 30 <https://results.elections.europa.eu/en/turnout/>（2024 年 10 月 17 日閲覧）
- 31 EU-Valu: Något starkare stöd för EU bland väljarna | SVT Nyheter（2024 年 12 月 4 日閲覧）

地方公共団体における成果連動型民間委託契約方式の動向と今後の可能性

Trends and Future Possibilities of Pay For Success Contracting Schemes in Local Governments

大塚 敬*

OTSUKA Takashi

【要旨】我が国においては、国の促進、支援のもとに、地方公共団体への成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）の活用が進められているが、現時点で導入事例は273件にとどまっている。導入に向けた検討が進まない要因として、地方公共団体内部での理解が進んでおらず、ノウハウも不足していることが指摘されている一方、すでに導入した団体では、その効果が期待通りであったと認識している団体が多い。今後取り組みたい分野も医療・健康、介護だけでなくより幅広い分野が指摘されており、支援ニーズの多い先進事例の情報提供や導入ノウハウの提供などにより、今後活用拡大が期待される。

キーワード：PFS、成果連動型民間委託契約方式、SIB、ソーシャル・インパクト・ボンド、インセンティブ、官民連携

Key words: PFS, Pay For Success Pay For Success Contracting Schemes, SIB, Social Impact Bond, Incentives, public-private partnerships

1 はじめに

我が国においては、国の促進、支援のもとに、地方公共団体への成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success、以下PFSとする）の活用が進められている。PFSには、事業者のノウハウ、創意工夫における事業の有効性・効率性の向上や成果の可視化、関係主体の連携促進などの成果が期待される一方、現時点では幅広く普及しているとは言いがたい状況にある。本稿では、PFSがこうした状況にある要因を分析し、今後の可能性について考察する。

2 PFSの概要と期待される効果

2-1 PFSの概要

PFSとは、内閣府が公表している「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通的ガイドライン」において、「その事業により解決を目指す社会課題に対応したアウトカムから成果指標を設定し、地方

公共団体等が支払う額等が、当該成果指標値の改善状況に連動する事業方式」と定義されている。さらに、「PFS契約による最終的な支払いを前提に、当該事業に係る資金調達を受託者が金融機関等の資金提供者から行い、その償還等が地方公共団体等の成果連動払等の額に応じて行われるもの」をソーシャル・インパクト・ボンド（以下SIBとする）と定義している。

PFS/SIBの一般的な事業スキームの例は図1に示す通りである。

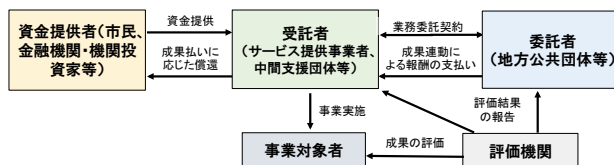


図1 成果連動型民間委託契約方式の枠組の例（SIBの場合）
出典）筆者作成

2-2 PFSの主な特徴と期待される効果

PFSの従来型の委託事業と比較した特徴は表1の通りと考えられる。主たるポイントは、支払額が成果によ

* 東海大学総合社会科学研究所客員教授、三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社主席研究員、港区政策創造研究所所長

り変動する一方、事業の実施方法に事業者の裁量の余地があるため、成果目標の達成に向けて創意工夫が促され、事業の有効性、効率性の向上が図られること、こうしたプロセスが可視化されるため、すべてのステークホルダーが事業の成果に対する意識を高め、連携が強化されることである。

特徴	期待される効果
仕様ではなく成果水準のみが指定され、実施方法については事業者に一定の裁量が付与される	事業者のノウハウが活用され、有効性、効率性の高い事業実施が期待される
客観的な指標を用いて事業の成果が評価される	事業の成果や有効性、効率性などが可視化される
地方公共団体からの支払額が成果の評価結果に応じて変動する	成果指標値改善に向けたインセンティブが働く

表1 成果連動型民間委託契約方式の主な特徴と効果
出典）筆者作成

3 我が国における PFS 導入の状況

3-1 導入期の状況

我が国では、2015 年度前後から国の各省庁によるパイロット事業が進められ、さらに 2018 年度の省庁横断的な成長戦略である「未来投資戦略 2018」に「成果連動型民間委託契約方式の普及促進」が位置付けられた。また、この提言を受けて PFS 推進を所管する組織として内閣府に「成果連動型事業推進室」が設置され、現在に至るまで地方公共団体への PFS の普及・導入の促進・支援を実施している。

ただし、当時ほとんどの地方公共団体の関心は高くなく、具体的な検討を実施していた自治体は前述のパイロット事業への参画団体など一部に限られていたと考えられる。

3-2 最新の活用状況と課題

(1) 導入件数と分野別傾向

内閣府の実施した調査によると、2023 年度末時点までの累計の PFS 実施件数は 273 件であり、分野では医療・福祉分野、介護分野が多く、この2分野で全体の8割弱を占めている。また、同調査の中で 2024 年度以降に開始する PFS 事業の実施の検討状況について、「既に実施に着手又は実施に向けた検討を進めている」と回答した団体は

55 団体（開始時期未定7団体を含む）となっている。

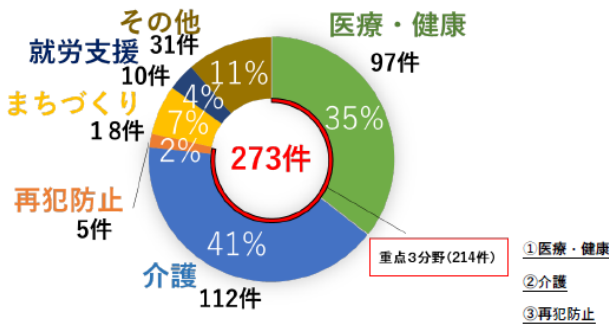


図2 PFS の国内事例（案件数）（2023 年度末時点）
出典）内閣府成果連動型事業推進室「国内における PFS 事業の取組状況について」（2024 年 3 月 5 日）

(2) 地方公共団体の導入が困難な理由

(1) に示した通り、現時点で PFS は地方公共団体に広く普及しているとはいいがたい状況にあるが、その要因を「導入の具体的な検討に至らない理由」、「導入を検討した結果実施に至らない理由」に区分して分析、考察する。

具体的な導入検討の段階に至らない理由として、図3の通り、地方公共団体が PFS の導入の具体的な検討に踏み込めない理由は、庁内での理解不足や事業方式の詳細がわからない、検討の方法がわからないなど、認知度不足、ノウハウの不足が主たる要因となっている。

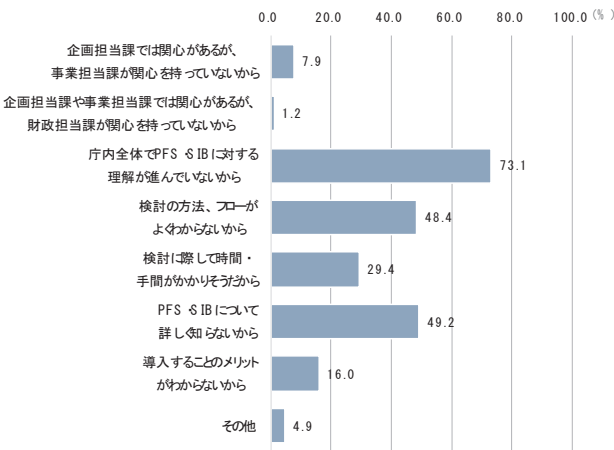


図3 PFS 事業の検討に至っていない理由
注）全都道府県市区町村 1788 団体対象、回収率 32.3%
出典）三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「令和 5 年度成果連動型民間委託契約方式（PFS）に関する実態調査報告」

次に、導入を検討した結果実施に至らない理由について、表2は、PFS/SIB を過去または現在導入済み、または導入の検討や検討のための情報収集等をしていると回答した地方公共団体に、PFS 事業導入の難しい

点、苦勞している点を把握した調査結果である。これによると、導入検討段階で課題となった庁内理解以外に、成果指標の目標値や指標の設定、支払条件、社会的便益の試算など、成果指標の設定活用に係る課題が多く挙げられている。

項目	割合(%)
成果報酬の基準となる妥当な成果目標の水準の設定が困難なこと	65.3
庁内でのPFS・SIBに対する理解が薄いこと	64.0
ロジックモデルを作成し、適切な成果指標を設定するのが困難なこと	40.0
支払い条件の設定が困難なこと	36.0
社会的便益の試算や事前評価が困難なこと	34.7
評価の客観性を担保すること	33.3

表2 PFS事業導入の難しさ、苦勞（回答率30%以上）
（具体的検討、調整、情報収集等の実施団体（n=75））

注）全都道府県市区町村1788団体対象、回収率32.3%

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「令和5年度成果連動型民間委託契約方式（PFS）に関する実態調査報告」より作成

図4は要介護度の進行抑制のための取り組みを実施した際の効果のエビデンス（成果指標）の設定の例であり、成果指標1単位がどの程度の便益をもたらすかも設定されており、こうした設定を適切に行うためのノウハウが必要となる。

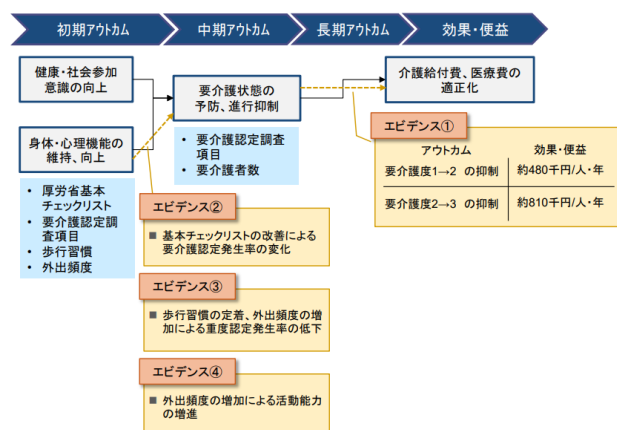


図4 PFS事業における成果指標設定のイメージ
（要介護度の進行抑制の取り組みの例）

出典）内閣府成果連動型事業推進室「成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業の社会的便益に関する調査業務報告書」（2023年3月）

また、こうした設定に際して重要な役割を担う成果指標について、最終目的により近い成果（最終アウトカム）の指標が可能なケースばかりではないため、これが困難な場合に最終成果の向上に寄与する中間的な成果（中間アウトカム）の指標、事業の実施内容による直接的な変化で中間的な成果に寄与する成果（初期アウトカム）の指標を活用することが必要であり、このように状況に応じて性質の異なる成果指標を効果的に使い分けることが必要となる。

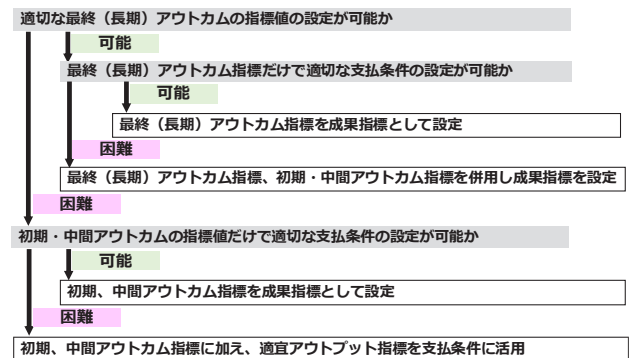


図5 PFS事業における成果指標設定のフロー
出典）筆者作成

地方公共団体は、PFS導入に際して、これらの指標や便益を検討、設定する際に、適切な設定に必要な情報・資料やノウハウを求めていると考えられる。

こうした課題に対し、内閣府では「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通のガイドライン」による検討方法や留意点に関するノウハウの提供や、事業の成果の価値や成果指標に関する各種資料など、関係府省庁が把握するエビデンス等の情報を提供している。

4 今後の可能性

4-1 地方公共団体の支援ニーズ

地方公共団体が PFS の活用に向けて国等に求める支援としては、「先進事例の情報提供」が最も多く、次いで「導入の手引きやマニュアルの提供」、「活用可能な補助事業の情報の提供」が多くなっている。

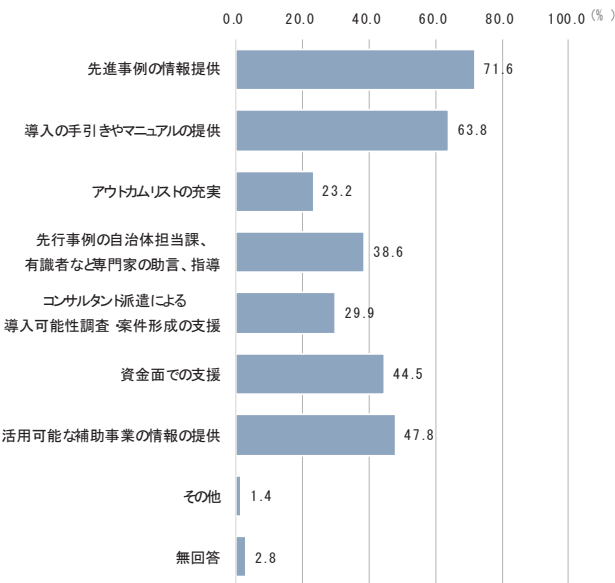


図6 PFS/SIB の検討に必要な支援

注) 全都道府市区町村 1788 団体対象、回収率 32.3%

出典) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「令和 5 年度 成果連動型民間委託契約方式 (PFS) に関する実態調査報告」

4-2 国による支援の状況

国は、成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議において 2023 年 3 月 2 日に決定した「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン (令和 5～7 年度)」において、普及促進の目標として、以下の 3 項目を掲げている。

1. 令和 7 年度までに PFS 事業案件件数を 3 年間で 90 件
2. 重点 3 分野 (医療・健康、介護、再犯防止分野) の新規団体数を 3 年間で 60 団体
3. 先導的な PFS 事業 (表 3) の案件の組成

また、こうした目標の達成に向けて、職員研修の講師派遣やセミナー開催など、地方公共団体職員の認知度・理解向上に向けた取り組み、交付金による事業実施や、その準備段階にあたる案件形成へのコンサルタ

ント派遣、専門家の派遣などの具体的な事業検討時の支援を行っている。

TYPE-A (事例蓄積がある領域)	TYPE-B (事例蓄積が少ない領域)
・アウトカム指標に連動した成果支払 ・複数年度事業 ・オープンサウンディング／公募 ・専門機関の助言・監修 ・厳密な評価デザイン ・便益等の推定 ・5000 万以上の事業規模	・アウトカム指標に連動した成果支払 ・複数年度事業 ・オープンサウンディング／公募 ・専門機関の助言・監修 ・モデル性の高い成果指標の設定

表 3 PFS アクションプランで普及を促進するとされた先導的な PFS 事業の内容

出典) 成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン (令和 5～7 年度)」より作成

4-3 普及促進による新たな可能性

実績は少ないものの、実際に PFS に取り組んだ地方公共団体は PFS の有効性を高く評価している団体が多くを占めている。このため、こうした成功例の蓄積が進み、その情報が地方公共団体に周知されることで、PFS の効果に対する認識、理解が高まり、普及促進に寄与するものと期待される。

PFS・SIB事業への期待	(n=41) 件数			割合 (%)		
	期待どおりであった	期待外れであった	無回答	期待どおりであった	期待外れであった	無回答
公共事業発注時に目標未達だった場合のコスト負担が最小限となること	26	1	14	63.4	2.4	34.1
成果に応じて報酬が支払われるため民間事業者の事業改善努力が促進されること	26	1	14	63.4	2.4	34.1
民間事業者のノウハウを活用して新しい行政サービスを実施する際の試行と検証ができること	19	4	18	46.3	9.8	43.9
予防的な視点から行政サービスの実施が容易であり将来的な行政コストの削減につながる	19	4	18	46.3	9.8	43.9
事業の成果の数値化を通して住民に説明責任を果たすことができること	26	0	15	63.4	0.0	36.6
外部資金の活用により民間事業者の資金繰りが容易となりより幅広い事業者が参加できること	7	7	27	17.1	17.1	65.9
外部資金の活用により資金提供を通して事業への地域の認知や機運醸成が期待できること	10	6	25	24.4	14.6	61.0
その他	3	1	37	7.3	2.4	90.2

図 7 地方公共団体が実際に PFS/SIB を実施して感じた評価 (回答者: 実施したことのある 41 団体)

注) 全都道府市区町村 1788 団体対象、回収率 32.3%

出典) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「令和 5 年度 成果連動型民間委託契約方式 (PFS) に関する実態調査報告」

また、図 8 に示す通り、未実施の地方公共団体において、PFS を活用したいと考えている分野は、既に実施されている事例で多くを占める健康増進、介護予防だけ

でなく、「施設・インフラの維持管理」、「公共交通の効率化」、「観光」、「移住・定住」などが多くを占めている。健康増進、介護予防は前述の通り国が重点を置いている分野ではあるものの、地方公共団体にとっては、より幅広い分野での活用が可能であることが望ましく、こうした団体の実践事例が蓄積され、そのノウハウが提供されることが普及促進に寄与するものと期待される。

ここまで述べてきた通り、PFSは事業者の創意工夫を生かした成果の向上とその可視化、ステークホルダーの連携促進など従来型の事業手法にない、多様な効果が期待できる。普及促進によりその実績、ノウハウの蓄積を進め、さらなる普及促進につなげることが期待される。

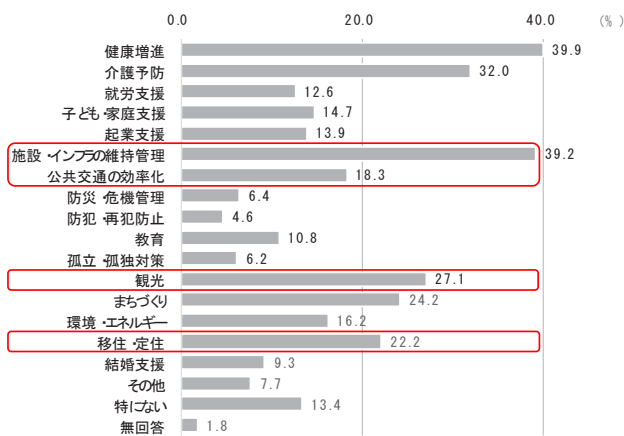


図8 PFS/SIBを活用したい分野（回答者：未実施を含む全回答団体）

注）全都道府県市区町村 1788 団体対象、回収率 32.3%

出典）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「令和5年度成果連動型民間委託契約方式（PFS）に関する実態調査報告」に一部加工

参考文献

〔日本語文献〕

- 1 内閣府成果連動型事業推進室「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通的ガイドライン」（2021年2月公表、2024年2月改訂）
- 2 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（大塚、細木、中村）「令和5年度成果連動型民間委託契約方式（PFS）に関する実態調査報告」
- 3 社会変革推進財団「成果志向の公共サービスの実現に向けて 成果連動型民間委託契約（PFS/SIB）の日本における導入期を振り返る」（2019年10月）
- 4 社会変革推進財団「日本における成果連動型民間委託契約の実態把握に係る調査研究 国内導入事例を振り返る」（2020年3月）
- 5 内閣府成果連動型事業推進室「国内における PFS 1 事業の取組状況について」（2024年3月5日）
- 6 内閣府成果連動型事業推進室「成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業の社会的便益に関する調査業務 報告書」（2023年3月）
- 7 内閣府「成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業の導入可能性に関する調査業務 報告書」（2023年3月）

こどもの権利救済に何が必要か —スウェーデンと日本のこどもオンブズマン制度から考える—

岸田 雪子*

KISHIDA Yukiko

【要旨】 こども基本法の制定、こども家庭庁発足、こども大綱策定等こどもをめぐる環境整備が推進される一方、いじめ、虐待、不適切指導等は後を絶たず、こどもの視点に立った救済機関の創設が求められる。国内各地で設置が進む「こどもオンブズパーソン」はこどもの権利侵害を総合的に救済する機関として役割を果たしうるのか。先に国レベルで導入したスウェーデンのモデルを参照しながら、日本のこども相談・救済機関に求められる「第三者性」「こどものアクセスのしやすさ」「こどもの参加と意見表明」「制度改善提案」「こどもの権利への理解普及」等の必要条件について論じる。

1 こども基本法と「こども大綱」

1-1 こどもの権利条約とこども基本法

2023年4月「こども基本法」施行により、こどもの権利条約は批准から29年を経て国内法で明文化された。「こども基本法」の理念には、全てのこどもが個人として尊重され権利が保障されることや、最善の利益が考慮されること、意見を表明し社会活動に参画する機会が確保されることなどが明記されている。これらは、こどもの権利条約のこどもに対する差別の禁止(第2条)、こどもの最善の利益の考慮(第3条)、生命・生存・発達の保障(第6条)、こどもの意見の尊重(第12条)の一般原則に沿ったものであり、国内でのこども政策策定の際、国及び自治体においてもその根拠や指針となるものである。

一方で現実を目を向ければ、こどもの総数が減り続けているにもかかわらず、年間500人程ものこどもが自ら命を絶ち、重大ないじめや、虐待が深刻化するなど、こどもの生存や発達の権利は守られているとはいえない状態にある。こどもの権利が「実質的に」保障されるには、何が足りていないのであろうか。本稿では、より実態に即したこどもの権利保障と、こどもの権利救済機関の創設について論じるものとする。

1-2 こどもの権利主体性と、救済の形

「こども基本法」施行と同時期、こどもに関する政策を総合的に推進する内閣総理大臣直属の行政組織とし

て創設されたのが「こども家庭庁」である。「こども家庭庁」には、こども政策に関する重要事項等を審議するため、有識者や若者らが参加した「こども家庭審議会」と各部会が設置され、筆者は発足当時より基本政策部会委員として「こども大綱」作成審議に参加した。

「こども大綱」は、こども施策の基本的な方針等を定めるもので、2023年春からおよそ8ヶ月の審議の積み重ねを経て具体的な方策を明示している。中でも基本的な方針の第一項には「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」とこどもの権利主体性を明記。さらに「貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する」とした。こどもの視点から捉えれば、貧困なのか性暴力かなど言語化が困難なことでも、全て権利の侵害であると総合的に捉えることで、こどもが感じる「つらい」は、救済されると宣言したものと言える。

またその救済手段として、こども施策の重要事項の中には「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする」と明記された。いくら権利があると言っても、救済の道が確保されなければ、逆境は放置されてしまいかねない。学校でも家庭でもない第三者機関として鍵を握るオンブズパーソンは、こどもの権利回

* 東海大学総合社会科学研究所客員教授

復の担い手としてどう機能しうるのか。オンブズマン制度を先駆的に導入したスウェーデンの例を紐解いてみる。

2 スウェーデンのこどもオンブズマン

2-1 こどもオンブズマンの役割

オンブズマン制度は1800年代にスウェーデンで確立し、第二次世界大戦後英語圏を中心に広がった。スウェーデンでは議会オンブズマン、平等オンブズマン、消費者オンブズマンなどがあり、こどもオンブズマンは1993年に設置法が議会で可決されている。その職務は、こども・若者の権利や利益に影響を与える問題を捉え、国内でこどもの権利条約が遵守されているかの監視に重点が置かれている。課題に対しては法改正を含めた必要な措置を提案することを主要な任務とする。一方、個別のトラブル等の事案に介入する権限は持っていない。

創設の背景には、社会保障の先進国とされるスウェーデン社会であっても様々なこどもたちへの暴力的な環境があったことがある。たとえば家庭内での体罰や精神的虐待のほか、労働力確保のために受け入れられた移民のこどもたちへの圧迫、学校内の暴力などだ。こうした環境で育つこどもたちの側に立ち救済するため、家庭でも学校でもない第三者としてこどもオンブズマンが導入されたのである。

2-2 こどもオンブズマンの成果

こどもオンブズマンの活動による成果については、京都大学大学院の高見茂氏は、家庭内暴力についての両親法第6章3の改正条項を挙げ、『「保護者は、子どもの年齢その他の状況に鑑み、子どもにとって必要とされる監督を行うものとする。子どもは体罰又はその他の攻撃的取り扱いにさらされるべきではない」と規定され、子どもを単なる親の所持品とみなすローマ法以来の伝統的観念は打破され、子どもは自己に対し尊厳を要求しうる主体として、少なくとも法的には認められるに至った」と述べている。

2023年のスウェーデンこどもオンブズマン年次報告には、政府への具体的な勧告が記されている。たとえば不登校のこどもの精神疾患のケアに地域差が大きいことを問題視し、政府に対して「こどもの視点を含め、こどもの精神疾患の概念と定義を改訂すること」「メンタルヘルスをあらゆる形態の学校教育のカリキュラムの必須の部分として導入すること」「地域ケアにおけるこどもの健康と医療に対する責任を明確にし、こどものケアへのアクセスを確保すること」などを勧告している。

2-3 こどもたちの参画と最善の利益

こうした報告書作成には当事者であるこどもたち自身が参加しているのも特徴的だ。オンブズマンによる個別インタビューやグループディスカッションを通じて、こどもたち自身のケア経験を聞くほか、精神疾患や学校欠席を抱えるこどもたちに会うためにオンブズマン事務局からこどもたちと活動する団体を訪ねるなどしていることが報告されている。こどもの権利条約に掲げられる、こどもの最善の利益の考慮や、意見の尊重の精神が具体化されていることが窺える。

スウェーデンこどもオンブズマン事務局の調査員を務めるリサ・イヴァルツバック氏は筆者のインタビューに対して、オンブズマンの存在意義をこう語っている。「こどもの権利を使わずに、こどもの生活改善はできません。ですが、多くの人はこどもの権利について、言葉では理解していても、どう使うかまではわからないという場面も多いのです。その意味を伝えることも、オンブズマンの大きな仕事です」。

また「こどもの参画」は、こどもが最善の利益を得るために欠かせないという。スウェーデンこどもオンブズマンの報告書には、「こどもたちは自分自身の状況についての専門家です」という言葉がたびたび登場する。日本でもこども基本法により、こどもに関わる施策策定にはこどもの意見を聞くことが国や自治体に義務付けられたが、こどもの意見表明の本質的な意義を理解する言葉として紹介しておきたい。

2-4 学校監督局による個別救済

前述の通りスウェーデンのこどもオンブズマンには、個別のトラブル等に介入する権限はない。こどもたちの身の回りの実際の困りごとへの救済機関としては、学校監督局の存在を挙げることができる。スウェーデン学校監督局は、全ての児童生徒が安全な環境で質の高い平等な教育を受けられるようにすることを目的とした政府機関で、2008年に教育省から独立して設立された。本部はストックホルムに置かれ、全国5ヶ所に450人ほどの職員を擁する。そして学校監督局の一部には、児童生徒オンブズマン(BEO)が設置されている。こどもたちが、もし学校内で安全に過ごせない時には、学校長や自治体等に訴えることができるが、それでも改善が見込めない場合には、児童生徒オンブズマンに訴えることができる。例えば、生徒が学校で品位を傷つけられるような扱いを受けたと考える保護者、生徒らの苦情を受け付け、その苦情についての検討の結果、学校が責任を怠ったと信じるに足る理由がある場合には、調査を開始することができる。問題の内容が差別に関わるものであれば、差別オンブズマンへ訴えることも可能だ。

こうした措置が設けられているのは、こどもたちの日々の中でも特に長い時間を過ごす学校空間で、安全で公平な学びの機会を保障するためには、もしも権利侵害が起きた場合への備えが必要であるのは自明の理であるという考えが基盤にある。その調査救済の主体が学校外の第三者にあれば、組織内の隠蔽などは起きにくい。こどもの安全な学びの機会保障を重視する貫かれた指針を読み取ることができる。

こどもは発達の途上を生きる人であるが故に権利を脅かされやすい存在であり、また救済を申し出る術も限られやすい。一方でどのような集団でもリスクはゼロにはならない。いじめや学校問題は起きないことが望ましいが、起きても必ず救われる措置があらかじめ取られていることが、権利保障を支えるために肝要であるだろう。すなわち、権利の主体であるということと救済の術があることが対になって初めて、権利は保障されるのである。

3 日本型こどもオンブズパーソン

3-1 市区町村オンブズパーソンの広がり

日本にはスウェーデンのこどもオンブズマンに見たような国レベルの独立した監視救済機関は設置されていない。一方、1990年代から市町村レベルでこどもの権利救済機関の導入例が少しずつ増えている。個別の権利擁護や救済に重点を置いて活動している事例が多いのが特徴で、こどもたちの身近に存在する日本独自の相談救済のあり方として期待は大きい。

日本初のこどもオンブズパーソンが生まれた背景には、1994年愛知県西尾市で中学生がいじめを苦に自死に至るという痛ましい出来事があった。全国に衝撃が広がり学校や教育委員会のいじめ対応の限界が浮き彫りになる中、兵庫県川西市は市内の小中学生にアンケートを実施。クラスに1人から2人のこどもが「生きているのがつらい」と感じるほどのいじめを受けたことがあると判明したことを受け1998年、市条例に基づく「子どもの人権オンブズパーソン」を設置するに至った。

同様の機関設置は、名称はこどもの権利擁護委員等様々であるが、各地で広がっている。その役割が既存の相談機関と異なるのは、第1にこどもの権利に識見を持つオンブズパーソンや権利擁護委員が任命されていること。第2に、こどもが感じる「つらい」「困っている」等、明確に言語化に至らない困り感や生きづらさを広く受け止め、支援や、場合によっては調査、勧告等に乗出すこと。第3に個別の問題から構造的な問題提起が必要であれば、制度

改善を求めること。第4にこどもの権利の普及啓発を広く行うことにあると言えるだろう。

こどもにとっては、目の前のつらい状況が、いじめなのか、性暴力なのかなど、明確でないことも少なくなく、行政の区分により分けられる相談窓口に比べ、「つらい時は、なんでも話して。一緒に考えよう」と呼びかけるオンブズパーソンは、こどもにやさしい相談救済機関と言える。ある自治体のオンブズパーソンに話を聞くと、「こどもが『もう大丈夫』と言ってからも3ヶ月は見守るようにしている」と語る。具体的に調査や介入に動かない場合でも、こどもがオンブズパーソンと繋がりが続けること、エンパワーメントそのものが、こどもの権利回復に繋がる場合もあるという。そのこどもにとっての解決、権利の回復の形を模索し、伴走することも、オンブズパーソンの欠かせない役割と言えるだろう。

条例の分類	自治体
個別条例（子どもの相談・権利救済）	兵庫県川西市、埼玉県、東京都国立市
総合条例に基づく個別条例（子どもの相談・権利救済）	川崎市、東京都江戸川区、名古屋市、東京都小金井市
総合条例	岐阜県多治見市、東京都目黒区、三重県名張市、東京都豊島区、福岡県志免町、愛知県豊田市、札幌市、福岡県筑前町、愛知県岩倉市、愛知県日進市、福岡県筑紫野市、愛知県幸田町、福岡県宗像市、北海道北広島市、愛知県知立市、青森市、北海道士別市、長野県松本市、栃木県市貝町、栃木県那須塩原市、兵庫県宝塚市、長野県、相模原市、三重県東員町、福岡県川崎町、東京都西東京市、甲府市、福岡県那珂川市、東京都中野区、山梨県、埼玉県北本市、静岡県富士市、愛知県瀬戸市
総合条例（施策推進の原則条例を改正し、子どもの相談・権利救済条項等を追加）	東京都世田谷区、北海道芽室町、兵庫県尼崎市
施策推進の原則条例（子育て・子育て支援）	秋田県

図1 子ども条例にこどもの相談救済制度を規定している自治体
(注) 出典：日本弁護士連合会子どもの権利委員会編「子どもコミッショナーはなぜ必要か」第3章 自治体で広まる子どもの相談・救済機関（半田勝久・間宮静香）より

3-2 首長部局によるいじめ調査

第三者による相談・調査機関という観点では、日本では新たな体制構築も推進されている。地域におけるいじめ防止対策として子ども家庭庁が取り組む「首長部局からのアプローチによるいじめ解消」の仕組みづくりが検討されており2024年現在ですでに10以上の自治体に参加し開発実証が行われている。主にいじめ相談救済の取り組みで、従来の学校や教育委員会で解決を目指すだけでなく、首長部局に専門のいじめ解消部局を作り、子どもからの相談を受け、必要であれば調査にも乗り出す仕組みだ。

いじめ対応は保護者が与えたスマートフォンを通じて続く場合も増えており、また事実認定を教員が担うには限界もある。学校内にとどめず、第三者的な立場から子ども個人の権利回復を目指すという意味で、首長部局の対応にはオンブズパーソンと類似性が見られる。ただ、何をもって「解消」と見るかには注意が必要だ。表面上の「解消」や「解決」を急ぐことは、かえって事態が大人から見えにくくなり深刻化する恐れもある。あくまで当事者である子どもの視点での「解消」の判断が必要である点で丁寧さを要するものであり、各地の取り組みを精査した上で、共有していくことが欠かせないだろう。

人的なりソースで言えば、オンブズパーソンも、首長部局のいじめ解消も、子どもの権利に識見を持つ弁護士等の協力が欠かせない。また各校に配置されているスクールカウンセラーなど臨床心理の専門家も、人員の不足が指摘され続けており、限られた人材を子どもの権利回復に集中し力を発揮できる組織づくりが必要である。また、複数の相談救済窓口が並列して増えることは、子どもにとってアクセスしやすいとは言い難い。その意味で、オンブズパーソン、首長部局のいじめ解消の取り組みはいずれ統合され、子どもにとってやさしい権利回復機関として、全ての子どもがアクセスできるよう全国規模での配置を目指すことが望ましいと言えるだろう。命を守る仕組みに、地域差があってはならないのだ。

3-3 国レベルの救済機関

子どもの権利が「実質的に」保障されるための、子どもの個別の権利救済にあたる組織に触れてきたが、個別の問題から見えてきた制度的な歪みを改善へと繋げるには、地方自治体レベルの機関では限界がある。

国連・子どもの権利委員会は日本を含む批准国に対し、独立して子どもの権利を監視する機関の設置について勧告しており、一般的意見2号では、独立機関において遂行されるべき活動について具体的に解説されている。

以下に抜粋すると

- (1) 苦情または職権に基づき、子どもの権利が侵害されているいかなる状況についても調査する
- (2) こどもの権利促進及び保護に関わるいかなる事柄についても見解、勧告、報告を作成及び公表する
- (3) こどもの権利保護に関わる法律や実務が十分かつ効果的であるか常に検討し公的機関及び民間機関に助言を提供する
- (4) 政府によるこどもの権利の実施状況を監視し、報告する。国の経済計画や開発計画の設定にあたりこどもの権利を考慮することや、細分化された統計が定期的に収集されることを確保する
- (5) 法律及び政策が策定から実施に至るまで、こどもの最善の利益が第一義的に考慮され検討されることを確保する
- (6) こどもの意見が表明され、かつその意見に確実に耳を傾けられることを確保する
- (7) 国内法の策定に、こどもの権利に関する NGO の実効性のある参加を促進する
- (8) こどもの権利の重要性に関する人々の理解を促すため、メディアと緊密に協働する。子どもに焦点を当てた人権教育を実施する
- (9) 学校や大学のカリキュラム及び専門的集団において、こどもの権利に関する教育や調査研究、こどもの権利の統合を促すプログラム作成を援助する
- (10) 少年収容施設やケア施設を訪問して状況報告及び改善のための勧告を行う
- (11) こどもに対して法的援助を提供する。適当な場合には、裁判所に対してこどもの権利に関する専門知識を提供する

実際の機関が持つ役割や設置根拠、活動内容は国により様々であるが、日本でも政府によるこどもの権利実施状況を監視・報告する機関は必要で、その創設にあたっては、次の点は重視する必要があるだろう。

第1には独立した調査、政策提言機能である。こどもの権利侵害に関わる全ての事象への調査権限を持ち、地域の権利救済機関と連携して国内の政策や法律、行政プロセスの改善を助言、提言できることが重要である。第2には、当事者であるこどもの声を聞き取り、集約し、政策提言に生かすこと。また、こどもたちの意見を定期的に収集し最善の利益確保に繋げること。その際、施設や医療機関で育つこども等聞かれにくいこどもの声を聞きに定期的に出向き環境の改善に繋げること。第3には、こどもの権利の重要性を、こどもと関わる全ての大人、また広く国民に伝える情報発信活動を積極的に行うことである。

人は社会的な存在であり、他者との関係性の中でこどもは成長する。こどもの権利は、こどもたちを取り囲む日常の人間関係の中で、こどもと接する全ての人が「保障する当事者」であると理解されることが、実質的な権利保障を支える基盤となるのであり、その普及啓発は国の責務として取り組まなければならない。

4 おわりに

2023 年度、30 日以上欠席した“不登校の状態”にある小中学生は 34 万人にのぼり、11 年連続で増加し過去最多となったと文部科学省が調査結果を公表している。当事者のこどもたちの状況については「学校生活に対してやる気が出ない」「不安・抑うつ」「生活リズムの不調」等の相談があったとされており、健やかで安全な学びの環境改善は急務である。この調査の名称は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」であるが、「生徒指導の対象」として課題を捉えるにとどめず、一人ひとりの最善の利益のため「こどもの権利を回復する」視点から環境改善に乗り出す必要があるのではないだろうか。

こどもの権利を実質的に保障する道のためには、こどもの権利についての大人側の深い理解と、行動変化の継続、そしてこどもにとってアクセスしやすい救済の窓口が欠かせないのであって、そのどれもが急務であることを、こどもたち自身が教えてくれている。

参考文献

- ・伊藤健治「子どもの権利擁護機関に関する制度的検討—条例に基づく子どもの権利擁護制度の特徴と課題」
- ・伊藤健治「子どもの権利保障と子ども行政の総合化—こども家庭庁の創設にあたって」
- ・高見茂「スウェーデンにおける児童保護オンブズマン制度の現状と問題点」
- ・平松毅「スウェーデンにおけるオンブズマンの創設と特色」
- ・池本美香「子どもの権利保護・促進のための独立期間設置の在り方」
- ・日本弁護士連合会子どもの権利委員会編「子どもコミッショナーはなぜ必要か—子どもの SOS に応える人権機関」
- ・川野秀之「政治制度としてのオンブズマン制度—民主政治の発展のために—行政のスウェーデン・モデルを求めて」
- ・一場順子「子どもの権利条約に基づく子ども条例・子どもの相談救済機関」
- ・勝野正章「子どもの権利保障と学校教育—教育行政の課題」
- ・平野裕二「子どもの権利条約第 3 回日本政府報告書の分析と課題」
- ・こども家庭庁「こども大綱」の推進 <https://www.cfa.go.jp/top>
- ・文科省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 <https://www.mext.go.jp>
- ・川西市子ども人権オンブズパーソン「なぜ『子ども人権オンブズパーソン』ができたの？」
- ・Report 2023 – How bad do I really have to feel? <https://www.barnombudsmannen.se>
- ・Child and School Student Representative (BEO) <https://www.skolinspektionen.se>

公務員の職員採用試験の多様化をめぐる —国家公務員採用試験への波及と今後の課題を中心に—

Concerning Diversification of Public Employees Recruitment Examination —Focusing on the Spillover to the National Public Employees Recruitment Examination and Future Issues—

原田 悠希*

HARADA Yuki

【要旨】 地方公務員を中心に、従来型のいわゆる「公務員試験」から脱却し、採用試験を多様化していく動きが進んでいる。この動きは、地方公務員との併願が多い国家公務員採用試験（一般職大卒程度試験、財務専門官試験、国税専門官試験、労働基準監督官試験）の実施状況に大きな影響を及ぼしている。2025 年度から一般職大卒程度試験に教養区分を新設するなど、国家公務員採用試験においても多様化の動きが一部に見られるものの、全体的には従来型の採用試験が継続実施されている状況にある。新たな手立てが講じられない場合、採用試験による人材選抜が困難となり、有為な人材の確保ができなくなってしまう可能性がある。

キーワード：公務員、職員採用試験、国家公務員採用試験、地方公務員採用試験

1 はじめに

公務員の職員採用試験の多様化が進んでいる。特に、地方自治体における新規卒者の採用を念頭においた試験では、学力重視の従来型のいわゆる「公務員試験」からの脱却の動きが顕著となっている。教養試験・専門試験の廃止縮小、SPI などの適性検査の導入、口述試験・グループワークといった人物試験の重視といった取組が各自治体において急速に進められており、こうした多様化の動きを、総務省も積極的に後押ししている。

こうした地方公務員の採用試験の多様化の動きは、多くの受験者が併願する国家公務員の採用試験にも少なからず影響を及ぼすことが想定される。そこで、本稿では、国家公務員採用試験の中でも地方公務員との併願が多い4つの試験区分、一般職大卒程度試験と、専門職試験（財務専門官、国税専門官、労働基準監督官）に焦点を当て、近年の採用試験の実施状況・改革動向について分析を進めるとともに、これらの国家公務員採用試験の今後の課題について論じていく。

以下、第2節で地方公務員の職員採用試験の多様化の

状況について確認する。第3節では、本稿が分析対象とする国家公務員試験の試験実施状況について人事院公表のデータに基づき整理する。第4節では、本稿が分析対象とする国家公務員試験の改革動向について整理する。最後に、第5節では本稿の分析結果から明らかになる今後の課題について考察する。

2 地方公務員の職員採用試験の多様化

1990 年代以降、民間企業により近い選抜方法を導入することで、従来の公務員志望者以外の層を取り込み、受験者の多様性を確保しようとする地方自治体が現れた。また、この動きが、近年の採用難を背景に、受験者数の確保を目的として広く展開されていくようになっていった（大谷 2023：63-65）。

各自治体における採用試験の多様化の取組が進展する中で、総務省において、2021 年度に地方公務員の職員採用試験の実施方法に関する調査が実施された。調査結果を踏まえ、総務省は、各自治体における取組を肯定的に評価するとともに、有為な人材の確保に向け

* 東海大学政治経済学部政治学科

今後とも地域の実情に応じた工夫を凝らして様々な取組を進めるよう、2021年12月24日付けで通知を发出した（原田2022）。さらに、2023年12月22日付けで新たな「人材育成・確保基本方針策定指針」を公表し、各自治体に対し人材の育成・確保の取組を着実に推進するよう通知を行った^{*1}。この策定指針の中には、「多くの、かつ多様な人材に公務に挑戦してもらうためには、受験者の負担を軽減するような試験方式を実施することも有効と考えられる」との現状認識に立って、例えば「教養試験に代わるSPIなどの適性検査の導入」、「口述試験やグループワークといった人物試験の配点比率の増加」など、多様な試験方式の工夫を検討すべきことが明記されている。

こうした環境下において、これまで従来型の採用試験を続けてきた地方自治体を含め、地方公務員の職員採用試験は急速に多様化が進んでいる状況にあるといえる^{*2}。

3 国家公務員採用試験の実施状況

こうした地方公務員の採用試験の多様化の動きは、多くの受験者が併願する国家公務員の採用試験にも少なからず影響を及ぼすことが想定される。なぜなら、これまで多くの公務員志望の受験生は、採用試験の出題科目や合格難易度が近い国家公務員採用試験と地方公務員採用試験を併願してきたからである。

各自治体における採用試験が多様化され、地方公務員を目指すに当たって教養試験・専門試験の受験が必須でなくなってくると、従来型の公務員試験対策を行っている受験生の総数が減少することとなる。また、国家公務員・地方公務員のいずれかになりたいと考えている受験生にとって、従来型の公務員試験対策が必要な国家公務員を目指すことへの負担感がこれまでよりも高まることとなる。

以下本稿では、国家公務員採用試験の中でも地方公務員との併願が多いと考えられる4つの試験区分、一般職大卒程度試験と、専門職試験（財務専門官、国税専門官、労働基準監督官）の2012年度以降^{*3}の試験の実施状況（受験者数、最終合格者数、競争率、第1次試験通過率の推移）について、人事院データに基づき確認する^{*4}。

3-1 受験者数、最終合格者数の推移

（1）一般職大卒程度試験

2010年代前半に25,000人を超えていた受験者数が、2020年度に20,000人を割り込んだ。その後少し回復した

時期があるものの、直近2024年度は17,463人と受験者数の減少傾向が続いている。

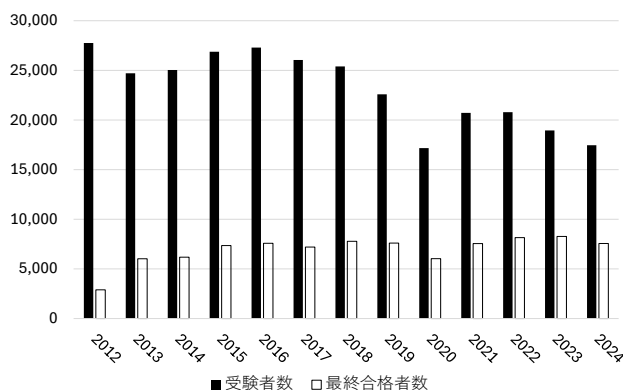


図1 一般職試験（大卒程度試験）の実施状況

（2）財務専門官試験

2010年代前半に2,500人を超えていた受験者数が、2020年度に1,500人を割り込んだ。その後少し回復した時期があるものの、直近2024年度は1,277人と受験者数の減少傾向が続いている。

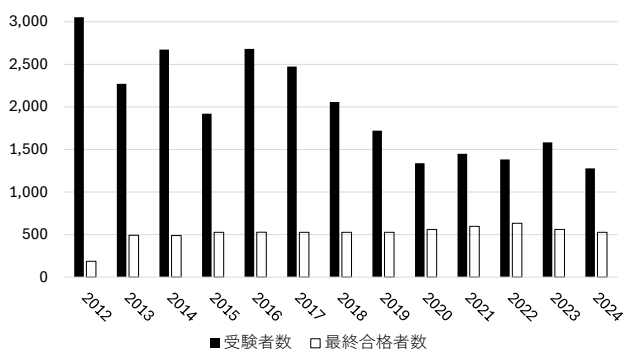


図2 専門職試験（財務専門官）の実施状況

（3）国税専門官試験

2016年度に12,000人を超えていた受験者数が、2020年度に10,000人を割り込んだ。その後少し回復した時期があるものの、直近2024年度は8,555人と受験者数の減少傾向が続いている^{*5}。

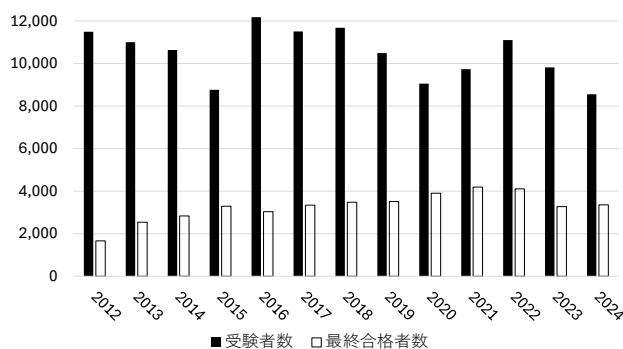


図3 専門職試験（国税専門官）の実施状況

(4) 労働基準監督官試験

2019年度まで2,000人を超えていた受験者数が、2020年度に2,000人を割り込んだ。その後も受験者数は回復せず、直近2024年度は1,377人と受験者数の減少傾向が続いている。

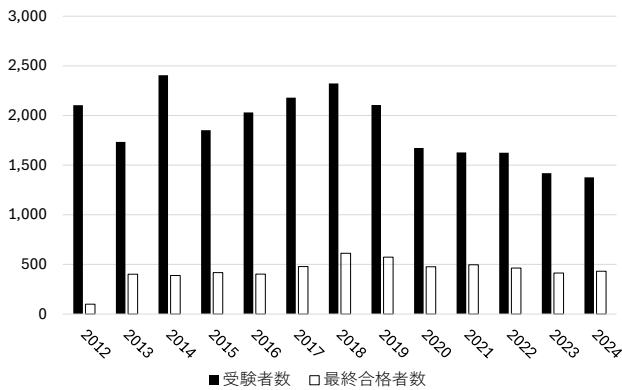


図4 専門職試験（労働基準監督官）の実施状況

3-2 競争率、第1次試験通過率の推移

(1) 競争率

ここまで確認してきた4つの試験区分について、2013年度から直近までの12年間の競争率の推移を整理すると、以下の図5のようになる^{*6}。当初4倍程度であった競争率が、年度によって若干の増減はあるものの、長期的には減少傾向にあることが見て取れる。2024年度の競争率は、一般職大卒程度試験が2.3倍、財務専門官試験が2.4倍、国税専門官試験が2.5倍、労働基準監督官試験が3.2倍となっている^{*7}。

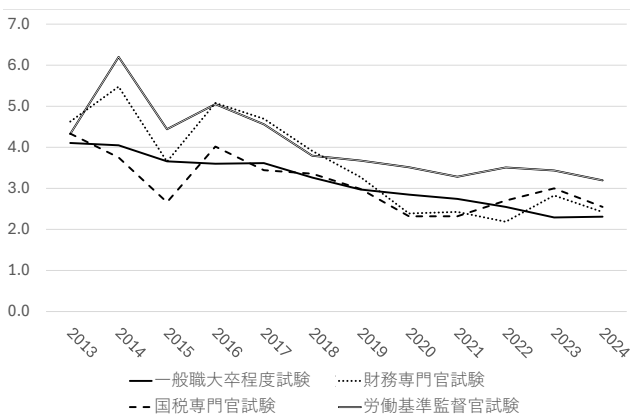


図5 国家公務員採用試験の競争率

(2) 第1次試験通過率

また、2013年度から直近までの12年間の第1次試験通過率（第1次試験受験者のうち第1次試験を合格したものの割合）の推移を整理すると、図6のようになる。当初

40%程度であった通過率が、年度によって若干の増減はあるものの、長期的には増加傾向にあることが見て取れる。2024年度の第1次試験通過率は、一般職大卒程度試験が62.0%、財務専門官試験が73.4%、国税専門官試験が69.1%、労働基準監督官試験が85.4%となっている。

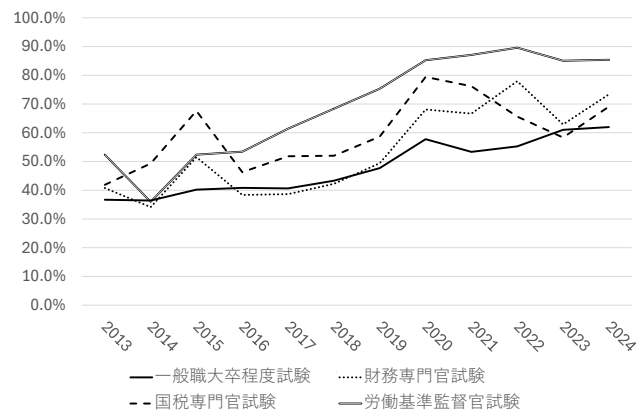


図6 国家公務員採用試験の第1次試験通過率

これらの試験では、教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の成績を総合して第1次試験合格者が決定されることとなっている。この点、第1次試験通過率が高くなってきていることは、学力重視の従来型の試験を課しているにもかかわらず、当該試験の成績によって人材の選抜が行えない状況になりつつあることを示唆している。

4 国家公務員採用試験の改革動向

このような環境下において、国家公務員採用試験を実施している人事院も、「国家公務員の人材確保の現状は、危機的な状況」という課題認識に立って採用試験の改革を進めている。例年8月上旬に人事院勧告に併せて公表される「公務員人事管理に関する報告」では、2022年の報告から直近の2024年の報告まで3か年続けて人材確保策の一環として、採用試験の改革に関する方向性が示されている^{*8}。

総合職試験に関する改革内容が多い^{*9}ものの、本稿が分析対象とする4つの試験区分に関わる改正も行われている。以下、これらの試験区分に関する2023年度以降の変更点について整理して記述する。

(1) 合格有効期間の延長（2023年度試験～）

従前は3年間であった試験の合格有効期間について、5年間に延長する。これにより、民間企業等で数年間勤務した後第二新卒として国家公務員への転職を目指すケースや、

大学院修了後に国家公務員への就職を目指すケース等において、再度採用試験を受験することなく各府省庁の官庁訪問を受けられるように間口拡大が図られている。

2022年度までの試験の合格者の合格有効期間は延長されていないので、間口拡大によって官庁訪問可能な対象者が増える効果が現れるのは、早くて2026年度の官庁訪問からとなる。人事院が想定した通りに、第二新卒や大学院修了者などが過去の試験合格実績を活用して採用を目指すかどうかについては、今後の動向を見極める必要がある。

（２）基礎能力試験の出題数見直し（2024年度試験～）

従前は40題であった基礎能力試験の出題数について、30題に削減する。削減される合計10題の内訳は、知能分野が3題（27題→24題）、知識分野が7題（13題→6題）となっており、出題範囲が広く対策の難しかった知識分野の出題が大幅に減らされている。また、知識分野の出題内容も、「自然・人文・社会に関する時事、情報」に変更され、時事問題を中心とした出題に変更されている。

しかし、改革が行われたにもかかわらず、初年度である2024年度の各試験の受験者数は改革前の前年度よりも減少している。出題分野の変更はなく、専門試験も維持されていることから、出題数のみの見直しによってでは、受験者数の増加をもたらす効果は限定的であったと考えられる。

（３）一般職大卒程度試験への専門試験を課さない「教養区分」の新設（2025年度試験～）

地方公務員の採用試験と併願する例が多いとされる一般職大卒程度試験に志望者を誘致する観点から、人事院は2022年の公務員人事管理に関する報告において専門試験を課さない試験区分を新設することについて検討を進める旨を明らかにしていた。2年の検討期間を経て、2024年の同報告において、2025年度から「教養区分」として実施されることが決まっている。基礎能力試験、課題対応能力試験、一般教養論文試験のみで第1次試験の可否が判定され、専門試験対策が不要となることから、公務員試験対策への負担感は大幅に軽減され、受験者に対する訴求力は大きいものと考えられる。

また、同試験区分については、民間企業の採用活動の早期化への対応が必要であるとの観点から、受験可能年齢を他区分よりも1歳低い「20歳以上」とし、大学3年生の受験を可能とすることとされている（2年続けての教養区分の受験や、翌年専門試験のある他区分の受験も可能。）^{*10}。早い段階から公務員を将来の選択肢とし

ている学生が、「腕試し」として早期に受験することが想定されている。なお、第1次試験日が同日に設定されることから、同一年度に専門試験のある他区分を併願することはできない。

本稿の執筆段階では、今般新設される教養区分の採用予定者数が明らかにされていない（2025年2月頃公表予定）。従来の専門試験のある区分から教養区分に採用予定者数が大幅にシフトされることとなれば、受験者へのインパクトはより大きなものとなる（他方、採用予定者数が限定的なものに留まれば、受験者へのインパクトは限定的なものとなる）。また、専門職試験（財務専門官、国税専門官、労働基準監督官）は改革を行わず、採用試験の全てで専門試験の実施を維持する^{*11}ことから、一般職大卒程度試験の改革が、専門職試験に与える影響についても今後留意していく必要がある。

５ おわりに

ここまで、地方公務員との併願が多い国家公務員採用試験の4つの試験区分、一般職大卒程度試験と、専門職試験（財務専門官、国税専門官、労働基準監督官）に焦点を当て、近年の採用試験の実施状況・改革動向について分析を進めてきた。

一般職大卒程度試験に教養区分が新設されるなど、国家公務員採用試験においても多様化の動きが一部に見られるものの、全体的には従来型の採用試験が継続実施されている状況にある。一般職大卒程度試験については、2025年度に初めて実施される教養区分の受験者数、最終合格者数、最終的な採用者数等の状況を踏まえた上で、さらなる手立てが必要か否か検討を続けていく必要がある。

また、専門職試験（財務専門官、国税専門官、労働基準監督官）については、一般職大卒程度と同様に、合格有効期間の延長、基礎能力試験の出題数などの見直しは行われているものの、改革内容は極めて小幅なものに留まり、従来通りの採用試験が継続実施されている状況にあると見て差し支えない。そもそもこれらの試験は、会計学（財務専門官試験・国税専門官試験）、労働法・労働事情（労働基準監督官試験）といった、他の公務員採用試験では通常出題されない専門科目が存在し、受験への負担感が大きい。専門職であるとの位置付けを踏まえると、専門試験のハードルを下げることに抵抗があるものと推察されるが、3-2（2）で確認した近年の第1次試験通過率を踏まえると、従来型の試験を課し続け

ることによって人材の選抜が適切に行えていると必ずしもいえない状況となっている。このまま、新たな手立てが講じられない場合、採用試験による人材選抜が困難となり、有為な人材の確保ができなくなってしまう可能性があることを踏まえると、専門職試験の改革も早急に検討が必要になってくるものと考えられる。細かな専門知識については採用後の研修等で補うことを前提とした上で、採用試験段階では、財務専門官、国税専門官、労働基準監督官といったそれぞれの職務に就くに当たっての適性を見定めていくような試験を実施できないか検討を進めていくことが必要ではないかと考える^{*12}。

職員採用のあり方が多様化している現状について批判的に論じる研究（田井 2022）もあるが、本稿では、地方公務員を中心に進む採用試験の多様化は所与の前提とし、その是非に関する議論は一旦おいた上で、国家公務員採用試験の実施状況、改革動向、今後の課題に絞って検討したものとなっている。また、公務員志望者を増やすためには、勤務環境や給与面での魅力を向上させる、公務の魅力情報を発信していくといった方策が必要不可欠であり、そちらが筋論として先であるが、本稿ではあえて採用試験のあり方に絞って検討を行うものとなっている。これらの点については、稿を改めて論じることとしたい。

参考文献

〔日本語文献〕

大谷基道（2023）「地方自治体における採用活動の現状と課題—採用試験の見直しを中心に」『日本労働研究雑誌』759、61-70

田井浩人（2022）「自治体における職員採用のあり方に関する一考察—採用の『募集モデル』に対する批判的検討—」『都市とガバナンス』vol.38、92-100

原田悠希（2022）「地方公務員の職員採用方法の多様化について」『地方公務員月報』703、27-43

〔ホームページ〕（2024 年 12 月 13 日最終閲覧）

- ・国家公務員試験採用情報 NAVI（人事院ホームページ）
<https://www.jinji.go.jp/saiyo.html>
- ・人事院勧告（人事院ホームページ）
<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku.html>
- ・参与会（人事院ホームページ）
<https://www.jinji.go.jp/seisaku/seisakuhyoukatou/sanyokai.html>

- ・人事行政諮問会議（人事院ホームページ）
<https://www.jinji.go.jp/civilservicehrmadvisoryboard/>
- ・新たな公務員人事管理に関する勉強会（人事院ホームページ）
<https://www.jinji.go.jp/seisaku/jinji-etc/koumu-benkyoukai.html>
- ・公務員白書（年次報告書）（人事院ホームページ）
https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/koumuinhakusyo.html
- ・報道発表資料（人事院ホームページ）
https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya.html
- ・地方公務員制度等（総務省ホームページ）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/index.html
- ・令和 7 年度特別区職員採用試験 I 類【早期 SPI 枠】の新設について（特別区ホームページ）
<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/hodo/r6/0917.html>

注

- *1 人材育成・確保基本方針策定指針は、「少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少、個人のライフプラン・価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展など、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化している」、「今後、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されること等が想定される中、複雑・多様化する行政課題に対応する上で、地方自治体における人材育成・確保の重要性は従前にも増して高まっている」との問題意識に立って、策定されている。
- *2 網羅的に調査を行っているわけではないが、筆者が所属する東海大学政治経済学部のキャンパスがある東京都内・神奈川県内の自治体の職員採用ホームページを概観すると、学力重視の従来型の試験しか行っていない自治体はほぼ見受けられない状況にある（従来型の試験を続けていた特別区においても、2025 年度から早期 SPI 枠が新設される予定である）。
- *3 2012 年度以降のデータを用いているのは、同年度から国家公務員試験の改革が実施され、現在の試験形態となっているためである。本稿で題材としている試験区分に関しても、一般職試験の開始（旧Ⅱ種・Ⅲ種試験からの改組）、財務専門官試験の創設（旧Ⅱ種試験からの独立）が行われている。なお、各試

験とも 2012 年度の最終合格者数が少なく、倍率が高くなっているが、これは民主党政権下で新規採用抑制が行われたことによるものである。

- *4 国家公務員採用試験については、試験申込者数のデータも公表されているが、同試験の特徴として申込を行ったものの実際には受験しなかった者が、各試験においてかなりの程度存在することから、本稿では第 1 次試験受験者数のデータを用いる。競争率についても、第 1 次試験受験者数を最終合格者数で除して算出している。
- *5 2015 年度に受験者数が落ち込んでいるのは、同年に限って一部の地方公務員採用試験（東京都、特別区等）と試験日程が重なったことが要因とみられている。このことから、地方公務員採用試験との併願をする受験生が多いことがうかがえる。
- *6 注 3 において述べたとおり 2012 年度の採用試験では新規採用抑制が行われた結果、倍率が高くなってしまっている。図 5 において 2012 年度の競争率をグラフ化していないのは、新規採用抑制という特別な事情が存在する当該年度と他の年度の競争率を同列に比較することが適当でないためである。
- *7 注 4 において述べたとおり、本稿において競争率は、第 1 次試験受験者数を最終合格者数で除して算出しているが、実際の試験においては第 1 次試験後合格者の全てが第 2 次試験を受験している訳ではなく、第 2 次試験実施段階において多くの辞退者が発生している（2024 年度の場合、一般職大卒程度試験で 1,685 人（15.6%）、財務専門官試験で 259 人（27.6%）、国税専門官試験で 1,084 人（18.3%）、労働基準監督官試験で 275 人（23.4%）が、第 1 次試験に合格したにもかかわらず、第 2 次試験を受験していない）。選考段階での辞退者も加味した実質的な競争率は、さらに低いといえる。
- *8 2022 年 8 月の公務員人事管理に関する報告において、採用試験の改革に関する記述が新たに盛り込まれたのには、地方公務員の職員採用試験の多様化に関する動きが影響している。例えば、人事院の参与である境克彦（時事通信社代表取締役社長）は、同年 1 月 17 日に開催された第 110 回参与会において、総務省が発出した通知（注 1 において述べた 2021 年 12 月 24 日付け通知）に触れ、国家公務員も「乗り遅れないでほしい」と発言している。また、同年 4 月 25 日に開催された第 111 回参与会における人事院説明資料では、大学の就職担当教職員へのヒア

リングの中で「地方自治体が試験負担軽減を進める中、国家公務員試験の準備に要する負担が大きいのではないか」との意見があったことが紹介され、一般職大卒程度試験における新区分創設に向けた論拠とされている。

- *9 試験日程の前倒し、教養区分の見直し（受験可能年齢の 1 歳引き下げ[大学 2 年生の秋から受験可能に]、春秋の年 2 回試験の実施）、「政治・国際・人文区分」の創設など、総合職試験に関しては、矢継ぎ早に改革が行われている状況にある。
- *10 大学 3 年生で合格するケースを想定して、新設される教養区分の合格有効期間は他の区分よりも 1 年長い 6 年間に設定される。
- *11 国税専門官試験に限っては、2025 年度から専門試験（多肢選択式）の必須科目の題数減少、選択必須科目の導入に伴う問題の選択方式等が行われる旨が人事院ホームページにおいて公表されている。しかし、この見直しは、全体の出題数、解答題数及び出題分野に変更が生じないものであり、受験者数の増加をもたらす効果は限定的なものに留まると想定される。
- *12 人事院では、今後の公務員人事管理のあり方に関し有益な知見を得るために、2023 年 4 月から有識者の参集を得て「新たな公務員人事管理に関する勉強会」を実施している。2024 年 5 月 9 日に開催された第 4 回の勉強会では「国家公務員の採用について」がテーマとされており、その議事要旨を確認すると「国家公務員志望者の減少は、採用試験のハードルが高いことも要因の一つではないか。現行の採用試験の方法・内容で必要な人材を適切にスクリーニングできているかについても疑問がある。」「かつての振るい落とすタイプの選考ではなく、選考プロセスのなかで国家公務員の魅力を実感してもらえるような採用方法に移行していく必要がある」といった議論がなされている。筆者も、このような議論に同感である。

東海大学総合社会科学研究

No.8 2025

2025 年 3 月 20 日 発行

発行者 藤本 祐司

〒151-8677 東京都渋谷区富ヶ谷 2-28-4

tel 03-3467-2211 (代)

発行所 東海大学総合社会科学研究所

〒151-8677 東京都渋谷区富ヶ谷 2-28-4

tel 03-3467-2211 (代)

ISSN 2433-8362